



Title	カラホト出土モンゴル語分例請求文書の再研究
Author(s)	松井, 太
Citation	内陸アジア言語の研究. 2023, 38, p. 51-130
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/95259">https://hdl.handle.net/11094/95259</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# カラホト出土モンゴル語分例請求文書の再研究

松井 太\*

## 0. 序論

中国内モンゴル自治区阿拉善（Alašan）盟額濟納（Ejina～Ejen-a）旗の東南約20 kmに位置するカラホト（Qara-Qota～Khara-Khoto、またはハラホト。現代漢語では黒城～黒水城）遺跡からは、西夏時代・モンゴル帝国時代に属する諸言語の古文書資料が出土しており、それらは当該時代の歴史研究の上で重要な一次史料となる。カラホト遺跡の発掘調査は20世紀初頭にП. К. Козлов・M. A. Steinらによって先鞭をつけられ、第二次世界大戦後には中国側の研究機関により小規模に継続されていた。しかし1983–1984年に中国内モンゴル文物考古研究所・阿拉善盟文物工作站が実施した大々的な発掘調査により、約3,000点の漢語・非漢語資料が将来された。この新発見資料には、大元ウルス（元朝）政権が当地に設置した亦集乃（Isina(i)）路総管府により保管されていた官文書・行政文書をはじめ、モンゴル時代の各種文書が大量に含まれており、モンゴル支配下のカラホト地域社会の歴史を考察するための情報は一気に増加した<sup>(1)</sup>。

この1983–1984年発掘資料の大多数を占める漢文文書については、まず李逸友『黒城出土文獻』（以下、HCWと略）が極少断片を除く760点余りを簡体漢字により移録しつつ初步的な歴史分析を加えた。その後、包括的な図録として『中國藏黒水城漢文文獻』（以下、ZHHWと略）全10冊が刊行された。ほぼ同時期に、ロシア・サンクトペテルブルク東方文献研究所（St. Petersburg Institute of Oriental Manuscripts）所蔵のКозлов将来資料や大英図書館（British Library）所蔵のStein将来資料の公開も進められたことで、特に中国においてカラホト出土文書研究は活性化した<sup>(2)</sup>。

\* 大阪大学人文学研究科教授（MATSUI Dai. Professor, Graduate School of Humanities, The University of Osaka）  
本稿における先古典期ウイグル文字モンゴル語転写はBT XVI、パクバ文字転写は呼格吉勒圖・薩如拉2004の方式におおむね準拠し、校訂テキストの[abč]は缺字の推補、(abč)は残画の推補、( )は判読できない文字の概数を示す。出土漢文文書の録文においては、□は破損缺落、文字は全缺字の推補、文字は残画による推補、……は推補不能の文字、□は1字分の残画、誤は墨勾・塗抹と訂正、【印】は印鑑、押は押字を示す。各種の俗字・異体字は適宜に正字に改め、ときに誤により筆者の校訂を示す。

- (1) カラホト遺跡の発掘調査と出土文献資料の研究史の概略については、ZHMW, 1–10を参照。
- (2) カラホト出土の漢文文書に関する研究史は、船田2018, 33および杜立暉2021, 1–16で概観されている。Козлов将来のカラホト出土漢文・西夏語資料は『俄藏黒水城文獻』全31冊（上海古籍出版社、1996–2022）により図版が刊行されている。Stein将来のカラホト出土漢文資料の録文集成としてはMaspero 1953、郭峰1993に加え、『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻：非佛經部分』（以下、SteinIIIと略記）を参照できる。なお『英國國家圖書館藏黒水城文獻』全5冊（上海古籍出版社、2005–2010）はOr. 12380台の文献3,957点の図版を収録するが、大多数は西夏文である。同書について西田龍雄の批評も参照（『東洋学報』87-3, 2005; 同88-4, 2007; 同93-1, 2011）。大英図書館のInternational Dunhuang ProjectのWebデータベース（<http://idp.bl.uk/>）では、出土地点（Archaeological Site）を“Kharakhoto”に設定して検索することでカラホト

それらに基づき、HCW の録文を高い水準で改訂した『中國藏黑水城漢文文獻的整理與研究』全 3 卷（以下、ZHZH）や、図版と録文を併載した『中國藏黑水城漢文文獻釋錄』全 14 冊（以下、ZHHS と略）、また Козлов 将來の漢文文書の図版と録文を集成した『俄藏黑水城漢文文獻釋錄』（以下、EHHS と略）も刊行されるなど、歴史分析とテキスト校訂が相乘的に進展している。

一方、1983–1984 年発現の非漢語資料のうち計 133 点のモンゴル語・チュルク語・チベット語・梵語・アラビア語・ペルシア語・シリヤ語文献については、吉田順一・Čimededorji（編）『カラホト出土モンゴル文書の研究』（以下、MDQ と略）により、校訂テキスト・訳註が図版とともに刊行された。うち 86 点を占めるウイグル文字・パクパ文字モンゴル語文献（MDQ, Nos. 1–86）の校訂・訳註は、吉田順一・井上治・永井匠・船田善之らモンゴル語資料の歴史学的分析に長けた日本人研究者と、Čimededorji・Čoyiji・Oyunbileg・Buyandelger らモンゴル語を母語とする内蒙古大学の研究者らの合作の成果である。これらのモンゴル語文献のほとんどは解読困難な草書体で書かれ、かつ断片的ではあるものの、それ以前に知られていたカラホト出土モンゴル語文献資料の総数に数倍し<sup>(3)</sup>、学界にとって貴重な資料であることは言を俟たない。刊行に至るまでの吉田・Čimededorji らの尽力に、深甚の敬意を表したい。その後 2013 年には、MDQ 未掲載の資料も含め、内蒙古文物考古研究所の所蔵するカラホト出土非漢語文献の美麗なカラー図版が『中國藏黑水城民族文字文獻』（以下、ZHMW と略）により提供され、MDQ の校訂テキストを批判的に検証することも可能となった<sup>(4)</sup>。

出土の Stein 将來資料を一覧できるが、なおデジタル画像が添付されていないものも多い。その他、チベット語文献は武内紹人・井内真帆により目録化されている [Takeuchi/Iuchi 2016]。

(3) カラホト出土モンゴル語文献については G. Kara が概観している [Kara 2023, 109–112]。また Kara は、Козлов 将來のカラホト出土モンゴル語文献 17 点のうち 16 点の校訂を提出している [Kara 2003; カラ 2006]。そのうち 1 点を再検討して『大元通制』に同定した牛根靖裕らの分析 [牛根ほか 2021] も重要である。未発表の 1 点 (SI G105) は松川節（大谷大学）氏と筆者が共同で研究しているものの、なお刊行には至っていない。これは小寸ながら長文の冊子本で、曆占についての一部の記述は通書『玉匣記』と共通する内容をもつ [松井 2001; Matsukawa 2010, 340–341; cf. 松井 2011, 27, 37–38]。Stein 将來カラホト出土モンゴル語文献の大多数は断片的で研究も十分ではなく、A. von Le Coq もしばしばウイグル語資料と誤解している [Le Coq *apud* InAs II, 1048]。筆者管見の限り、既公刊の Stein 将來カラホト出土モンゴル語資料は、仏教文献とおぼしき写本断簡 Or. 12551B (K.K.I.03.f.) [InAs III, pl. 126] と、至正二十三年 (1363) 放糧簿残片 Or. 8212/764 (K.K.0118. gg.) の添書 [SteinIII①232; 松井 2021, 89–90] のみである。後者は内蒙古自治区額濟納旗博物館所蔵（発掘年次・整理番号は不明）の「至正二十八年 (1368) 税糧簿」断片の添書「党寶海 2018, 19–20」を比較できる。その他には、1978 年の甘肃省博物館・中国社会科学院沙漠研究所の調査で発掘されたモンゴル語文書の極小断片 1 点が紹介されており [陳炳應 1983, 56 & pl. 12.4 (78:14)], *ṭerbiš suvar? irama(d)[an? ....] ḥiṣrūyan temegen QW[....] 3sumun qoyer TWQW[....]* 「<sub>1</sub>テルビシュ (Terbiš ~ Uig. Tärbiš < P. Darwiš), スヴァル(?), イラマダ 「ン(?)」 (Irama(d)[an?] < AP. Ramadān) …… <sub>2</sub>6 頭のラクダ, …… <sub>3</sub>矢, 2 つの……」と判読できる。

(4) MDQ 校訂のモンゴル語文献 86 点のうち 22 点 (Nos. 1–11, 17, 19, 26–28, 31, 33, 54, 69, 72, 74) の図版は ZHMW に掲載されていない。このうち Nos. 4, 31, 33, 72, 74 は MDQ 成稿の時点で所在不明となっていたことが明言されている。紙寸情報が示されない No. 27 も同様に所在不明となっていたと推測される。また MDQ は、校訂テキスト 133 点の他に、未校訂文書 93 点の図版も巻末に掲載する。そこに含まれる 30 点 (#1–30) のウイグル文字モンゴル語資料のうち、5 点 (#1, 3, 4, 22, 29) は ZHMW に再掲されなかつたが、

本稿は、このような研究環境の好転をうけ、MDQ 校訂のカラホト出土モンゴル語文献のうち「分例文書」と概括されている行政文書を再検討する。これらの「分例文書」は亦集乃路總管府からモンゴル王族への財物支給・経済支援に関わるもので、モンゴル語を用いる遊牧モンゴル支配層と、大元ウルス地方官庁が主に漢語・漢文文書で運営する行政システムとの接続の実態を仄示する重要な史料となる。しかし從来のカラホト出土文献研究においては、中国における諸研究は分例文書をもっぱら漢語・漢文テキストのみから分析し<sup>(5)</sup>、一方で MDQ 編者はモンゴル語文書の解読校訂に注力せざるを得なかった。そこで本稿では、まずモンゴル語・漢文文書のテキスト校訂・録文を言語横断的な比較検討によって精緻化し、ついでモンゴル語文書が漢文文書による地方行政へ接続・伝達される具体的過程について若干の考察を示したい。

#1 (= M1・0062 [84H・F20:W55/0704]) のカラー図版は ZHHW①99 (および ZHHS①162) に、#22 (= M1・0945 [F193: W13]) は ZHHW⑥1215 (および ZHHS⑧5) に掲載される。後者のモンゴル文は松川節により üjeben 「見た (< v. üje-)」と判読されている [松川 1995, 112]。同じく MDQ 未校訂の #28 (= M1・060 [F270:W11]) [ZHMW, 62] については拙稿 [松井 2016b, 209] を参照せよ。一方、MDQ 未校訂のパクパ文字資料 56 点 (#31-86) の多くは漢語の人名・官名・印鑑・戳記であり、筆者管見の限りで確実にモンゴル語とみなしえ得るのは #37 (= M1・2007 [84H・F21:W16/0733]), #48 (= M1・121 [F51:W20]) の 2 点である。前者はカラー図版 [ZHHW⑩2184; ZHHS⑬163] でも判読困難である。後者は漢文行政文書への添書で、カラー図版 [ZHMW, 126] からは [...]().-le amun-u t'ula 「……米のために」と判読できる。MDQ, Nos. 54, 112-115 と同様の性格の添書であろう。なお ZHMW は、さらに 11 点の MDQ 未掲載のカラホト出土ウイグル文字モンゴル語資料の図版を掲載する [ZHMW, 35, 56, 57, 79-87]。うち契約文書の断片 1 点 (M1・084 [AE205 ZH144(M3)]) [ZHMW, 86] は党寶海により簡介されたが、文書中の穀物計量単位 (tayar 「石」, šim 「斗」) が誤解されているなど、なお再検討を要する [党寶海 2018, 17-19]。

その他、ZHHZ 中 1145-1146 が「歌謡」と定名する漢文文書断片 M1・1228 [Y1:W40B] [ZHHW⑦1487] は、漢字音写モンゴル語に漢語訳を添えたものである。宮紀子と ZHHS 編者はこれを蒙漢対訳語彙とみなすが [宮 2012, 32-33; ZHHS⑨273-274]、いずれも漢字音写モンゴル語の再構形式を提示していないので、この機会に、既存の録文を若干修正しつつ可能な範囲で再構案を提示する：<sub>1</sub>納歹 < nada 「私に」 = 我跟前； <sub>1</sub>也撒 < ese 「～しない (否定の助辞)」 = 不曾； <sub>2</sub>盃灘 < küiten 「冷たい、寒い」 = 冷； <sub>2</sub>五關呀 < ügei 「ない (否定の助辞)」 (?) = 無； <sub>2</sub>五古呀 < ögüye 「与えよう (< v. ög-)'」 = 贈者； <sub>3</sub>必赤馬一 < bi čimayi 「私は <sub>おまえ</sub> 你を」 = 我交你； <sub>4</sub>燕歹 < ende 「ここ(で)」 = 這里； <sub>4</sub>添歹 < tende 「そこ(で)」 = 那里； <sub>5</sub>米□可温 < minü (?) kö'ün 「私の(?)息子」 = 我的孩兒。語彙の配置に規則性がみられないで、モンゴル語の何らかの文章を逐語的に漢字音写・翻訳したものかもしれない。ちなみに宮紀子は、この M1・1228 文書と字寸・筆跡の類似する文書として Stein 将來の漢文文書 Or. 12380/3948 をとりあげ、後者をモンゴル時代カラホト出土のペルシア語・漢語対訳語彙とみなしつつ、両文書が同一の類書刊本から筆写された可能性までも指摘した [宮 2012, esp. n. 24]。しかし、Or. 12380/3948 文書はタリム盆地のマザールターゲ遺跡出土資料であることが Stein 記入の出土地番号 (Mr. Tagh 0393) から判明し、従って 8 世紀頃に由来するものと考えられるので、M1・1228 文書とは直接には関係し得ない [松井 2016a]。

なお 1983-1984 年の調査では西夏語文献も発掘されたが、MDQ で刊行されたのは西夏文を挿入した梵語仏典 1 点 (MDQ, No. 106 = M1・232 [F13:W83]) のみである [ZHMW, 251]。その他の西夏語文献については、『中國藏西夏文獻』第 17 冊 (甘肅人民出版社, 2006) に「内蒙古編・内蒙古自治區文物考古研究所藏卷」として計 38 点 (M21 で始まる整理番号をもつ) の図版が提供されている。一方、ZHMW は M1・234-M1・283 として 50 点の西夏語文献の図版を掲載する。M1・234-M1・238 の 5 点はカラホト出土ながら、出土地番号に鑑みれば、1983-1984 年の発掘資料ではないらしい。残る 45 点 (M1・239-M1・283) はカラホト遺跡から東方約 12 km に位置する綠城遺跡出土の資料である。

(5) 蒙漢両語文書の初步的な比較分析としては正月・高娃 2009 がある。本稿第 3 節, A1a の解題を参照。

## 1. カラホト出土モンゴル語分例請求文書：概観

『元典章』や『通制条格』など元代の漢文編纂史料に頻見する「分例」の語は「食糧分配の定例」を原義とし、転じて「分例に従って支給される食糧（およびその数額）」をも意味し<sup>(6)</sup>、その用例はおおむね駅伝（M. jam ~ T. yam > P. yām）を利用して往来する使臣（T.-M. elči > P. īlči）・官吏や狩猟用の猛獣・猛禽類へ支給される食糧に関わる。さらにカラホト出土文書からは、カラホト近辺に遊牧・散居・駐屯するモンゴル王族<sup>(7)</sup>に対して、食糧（「羊酒」）・穀物（「米麵」）あるいはその代価としての交鈔を「分例」として支給する事例が確認される<sup>(8)</sup>。特に 1983-1984 年発現資料には、サンガシリ（Sanggaširi > 桑哥失里）大王・ブルガン（Buluyan > 卜魯罕～不魯罕）妃子・ナトゥン（Natun ~ Nat'u ~ Na·at'[un?] > 納冬～納敦）妃子という 3 名のモンゴル王族に対して春・夏・秋・冬の各季に定的に支給された分例に関係する文書群がまとまって遺存しており、

(6) 「分例」の語を即物的な食物・食糧として用いる例は元代漢籍にも散見する：『元典章』卷 16・戸部 2・分例・雜例・禁治久食分例 [杉山 2004, 169-171]；『通制条格』卷 16・田令・撥賜田土 (No. 358) 「江南の平江等處に有的係官の地内から諸王・駒馬ならびに寺觀や諸官員毎に撥賜して与えた的 地土では、他毎が自ら委付した庄を管する的 人毎が、官司に比して恣意に多く糧斛や分例を取要して搔擾し、百姓毎を教て生受ませて有る【江南平江等處有的係官地内、撥賜與了諸王駒馬并寺觀諸官員毎的地土、他毎自委付着管庄的人毎、比官司恣意多取要糧斛分例搔擾、教百姓每生受有】」；『站赤』4・大德三年（1299）十一月十三日条「南海に出使する使臣は、出使の期日に先んじて江浙行省に到来し、出発の時日になんでも駅伝馬を騎りまわし分例を食らうなどして、だらだらと 7-8 ヶ月も逗留している【下海使臣、未及去期先到行省、比及行時日、騎小舖馬食分例、閑居七八月】」[『永樂大典』卷 19419/11b]。

(7) その多くは東方チャガタイ系諸王家、すなわち 13 世紀後半に中央アジアから東遷して甘肅地方に拠ったチャガタイ系カバン（Qaban）・チュベイ（Čübei > P. Ĝūpay）兄弟の後裔 [杉山 2004, 288-333] に属していたと考えられる。カラホト出土漢文文書に言及される王族としては、朮伯（Čübei）幽王、暖忽里（Nom-Quli）幽王、朮忽帖木兒（Tuy-Temür）大王、朮忽答（Toytaya）大王、李羅帖木兒（Bolad-Temür）大王、必立傑帖木兒（Bilge-Temür）大王、速来蛮（Sulaymān）西寧王、怯朮（Kebeg）肅王、嵬力幽王、朮立只巴（Dorjibal < Tib. rdo rje dpal）安定王、阿黑不花（Aq-Buqa）寧肅王、亦令只失加（普）(\*Irinčiskab ~ P. Irinč askab < Tib. rin chen skyabs）寧肅王、不答明力（P. Budā Malik）肅王、班的失加（Bandiskab > P. Banda Askab）大王、亦令只巴（Irinčibal < Tib. rin chen dpal）柳城王らが確認される [杉山 2004, 263-264, 281, 285-286；赤坂 2007, 53-57]。このうち班的失加大王については本稿第 4 節も参照。またチュベイの子としてペルシア語系譜史料 [cf. 杉山 2004, 口絵 21, 22；赤坂 2007, 45, 47-48] にみえるジル(グ)ガダイ（Čirquyadai > P. Čirgūgādāy ~ Čirgādāy）[cf. PTMD, 320, Čirquyadai ~ Čiryu'adai ~ Čirwadai] が、M1·0465 [F209:W26] に「只立瓦歹大王」と言及されることを付言しておく [本稿第 3 節、語註 B1M3a]。

ちなみに赤坂恒明は、カラホト出土文書その他の元代史料にみえる柳城王家について、「柳城」の地名に基づいてトルファン盆地のルクチュン（Lükchün）に拠ったとみなす和田清の説を採る [赤坂 2007, 60-63；赤坂 2009, 40, 69]。しかしルクチュンが「柳城」（あるいは「柳陳」）と称されたのは明代以降のことであり、元代の漢籍史料では古ウイグル語形の Lükčüng (< Chin. 柳中) を音写して「魯古塵」（『元史』卷 63・地理志 6）・「呂中」（『通制条格』卷 4・戸令・女多滝死）と称される。元末から明初期のルクチュンの主権者が「万戸」を号して「哈刺火州（< Qara-Qočo = 高昌）王」すなわちウイグル王の麾下にあつたという政治的情勢 [堀 1975, 13; BT XLVIII, 120-121] からも、当地にチャガタイ系王家が拠っていた可能性は低い。『明太祖実録』洪武十三年（1380）四月甲申（二十四日）条によれば柳城王は西涼（涼州）で明軍に虜えられており、その拠点はおそらく元代を通じて涼州近辺に在ったと思われる。

(8) 本稿第 2 節の語註 Tu3c、および第 3 節の語註 B2M3b を参照。なお「米麵」に替えて「米麥」とする例もみえる（M1·0457 [F116:W19]）[ZHZ, 上 399; ZHHS④153-154]。

それぞれ「サンガシリ大王分例文書」・「ブルガン妃子分例文書」・「ナトゥン妃子分例文書」と総称されている<sup>(9)</sup>。これらの多くは漢文文書であるが、ウイグル文字・パクパ文字モンゴル語文書や、モンゴル語文書と漢文文書が連貼された断片も含まれ、大元ウルス治下の多言語文書による行政運営とモンゴル王侯への経済権益供与の実態を示すものとして注目に値する。

このうち漢文の分例文書については、まず李逸友が初步的な解説を加え〔HCW, 25–26〕、さらに潘潔や吳超らのカラホト出土財政関係文書研究でも分析された〔潘潔・陳朝輝 2007; 吳超 2013, 185–203; 潘潔 2013, 119–158〕。それらの成果によれば、サンガシリ大王・ブルガン妃子・ナトゥン妃子への分例支給に際して、亦集乃路総管府では以下の諸種文書が行移されたと考えられる。

- ① モンゴル語分例請求文書： モンゴル王族の属僚がウイグル文字・パクパ文字で起草し、亦集乃路総管府に通達して各季の分例の支給を請求する。
- ② 訳本： ①のモンゴル語文書を亦集乃路総管府の訳史が漢文に翻訳したもの。その後モンゴル語分例請求文書と連貼され、その紙縫部分にパクパ文字官印「亦集乃總／管府印 (yitsi nay dzuŋ / gon fu yin)」が押捺された<sup>(10)</sup>。
- ③ 銭糧房呈： 上記①②により分例請求を伝達された銭糧房（亦集乃路総管府で財務出納事務を担当する部署）が総管府に提出する上申書（「呈」）。「銭糧房／據」（または「銭糧房／呈據」）と書き出した後に②訳本を引用し、それに基づいて支給すべき分例の内容・額数と支給方法（現物支給または中統鈔による折支）を提示する<sup>(11)</sup>。
- ④ 支帖： ③の銭糧房呈による上申を承認した総管府が、王族への分例支給を管下の部署（支持庫または広積倉・屯田倉官）に下命するもの〔本稿第2節、語註 Tu3c; 第3節、語註 B2M3b。冒頭は「皇帝聖旨裏、亦集乃路総管府」の定型句による<sup>(12)</sup>。〕

(9) ZHHW③565–644; ZHHZ, 上 408–472; ZHHS④181–353 を参照。サンガシリ大王分例文書・ブルガン妃子分例文書はほとんどが延祐三年・四年（1316–1317）、ナトゥン妃子分例文書は後至元四年（1338）～至正二年（1342）に属する〔吳超 2013, 202; 潘潔 2013, 119–120, 129–130, 138〕。ただし、彼らに確実に同定できる人物を諸種の系譜資料に見出せない。本稿第3節の語註 A1aM3 参照。

(10) MDQ, 90, 92 を参照。MDQ は印文を解読しなかったが、部分的に鮮明な印影を残すモンゴル語分例請求文書の諸例〔e.g., ZHHW③566, 578, 587, 601, 603, 613, 614, 616, 617〕を比較して判読できる。この「亦集乃總／管府印」は、分例関係文書以外のカラホト出土漢文文書にも確認される〔照那斯圖 2010a, 335〕。

(11) ③を李逸友・潘潔は「曹状」と称するが〔HCW, 25; 潘潔 2013, 152〕、元代の「曹状」は官員が3日以上任務を離れて休暇を取る際に殿中司に提出する報告をさすので（『通制条格』卷 22・假寧・曹状；『元史』卷 102・刑法志 1・職制上），文書形式の呼称としては適切ではない。この点、赤木崇敏氏（東京女子大学）よりご教示を頂戴したので、特記して深謝する。また吳超が③銭糧房呈・④支帖をともに「批復」と説明するのもやや単純に過ぎ文書学的には不十分である〔吳超 2013, 186, 188〕。なお、元代の「呈」式については ZHHZ, 下 2100; 赤木 2017, 78–82; 杜立暉 2021, 279–282 を参照。

(12) ④を李逸友は「牒文」〔HCW, 26〕、潘潔は「總管府批准放支分例的公文」と称する〔潘潔 2013, 153〕。本稿では至大四年（1311）阿黒不花（Aq-Buqa）寧肅王の分例支給を命じる同種文書 M1・0426 [F26:W101 正] が裏面（M1・0427 [F26:W101 背]）で「帖」と称していることを参照して「支帖」と定名する〔宮 2018, 上 20; cf. ZHHZ, 上 374–376; ZHHS④75–80〕。支帖の書式については本稿第3節、A1a の解題も参照。

表1 カラホト出土モンゴル語分例請求文書一覧

MDQ	整理番号 <sup>*1</sup>	出土地番号 <sup>*2</sup>	関係する王族	言語 <sup>*3</sup>	ZHMW	ZHHW
18	M1・007 (+M1・0473)	F116:W204	サンガシリ大王	UM+C	9	③ 576-578
19	M1・2229	HF197A 背	([T]uyuluy 妃子) <sup>*4</sup>	UM	-	⑩ 2321
21	M1・008 (+M1・0483)	F116:W521	サンガシリ大王	UM+C	10	③ 603
22	M1・009 (+M1・0470)	F116:W595	サンガシリ大王	UM+C	11	③ 565-567
23	M1・010 (+M1・0481)	84H・F116:W511/1683	サンガシリ大王	UM+C	12	③ 601
24	M1・011 (+M1・0476)	F116:W572	サンガシリ大王	UM+C	13	③ 585-588
28	M1・2231	HF197B 背	[T]uyuluy 妃子 <sup>*4</sup>	UM	-	⑩ 2319
29	M1・012 (+M1・0493) <sup>*5</sup>	F116:W349	ブルガン妃子	UM+C	14	③ 616
31	-	F116:W503 <sup>*5</sup>	[ブルガン妃子]	UM	-	-
34	M1・013 (+M1・0490) <sup>*5</sup>	F116:W62	ブルガン妃子	UM+C	15	③ 613
37	M1・014 (+M1・0494) <sup>*5</sup>	F116:W92	[ブルガン妃子]	UM+C	16	③ 617
38	M1・015 (+M1・0491)	F116:W29	ブルガン妃子	UM+C	17	③ 614
40	M1・017 (+M1・0505)	F116:W454	ナトゥン妃子	UM+C	19	③ 630
42	M1・086	84H・F116:W584/1758	ナトゥン妃子	PM	91	-
43	M1・087	84H・F116:W518/1690	ナトゥン妃子	PM	92	-
44	M1・088 (+M1・0518)	84H・F116:W514/1686	ナトゥン妃子	PM+C	93	③ 639
45	M1・089	84H・F116:W510/1682	ナトゥン妃子	PM	94	-
46	M1・090 (+M1・0520)	84H・F116:W519/1691	ナトゥン妃子	PM+C	95	③ 640
47	M1・091 (+M1・0517)	84H・F116:W505/1677	ナトゥン妃子	PM+C	96	③ 639

\*1 現在、内蒙古文物考古研究所は、カラホト出土文書資料に M1 で始まる整理番号を与えていた。ZHMW 掲載の非漢語資料はこれに 3 桁数字を、ZHHW・ZHHZ・ZHHS 掲載資料は 4 桁数字を後続させた整理番号を与えられている（同一文書の表裏のテキストにも別番号を与える）。ここでは、モンゴル語文書と同一の出土地番号をもつ漢文文書の整理番号を (+M1・xxxx) として併記する。

\*2 出土地番号（F は発掘地点、W は文書番号）は、HCW により各文書の言及に際して用いられたものの、その後、冒頭に “83H” や “84H”（それぞれ 1983 年・1984 年の発掘に係ることを示すと思われる）あるいは末尾に 4 桁数字が追加されるなど、若干の変更が加えられた例もある。

\*3 UM = ウイグル文字モンゴル語、PM = パクパ文字モンゴル語、C = 漢文。+ 記号はモンゴル語と漢文文書が連貼されているか、同一の出土地番号を有することを示す。

\*4 この人名復元については、本稿第 3 節の語註 Tu3a を参照。

\*5 MDQ, Nos. 29, 31, 34, 37 の相互関係については本稿第 3 節 B1, B3, B4 の解説を参照。なお、No. 31 の文書現物は MDQ 成書時点での所在不明となっており [MDQ, 102]、現在の整理番号は不明である。

さて、分例支給の起点となる①モンゴル語分例請求文書については、すべて断片ながら計 19 点の実例が確認され、MDQ により校訂テキストが提出されている。表 1 には、これらの 19 点を、MDQ 番号、現在の内蒙古文物考古研究所における整理番号、発掘時点での出土地番号、既刊の図録（ZHMW・ZHHW）における掲載頁などと対照させて示す<sup>(13)</sup>。

(13) MDQ, No. 25 として校訂された M1・016 [F144:W3] を、ZHMW, 18 は「魯格妃子分例文書」と定名するが、その内容は分例請求と直接には関係しないので表 1 から除外する〔本稿第 2 節、語註 Tu3a〕。また、ZHMW は M1・018 [F116:W213], M1・019 [F42:W1] の 2 点も「分例文書」と定名する〔ZHMW, 20, 21〕。しかし、前者（MDQ, No. 39）の文面には「分例（kesig）」〔本稿第 2 節、語註 Tu3b〕の語がみえず、また後者（MDQ, No. 68）の書式・内容も表 1 に掲げた分例請求文書の諸例と共通しないので、やはり表 1 から除外する。後者のテキストの一部を訂正して 4Y'NW-T = yanu-d ~ yanud 「領収証（< Uig. yanut）」の語を読み取ることについては、拙稿〔松井 2016b, 209〕を参照。

このモンゴル語分例請求文書 19 点のうち、サンガシリ大王関係文書 5 点 (MDQ, Nos. 18, 21–24)・ブルガン妃子関係文書 2 点 (MDQ, Nos. 29, 38)・ナトゥン妃子関係文書 3 点 (MDQ, Nos. 40, 46, 47) では、漢文による訳本 (上記②) が直に連貼されている。またブルガン妃子文書 2 点 (MDQ, Nos. 34, 37)・ナトゥン妃子文書 1 点 (MDQ, No. 44) は現状では漢文文書と連貼されていないものの<sup>(14)</sup>、やはり訳本と考えられる漢文文書の断片と同一の出土地番号を与えられており、現存の断片の形状の類似から、これらのモンゴル語文書・漢文文書もまず連貼された状態で保管された後で破損・分離したものと考えられる [cf. e.g., MDQ, 99].

表 1 に示した既刊のモンゴル語分例請求文書 19 点はすべて断片であり、首尾完結したテキストは現存しない。連貼または併出している訳本の遺存状態も同様である。ただし、上記の分例支給の処理過程において、②訳本はしばしば③錢糧房呈に引用されるので、両者を比較して破損缺落した訳本の文面を補うことができる。このような作業を通じて、潘潔らは、訳本の定型的書式を以下のように抽出した [潘潔・陳朝輝 2007; 潘潔 2013, 120, 130, 151–153].

(1)宛先	亦集乃路總管府官人每根底.
(2)発出者指示	【某人】文字裏說有.
(3)直近の支給実績	【王族名】分例【物品】，〇年〇月爲頭至〇月終三箇月的，全得了也.
(4)次季の支給要請	如今，〇年〇月爲頭至〇月終三箇月【物品】嚙有. 怎生依在先體例與的，官人每識者.
(5)年月日・訳史	〇年〇月 日 譯史【人名】

(1)宛先：「亦集乃路總管府の官人每根底」。

(2)発出者指示：「【某人】が文字裏說有」<sup>(15)</sup>。文書発出者の【某人】はおおむねテュルク=モンゴル系の非漢語名をもち、モンゴル王族の側近・属僚とみなされる。

(3)直近の支給実績：「【王族名】の分例の【物品】は、〇年〇月を頭と為て〇月終に至るまで三箇月の的は全て得了」。冒頭に発出者の仕えるモンゴル王族名（多く「大王」や「妃子」の称号をもつ）を改行・抬頭して記す。支給品としては「羊酒」・「米麵」が言及され、陰曆の各季（通常は 3 ヶ月）を単位として、直近の分例を全て受領したことが表明される。

(4)支給要請：「如今，〇年〇月を頭と為て〇月終に至るまで三箇月の【物品】を嚙め有。怎生，在先の体例に依って与える的を，官人毎は識られ者」。

(5)年月日・訳史：十二支獸（「〇兒年」）による年月日と、元号による年月表記（日は空格とする）とが混在する（この点は本稿第 4 節で検討する）。

(14) ただし MDQ, No. 34 (M1·013) や、MDQ, No. 37 (M1·014) と同じ出土地番号をもつ漢文文書断片 M1·0494 にはパクバ文字官印「亦集乃總／管府印 (yi tsi nay dzuz / gon fu yin)」が押捺されており、それぞれ直訳体漢文訳本あるいはモンゴル語文書と連貼されていたことを示唆する。本稿第 2 節冒頭の解説を参照。

(15) 「說有」に替えて「呈有」とする例もあった。本稿第 3 節の語訳 C1M2, C1Cii4 参照。

この定型的書式の文体にみえる諸特徴（複数語尾「每」，与位格語尾の「根底」，動詞に後続する「有」・「的」など）はいわゆるモンゴル文直訳体漢文に典型的なものであり<sup>(16)</sup>，多くモンゴル語文書と連貼されることにも鑑みれば，これらの訳本がモンゴル語分例請求文書のモンゴル文面を直訳体で逐語的に訳出していたことはほぼ確実である〔HCW, 25; 宮 2006, 201〕。換言すれば，モンゴル語分例請求文書も訳本と共に書式を有していたと推定され，原文書で破損缺落しているモンゴル文を，対応する訳本から推補・再構することも理論的には可能となる。

なお MDQ 編者も，潘潔らに先んじて，モンゴル語分例請求文書と訳本が定型的な書式を有していた可能性に留意しており，しばしば「他の分例文書を参照」して断片的な文書の文脈・内容を想定・解釈している〔cf. MDQ, 84, 99, 102, 108〕。ただし MDQ 編者は，モンゴル語分例請求文書と連貼された訳本との関係に関しては慎重な立場を保ち<sup>(17)</sup>，モンゴル文テキストの校訂において訳本との比較に基づく推補はほとんど提出しない<sup>(18)</sup>。このような MDQ 編者の姿勢は，個々のモンゴル語分例請求文書のテキストの過半が缺落している以上，なるべくテキストの仮構を避けて厳密・正確な校訂に徹する，という良心的な判断に基づくものであろう。

しかし，筆者はこの間，MDQ により別個の文書として校訂された 2 断片（No. 19, No. 28）が本来は同一文書に属し，両者を接合することによりモンゴル語分例請求文書 1 通の内容をほぼ首尾完結した状態で把握できること，またそのモンゴル文は直訳体漢文による訳本と完全に共通する書式で記されることを見出した。以下，節を改めて詳説する。

## 2. トゥグルク妃子分例請求文書 (MDQ, Nos. 19+28) の校訂・訳註

現在，内蒙古文物考古研究所は，MDQ, No. 19 と No. 28 の両断片に，それぞれ M1・2229 [HF197A 背], M1・2231 [HF197B 背] という整理番号・出土地番号を与えており<sup>(19)</sup>。遺憾ながら筆者は原文書調査の機会をなお得ていないので，既公刊のカラー図版と先行研究の記載〔ZHHW⑩2320, 2322; ZHHZ, 下 1940–1941; ZHHS⑭293, 297〕に依拠して古文書学的情報を整理しておく。

MDQ, No. 19 (M1・2229 [HF197A 背]) の紙寸は縦 16.7 x 横 32.6 cm, No. 28 (M1・2231 [HF197B 背]) は縦 16.2 x 横 18.1 cm とされる。この両断片の料紙や残存状態，またウイグル文字モンゴル

(16) 潘潔・陳朝輝 2007 では(1)を「亦集乃路總管府，官人每根底」と句切り，(2)を「【某人】文字裏説」と句切って「有」を後文にかけ，また(4)で「嚙有」と「怎生」を句切らないなど，モンゴル文直訳体漢文の語法が十分に理解されていなかった。潘潔 2013 ではこれらの誤読は訂正されている。

(17) MDQ 編者は，モンゴル語分例請求文書と訳本とが連貼された例について，MDQ, No. 22 (=本稿 A1aM+A1aCi), No. 23 (=本稿 A4M+A4MCi), No. 24 (=本稿 A2M+A2Ci) は「同一内容の文書のモンゴル語版と漢語版」，また No. 41 は「モンゴル語，漢語ともにナートン妃（納冬妃子）に対する分例文書であろう」とするにとどまり，つとに提出されていた「モンゴル文とそれに連貼された直訳体漢文の訳本」という見解を明示的には採用しない。なお，これらのモンゴル語分例請求文書と，連貼された訳本の内容の相互関係については，本稿第 4 節の検討を参照。

(18) 例外は MDQ, No. 22 (=本稿 A1aM) であり，内容解説に示されるモンゴル文の日本語訳・中文訳はほぼ正確である。本稿第 3 節，A1a の解題を参照。

(19) 表 1 参照。なお，MDQ では No. 19 の文書番号は“MON08”とされていた〔MDQ, 83〕。



図1 MDQ, Nos. 19+28 (M1・2229 [HF197A 背] + M1・2231 [HF197B 背])  
[Composite image from ZHHW@2320 and 2322]

文の筆跡を、既公刊の図版によりつつ勘案すると、No. 28 のモンゴル文 8 行を No. 19 の第 3-10 行の上方にはほぼ隙間なく接合させることができる（図1 参照）。No. 28 の第 4-5 行（接合した状態の第 6-7 行）上方の余白は料紙の上端を残していると判断でき、また No. 19 の下端はほぼ完全とみられるので、接合した状態で本来の縦寸を推計すると約 28 cm となる。

この両断片を接合すると、モンゴル文テキストはほぼ首尾完結する。その内容から、この文書はトゥグルク妃子（Tuyluy qatun）に対する某鶏兒年春季（正月～三月）の分例の食糧（「羊酒」）を請求するものと判明する〔語註 Tu3a〕。そこで本稿では、両断片を併せて「トゥグルク妃子分例請求文書」と称する。

文書左端とモンゴル文第 1 行の [-y]in に重なる形で朱方印の右下部分の印影がみえ、不鮮明ながらもパクパ文字の印文 yin「印」を判読できる。従って、このモンゴル語文書の左側にも訳本が連貼され、「亦集乃總／管府印」が押捺されていたことは確実である。ただし、この訳本そのものに同定できる漢文文書もしくはその断片は、管見のカラホト出土資料に見出せない。

なお文書末尾（右端）に上下に並んでみえる2つの花押は、文書の紙背を二次利用した漢文の人名籍に加えられたものの裏写りである。この紙背の人名籍の内容は、トゥグルク妃子の分例とは無関係である<sup>(20)</sup>。ちなみに、連貼されたモンゴル語分例請求文書と訳本の紙背をこのように二次利用した例は他にみられない。

以下、ウイグル文字モンゴル文の校訂テキストと日本語訳、および文献学的な語註を提示する。このモンゴル文の記載内容が前節に示した訳本の定型的書式と完全に共通することを文献学的・視覚的に示すため、日本語訳には訳本の定型的書式にみえる表現を援用する。さらに、このトゥグルク妃子分例請求文書に連貼されていたはずの訳本の文面についても、推定再構案を提出して並記する。語註の冒頭には参照の便宜から Tu (= Tu[γluy]) の記号を付す。

モンゴル文校訂テキスト・日本語訳

### 【訳本の推定再構案】

- |    |   |                |
|----|---|----------------|
| 1  | [ isin-a sunggon vu-y]in noyad-ta<br>[亦集乃 総管府] の官人每根底.                          | 亦集乃路總管府官人每根底.  |
| 2  | [ bičig]-iyer ügülemü<br>[ ……が文字 ] により説う.                                       | □□文字裏説有.       |
| 3  | (t)uyuluy qaṭun-u kesig [un]dan šigüsün-ü i<br>禿忽魯 妃子の 分例の 酒 と 食糧 は,            | 禿忽魯妃子分例羊酒,     |
| 4  | [beči]n jil arban sara (terigülen köüler sara<br>[猴兒] 年 十 月を 頭 と 為て 十二 月        | 猴兒年十月爲頭至十二月終   |
| 5  | [-tur] kürtele yurban sara(s)-[u]n tegüs abula edüge<br>に至るまでの 三箇月 の的を全て得た. 如今, | 三箇月的, 全得了. 如今, |
| 6  | ta(kiy-a) jil qubi (s)[a]ra ter[i]gülen yurban sara-<br>鶏兒 年 正 月を 頭 と 為て 三 月    | 鶏兒年正月爲頭至三月終    |
| 7  | -tur kürtele yurban saras-un un(d)an šigüsün<br>に至るまでの 三箇月 の 酒 と 食糧を            | 三箇月羊酒          |
| 8  | [yuyum]u ker (ber) [u]ridu yosuyar ög' gegülkü-yi<br>[嚙める]. 怎生, 在先の体例に依り与えさせる的を | 嚙有. 怎生依在先體例與的, |
| 9  | [noyad] medetü[ge]i bečin jil köüler sar[a-yi](n)<br>[官人每] は識られ者. 猴兒年 十二 月 の    | 官人每識者. 猴兒年十二月  |
| 10 | [ ]N' ..<br>□□目に.   | □□日.           |

(20) この紙背の人名籍は M1・2228 [HF197A 正], M1・2230 [HF197B 正] として整理されている [ZHHW⑩2319, 2321; ZHHZ, 下 1940-1941; ZHHS⑭291-292, 295-296]。モンゴル文が正面であることは内容から明瞭であり、この整理番号の「正」・「背」は文書作製の過程を誤解させるものである。ZHHZ 編者はこの 2 断片を正しく同一文書のはなれとみなすが [ZHHZ, 下 1940]、直に接合できる点は指摘していない。なお、ZHHS⑭291 で李不粮□と読まれた人名 (M1・2230<sub>2</sub>) も、ZHHZ は正しく李不顔帖木 (< Buyan-Temür) と判読する。さらに M1・2228<sub>3</sub> の也速□兒は、也速迭兒 (< Yesüder) と修正すべきである。

## 語註

**Tu1, [isin-a sunggon vu-y]in noyad-ta :** 「[亦集乃総管府] の官人每根底」。他のモンゴル語分例請求文書およびその訳本の書式と勘案すれば、文頭の缺落部に「亦集乃路総管府」に相当するモンゴル語表記を推補できる。ここでは第3節後掲の A1aM<sub>1</sub>, B1M<sub>1</sub> にみえる isin-a sunggon vu(u) 「亦集乃総管府」の形式を採用しておく<sup>(21)</sup>。

M. isin-a ~ isina は西夏語 <sup>2</sup>zyIr <sup>1</sup>nya 「黒河 (←水+黒い)」に由来する地名であり、カラホト出土文書には 'YSYN'Y = isinai という異形も確認され、元代漢文史料ではおおむね「亦集乃」と音写される<sup>(22)</sup>。一方、パクパ文字表記の yi-tsi-nay (MDQ, Nos. 46<sub>1</sub>, 47<sub>1</sub>; cf. No. 45<sub>1</sub>, yi-tsi-[nay]) は明らかに「亦集乃」のパクパ文字漢字音 [MGZY, 54, 52, 74] を反映する<sup>(23)</sup>。現代の地名 Ejina ~ Ejene はこのパクパ字音形式からの転訛であろう。

**Tu2, [...] bičigl-iyer ügülemü :** MDQ 編者は本処を [...]?-YY'R ügülejü 「～によって述べて」と判読した [MDQ, 83]。しかし、末語の語中には -M- 字の鉤状の筆画を明瞭に認められるので、'WYKWL'MW = ügülemü (< v. ügüle-) 「言う、述べる」と修正できる。

本稿後掲 B1M<sub>2</sub> の並行例 buralki bičig-iyer ügülemü 「卜蘭奚 (Buralki) が文字により説う」や訳本の定型表現「【某人】文字裏 説有」と比較すれば、ügülemü の前にはこのモンゴル文の発出者の人名と bičig-iyer 「文字により」を確実に推補できる<sup>(24)</sup>。なお、この第2行は、第1行よりも大きく降格されていたはずである [本稿第3節、語註 B1M2]。

**Tu3a, (t)uylury qatun :** MDQ 編者が不明とした No. 19 の分例の対象者は、この No. 28 にみえる「トゥグルク妃子」となる。人名トゥグルク (tuylury < T. tuylury) を MDQ 編者は [...]?aluy と判読

(21) 漢語の「亦集乃路総管府」に対応するウイグル文字モンゴル語表現としては、他に以下のようない例が確認される: isin-a luu sunggon vuu 「亦集乃路総管府」(MDQ, No. 16<sub>3</sub>; cf. 本稿第3節 C1M<sub>1</sub>) ; isinai (-y)in) sunggon vu(u) 「亦集乃 (の) 総管府」(本稿第3節 A1bM<sub>1</sub>, A2M<sub>1</sub>, A3M<sub>1</sub>, B2M<sub>1</sub>) ; cf. isina (~ isin-a) -yin sunggan vu 「亦集乃 (の) 総管府」(MDQ, No. 32<sub>1</sub>, 036<sub>1</sub> [ZHMW, 24, 23]) ; isinai (~ isina) čölge (-yin) sunggon v[u] 「亦集乃路 (の) 総管府」(本稿第3節 A4M<sub>1</sub>; MDQ, No. 39<sub>1</sub>).

(22) 『聖武親征録』壬戌年 (1202) 秋条には「亦即納」という音写形式もみえる。これに対応する『集史』チングス紀の記事では当地は AYŠYQ = išiq とアラビア文字表記されるが、これは『集史』の原資料となつたウイグル文字モンゴル語文献の isina = 'YSYN' というウイグル文字表記が 'YŠYQ' と誤読されたことに由来すると推測される [松井 2019, 65].

(23) MDQ 編者はこれらの用例で「集」に対応するパクパ文字の子音字を精母の dz (j) と判読するが [MDQ, 81]、原文書の筆致は從母の ts (c) と判読できる。『蒙古字韻』の集 = tsi も参照 [MGZY, 52].

(24) モンゴル文直訳体漢文において「裏」は一般的にはモンゴル語の与位格語尾に用いられるが、モンゴル語分例請求文書の bičig-iyer が訳該で「文字裏」とされるように、造格語尾に対応する例も散見する [cf. 亦鄰眞 2001, 165; 田中 2000, 319; 祖生利 2003, 144]. この点はモンゴル時代の多言語資料の比較分析の重要性を標榜する専家にも十分に認識されておらず、漢文文書中の定型文言「皇帝聖旨裏」の「裏」を与位格的に解釈して「皇帝の聖旨の裏に」「皇帝の聖旨に裏いて」などと訳出する例がままみられる。しかし、この定型文言のモンゴル語原文は qayan-u jarliy-iyar 「皇帝の聖旨 (jarliy) により」であるから [松井 2015, 55-56]、造格 -iyar の語感を排した上掲のような日本語訳はモンゴル語原文を適切に反映するものとはいえない。チベット語命令文がモンゴル語の与位格と造格をそれぞれ与位格 la と具格 gis により訳し分けていることも留意される [小野 1993, 208-207; 中村 2005, 33].

し、MDQ, No. 25 (= M1·016 [F144:W3]) の第 5 行冒頭の某妃子 ([...]*aluy qatun*) に同定する可能性を指摘した [MDQ, 97–98; cf. ZHMW, 18]. この同定自体は妥当と考えられるが、本文書の人名形式 (T)WQLWQ = (t)*uyluy* に鑑みれば、MDQ, No. 25 の妃子の名も微修正して [T](W)QLW(Q) = [t](u)*ylu(y)* と判読できる<sup>(25)</sup>.

モンゴル人名 *Tuyluy* の漢字音写形式「秃忽魯」は、カラホト出土「秃忽魯□□等支夏季分例羊銭文書」(M1·0448 [F20:W31a]) の冒頭にもみえる。以下に、先行研究の録文を一部修正しつつ、一連の文書とみられる 2 断片とともに掲げる。

- ④ M1·0448 [F20:W31a] · ⑤ M1·0449 [F20:W31b] · ⑥ M1·0450 [84H·F20:W38/0687] [ZHHW③ 541–543; cf. HCW, 125; 吳超 2013, 203–204; 潘潔 2013, 148; ZHHZ, 上 391–394; ZHHS④131–138]

[前 缺]

④1 翁忽魯妃子等支夏季分例

- 2 羊月支二位，共支一十四口，三箇月該羊四十二口，羊  
 3 口價錢不等，計抄七十定令四兩  
 4 齋戒四日計一十二日，當除不支  
 5 □一分 □

[中 缺]

⑤1 二分外，實支

- 2 上等四十斤每月支二位共支四口，三箇月該羊  
 3 一十二口。照依泰定四年四月分時價，  
 4 每斤價錢二兩五錢，每口該鈔二定，  
 5 計鈔廿四定 內除每月齋戒

[中 缺]

⑥1 時價錢

- 2 兩六錢，計抄廿定五  
 3 每月齋戒四日，計一十二日當除不支  
 4 價抄一十兩二錢八分，計抄二定卅兩  
 5 定廿九兩六錢四分  
 6 二位共支六口，三箇月該羊

(25) ZHMW, 18 では、MDQ, No. 25 を「魯格妃子分例文書」と定名する。これは文書第 5 行の MDQ による判読案「……ルグ妃子の分例の酒食 ([...]*aluy qatun-u kesig undan sigüsün*)」に依拠したものであろう [cf. MDQ, 93]。ただし、文書の書式は他の分例請求文書とは明瞭に異なる。

ちなみに、MDQ, No. 25 のウイグル文字の筆跡は No. 67 (M1·043 [F144:W4]) と酷似し [ZHMW, 45]、出土地番号 F144 も共通するので、筆者はこれらを同一文書からの断片と考える。両者のモンゴル文は直接には連続しないものの、No. 67 にも「クルトカ妃子 (*qurday-a qat[un]*)」やおそらく別人の妃子 (*sqatun*) が言及されることから [cf. MDQ, 154]、妃子・女性貴人を含むモンゴル王族に支給された分例を集計した帳簿類であったと推測される。なお MDQ 編者も、No. 67 を分例請求文書とみなしえないことをすでに指摘している [MDQ, 154–155].

7 [ ] 泰定四年四月分時價, 每斤  
[後 缺]

④冒頭の「禿忽魯」は抬頭して記され, また「夏季分例」としての羊の代価を支給されることからみて, モンゴル王族に属することは確実である<sup>(26)</sup>. そこで筆者は, 「禿忽魯」の後の缺字を「妃子」と補い, トゥグルク妃子分例請求文書および MDQ, No. 25 の [T](u)ylu(y) qatun に同定することを提案したい<sup>(27)</sup>.

筆跡・料紙・内容からみて, 上掲④⑤⑥は同一文書に属するものと判断されている. ④の第 3 行は「泰定四年四月分時價」に言及するから, ④の禿忽魯妃子の「夏季分例」も泰定四年丁卯 (1327) 夏季 (四月~六月) のものであろう. トゥグルク妃子 ((T)uyluy qatun) と④の禿忽魯妃子の同定を前提にすれば, この「泰定四年」はトゥグルク妃子分例請求文書の紀年「猴兒年 (bečin jil)」の決定の起点となり得る. 語註 Tu9 参照.

**Tu3b, kesig:** 延祐四年 (1317) 四月二十九日付のサンガシリ大王の夏季分例の支帖の後半部 (M1·0482 [84H·F116:W568/1742]) は, 文末の事書「桑哥失里大王分例」に saŋgaširi k'e-un-u k'ešig-u(n) [t'ula?] 「桑哥失里大王の k'ešig (~ kešig ~ M. kesig) の [ために(?)]」というバクバ文字モンゴル文を添えており<sup>(28)</sup>, 漢語の「分例」と kešig ~ M. kesig の対応を明証する. 本稿後掲のモンゴル語分例請求文書とその訳本 (A1a-A4, B1-B4) でも M. kesig は「分例」と漢訳される.

汎用のモンゴル語辞典は kesig (~ kešig) に「天恵, 幸運, 福祿, 皇恩, 恩賜」の訳語を与える一方, keseg 「部分, 分け前, 断片, 塊」も収録する [Kowalewski III, 2459, 2456; Lessing, 459, 460; MKT, 617]. ただし, 『元朝秘史』 (§70, 02:02:01-02) には kesig ~ kešig を「分子」すなわち「分け前, 部分」と傍訳する例がみえる: yekes-ün kešig-eče bile'ür-eče sarqud-ača yekin qožida'ulumui ta > 也客孫客石格徹必列兀舌列徹撒舌兒中忽答察也勤中豁只答兀魯梅塔=大的每分子内餘胙胙行為甚教落後了有您「祖先の (供物の) 分子 (kešig)・胙肉・胙酒から, どうして (我々を) 後回しにするのか, お前たちは」 [村上 1970, 100; 小澤 1985, 12-19; MNT/IdR I, 17, 153]. この用例から, 小澤重男は, kesig ~ kešig 「分子」を「分配された供物の肉 (の一部) と他のそなえもの」を本義とする語であって keseg 「断片, 部分」とは別語とみなした [小澤 1985, 16-17]. しかし『秘史』の別箇所 (§224, 09:33: 04-05) には, 祖靈や皇帝ではなく各級モンゴル軍人の「父親」一般から与えられた「部分; 分け前, 取り分」として, qubi 「部分, 受け取るべき分け前」 [Kowalewski II,

(26) 王族への分例支給に関わる類似文書として, への分例に関係する「放支只兒哈迷失 (Jiryamis) 妃子春季羊錢文書」 (M1·0451 [F20:W39]) を参照できる [ZHHZ, 上 394; ZHHS④139-140].

(27) 李逸友は, ④第 2 行にみえる「二位」を「禿忽魯大王とその妃子」に言及したのとみなし [HCW, 25-26], 潘潔らもこれに従う [潘潔・陳朝輝 2007, 111]. 一方, 劉兆和は元代カラホト近辺のモンゴル王公として「禿忽魯妃子」に言及しており [劉兆和 2009, 122], これは本処の「禿忽魯 [ ]」に依拠すると思われるが, 「禿忽魯」を「妃子」すなわち女性王族とみなしした根拠は示されていない..

(28) 呼格吉勒圖・薩如拉 2004, 525-527; MDQ, 124, No. 51; ZHHW③602, ZHMW, 97 はこのバクバ文字添書に M1·092 の整理番号を与える. なお潘潔と ZHHS はこの添書を「畏兀兒體蒙古文」と誤る [潘潔 2013, 128-129; ZHHS④254-246]. この他にも, ZHHS は諸処でバクバ文字をウイグル文字と誤る.

889; Lessing, 977; MKT, 672; TMEN I, Nr. 294】との類語重複で *kesig* ~ *kešig* (~ *kešik*) を用いる例もみえる: *ečige-yen ögüksen qubi kešik bö’esü* > 額赤格顔 幹古克先<sub>中</sub>忽必客失克 李額速亦訥=父自的行與了的分子有呵「自らの父が与えた分子 (qubi kešik) があるなら」[村上 1976, 41; 小澤 1988, 256, 258, 267]. この点に鑑みれば, Doerfer・村上正二・de Rachewiltz らに従い, 『秘史』の *kesig* (~ *kešig*) と *keseg* をともに「部分; 分け前」一般をさす語とみなし, その語源を T. *käsäk* 「部分, 分け前」とする見解がより妥当に思われる [TMEN III, Nr. 1634; 村上 1970, 104; MNT/IdR I, 341; cf. ED, 749; OTWF I, 40]. あるいは, T. *käsäk* 「部分; 分け前」を借用した M. *keseg* の異形として *kesig* ~ *kešig* が派生し<sup>(29)</sup>, 皇帝・君主・王朝からの「分け前」(すなわち「天恵, 福禄, 恩賜」)にはこの *kesig* ~ *kešig* が専用されたのであろうか. この点, モンゴル語彙史研究に関わる専家の批正を仰ぎたい.

なお, トゥルファン出土のモンゴル期のウイグル語行政命令文書 (BT XLVIII, F5, F8, F10, G18, H5, H9) にも, 使臣 (elči) や官人に支給される食糧 (aš) を *käsig* aš と称する例が見出される. この Uig. *käsig* = K’SYK (~ *käsig* = K’ZYK) は, T. *käsäk* 「部分; 分け前」を借用したモンゴル語 *kesig* (~ *kešig*) = K’SYK が「分例」の意でウイグル語に再導入されたものと考えられる<sup>(30)</sup>.

**Tu3c, [un]dan šigüsün-ü i : šigüsün** に後続する -W の下には明らかに Y 字が記されている. ここでは属格の -ü を誤記したものの, それを抹消せずに nominative の人称語尾 -i [cf. Poppe 1987, 214] を追記したものと考えておく<sup>(31)</sup>.

M. *unda(n)* (~ *umda(n)* ~ *umdaya(n)*) は一般に「飲料」をさし [Kowalewski I, 414; Lessing, 874; MKT, 237], MDQ 編者が『元朝秘史』や *Muqaddimat al-’Adab* などの対訳資料の用例から「酒」と訳出

(29) トゥルファン出土元代モンゴル語仏教頭韻四行詩刊本にも K’S’K = *keseg* と K’SYK = *kesig* の両形式が在証され, Cerensodnom/Taube は *keseg* を「部分」, *kesig* を「恩, 功徳」と訳し分ける. しかし, テキストの文脈に鑑みると, 両者とも「部分」を意味した可能性もある: <sub>19</sub>kejiy-e be ülü osuldayulun <sub>20</sub>kesig-iyer baramid-tur qatayujiydaqui 「いつでも遅怠することなく, 少しずつ (*kesig*-iyer) 波羅蜜に精勵すべし」 [cf. BT XVI, Nr. 33] ; <sub>1</sub>ker be tamu-tača tonilbasu <sub>2</sub>keseg-iyer birid-tür törüyü 「もしも地獄(道)から解脱しても, 一部は (*keseg*-iyer) 餓鬼(道)に生まれる」 [cf. BT XVI, Nr. 36].

(30) これらの *käsig* aš 「分例の食糧」について, 筆者は旧稿で *käzig* aš 「番役 (*käzig*) 食糧」すなわち「番役 (輪番制の徭役) の負担を代替するために供出される食糧」と解釈したが [松井 1998a, n. 11; 松井 2004, 164], すでに本文に示したように「分例の食糧 (assigned provisions)」とする修正案を提示している [BT XLVIII, 136–137].

ちなみに「順番, 順序, 次第」の原義から「(徭役や任務の) 輪番; 輪番制の徭役」を意味するテュルク語・ウイグル語の *käzig* も, モンゴル語に同義で *kesig* (~ *kešig*) として借用され, さらに「(モンゴル皇帝や君主を警護する) 輪番の任務」としての *kesig* から「(皇帝・君主の) 親衛隊士, 宿衛兵」を意味した *kesigtei* (> pl. *kesigten*) が派生した [宇野 2018, 253–254]. ただし, M. *kesig* が一般的な「労役の輪番」としての用法もなお保ったことは, カラホト出土モンゴル契 F61:W6<sub>6</sub> (= MDQ, No. 2) の用例から判明する [MDQ, 38]. MDQ の語彙集では, この *kesig* 「輪番 (< T.-Uig. *käzig*)」の用例がその他の *kesig* 「分例 (< T. *käsäk*)」と区別されていないので注意を要する [MDQ, 260]. なお F61:W6 文書は, 倉糧 (sang) 輸送の労役 (*kesig*) の請負契約であると同時に, 請負人が前払いの賃金を受領した際の領収証 (*yanud* < Uig. *yanut*) としての性格を有する [松井 2016b].

(31) ブルガル妃子の延祐四年冬季分例のモンゴル語分例請求文書の並行箇所 (本稿第 3 節 B4M<sub>3</sub>) が属格・対格語尾を加えず単に「分例の麵と米 (*kesig* γulir amun)」とすることを参照できる.

するのも妥当である<sup>(32)</sup>。M. šigüsü(n) ~ sigüsü(n) ~ šügüsü(n) (> Chin. 首思) がモンゴル時代に「(客人や官人に提供される) 食料」をさしたことは周知の通り [Kowalewski II, 1513; Lessing, 704; MKT, 915; Pelliot 1930, 37–38; 羽田 1957, 77]。この šigüsü(n) ~ šügüsü(n) を借用したペルシア語・西方テュルク語の P. šüsün ~ T. šüsün が多く A.-P. 'ulūfa ~ 'alafa 「糧食, 糧秣」と並記されることも参照できる [TMEN I, Nrn. 238, 239; Vásáry 1977, esp. 55–59]。

サンガシリ大王関係文書では、モンゴル語分例請求文書の unda(n) šigüsü(n) は訳本で「羊酒」と定訳され、unda(n)「酒, 飲料」と šigüsü(n)「食糧」が熟して「規定に従って支給される食糧 (= 酒と羊)」と理解されていたことを示唆する<sup>(33)</sup>。同様に umda(n)「飲料」と šigüsü(n)「食糧」を分例として並列する用例は、1279 年フレグ=ウルス当主アバガ発行モンゴル語駅伝利用特許状にもみえる : *smarqasiyas-a dabariydaysad ɔirgen ongyačačin todqayul ulaya 10umda šigüsü ana megüdegülün 11öögündükün* 「司教たちに通過された人々や船頭たち・駅伝監督官たちは、駅伝馬および飲料・食糧を、彼らに対して缺かすことなく与えよ」 [Mostaert/Cleaves 1952, 441–442]。この文書の「飲料・食糧 (umda šigüsü)」も、カラホト出土分例文書の例を参照して、熟した表現と理解すべきかもしれない。元代の漢文編纂資料でも、モンゴル王族や使臣への分例は「羊酒」と「米麵」に二大別され、並列して言及される<sup>(34)</sup>。また「羊酒」と相互置換的に「酒肉」という表現が用いられることもあります<sup>(35)</sup>、これがモンゴル語の unda(n) šigüsü(n) のより逐語的な訳語だったかもしれない。

(32) MDQ, 81. さらに、*Rasūlid Hexaglot* にも M. ümdān (< umdan ~ undan) “butter-milk; beverage” = T. ayrān (< ayran) “butter-milk, sour milk” = P. dūg “churned sour milk, why, butter-milk” = A. al-ḥamid “acid” (~ ḥāmid “butter milk”?) という対訳例がみえる [RH, 295]。チャガタイ=ウルス発行モンゴル語駅伝利用特許状でも umdan 「飲料」と bor 「ブドウ酒 (< Uig. bor)」は相互置換的に用いられ、漢文史料にみえる駅伝利用規程の「酒」に対応する [松井 2004, 165]。

(33) MDQ 編者はこの点を指摘しつつも、同時に、šigüsün は漢語の「湯羊」に対応し、その実態は「貴人の取り分である肉」と解釈すべきであるといい [MDQ, 81]、同書全体で šigüsün の和訳には「丸ゆで用の羊」の語を用いる (漢語訳では単に「羊」)。この語解では、本文に示したような同時代の諸言語史料の用例は参照されていない。なお、*Rasūlid Hexaglot* には A. al-wa zīfa wa'l-rātib “daily ration and daily allowance” = M. sūsun (< šüsün < šügüsü(n) ~ šigüsü(n))、明初の『統增華夷訳語』飲食門には šigüsün > 失兀孫=下程という対訳例がみられる [RH, 81; HYYY/Beijing, 165]。

(34) 『站赤』4・大徳五年 (1301) 十月「兵部奉中書省判、送宣徽院照磨崖用、查勘出柴炭、提舉司多有未支柴薪、廩給司多有未支羊酒・米麵等物、俱作已支、按月申報」[『永樂大典』卷 19419/15a-b]；同・大徳八年 (1304) 七月「又御史臺備：山南廉訪司言：荆湖一道路府州縣年銷祇應、自大徳五年撥降規畫官錢祇待、至今三年、不見接支、亦無增給鈔數、加之、有司不遵原行規畫收買米麵・羊酒・鷄猪等物銷用、但將鈔定科配屠沽店肆之家、存本取息、出物供待會計」[『永樂大典』卷 19420/3b]；『元朝典章』立站赤條畫「一、元奉省箇、站戶依驗使臣分例上、應付當日首思、若使臣有勾當住呵、官司應付者、今體知得、諸處站赤、例於馬戶處冒行攢斂羊酒・米麵首思等物、除使臣分例食用外、多有尅落數目」[『永樂大典』卷 19424/2a]。なお米麵を倒置した「麵米」という表現もみえる：『元典章』卷 28・礼部 1・礼制 1・迎送・迎接「議得、于秘監・燕帖木兒 (El-Temür)、除正分例外、多余取要羊酒・麵米」。

(35) 『站赤』1・太宗五年 (1233) 癸巳二月五日「太原府内見有達魯花赤并久住使客諸投下人等、取酒肉・米麵數多、……如有依前亂行取酒肉・米麵之人、并斷按答奚罪」[『永樂大典』卷 19416/7b-8a]；『元典章』卷 16・戶部 2・分例・祇應・為祇應鈔事「(至元二十八年 (1291)) 六月二十八日行訖：……一、見今人戶祇待去處、取問元歛錢物、已置備下酒肉・米麵者、責付本處官司別項作數、通行支用」；同・添祇應塩醬分「切見、祇待往來朝省宣使官員、合用飲食分例、每員除依例應副米麵・酒肉・柴薪外、止破油鹽雜支

ただし、語註 Tu3a に引用した「秃忽魯□□等支夏季分例羊錢文書」群や、本稿第 3 節後掲の錢糧房呈の諸例（後掲 A1aCii<sub>13-17</sub>, A1bCii<sub>17-23</sub>, A2Cii<sub>13-19</sub>, A3Cii<sub>13-19</sub>）が示すように、分例としての「羊酒」の支給に際しては、実際には「羊」・「酒」それぞれの代価が時価に基づいて計算され、相当額の交鈔が総管府の支持庫から王族に与えられた<sup>(36)</sup>。

**Tu4a, terigülen:** v. terigüle- (~teri'üle-) 「～をはじめとする」を「爲頭」と傍訳する例は『元朝秘史』に頻見する〔栗林 2009, 464-465〕。

**Tu4b, köüler sara:** KW WL'R = köüler は、MDQ 編者に従って kögeler ~ kögüler 「十二（月）」の口語形式とみなす。オルドス方言の k'öletür も参照できる [DicOrdos, 427]。「十二（月）」をさす M. kögeler (~ kögüler ~ küküler > Chin. 庫胡列兒～可可勒兒) の用例は、MDQ の引用する『華夷訳語』[HYYY/Beijing, 130; MDQ, 30] の他に『至元訳語』にも確認され [長田 2000, 55; Kara 1990, 306]、トウルファン出土のモンゴル語曆書断片 (MongHT055<sub>r4,17</sub>) にも在証される [BT XVI, 156]。

**Tu5, yurban sara(s)-[u]n tegüs abula:** 「三箇月の的を全て得た」。M. saras (pl. < sara 「月」) に後続する属格語尾 -un は「～のもの」と名詞的に解釈できる。並行する表現は、その他のモンゴル語分例請求文書・訳本にも確認される (本稿第 3 節 A1aM<sub>5</sub> = A1aC<sub>3</sub>; B1M<sub>5</sub> = BiC<sub>4</sub>; B3M<sub>5</sub> = B3C<sub>3</sub> = B3C<sub>3-4</sub>; cf. A1bC<sub>4-5</sub>, A3C<sub>3-4</sub>, B4C<sub>3-4</sub>).

M. tegüs abula 「全て得た」は、訳本ではおおむね「全得了也」と定訳される<sup>(37)</sup>。MDQ 編者が本処の 'BW(L)' = abula (< v. ab-) を abuya と校訂したのは、おそらく他のモンゴル語分例文書の並行箇所にみえる abuy-a (< v. ab-) の例 (本稿第 3 節 A1aM<sub>5</sub>, B1M<sub>5</sub>, B3M<sub>5</sub>) を参照したものと推測されるが、本処では語中の -L- 字の鉤状の筆画を判読できる。

**Tu6, yurban sara :** MDQ の中文訳が本処を「三箇月」とするのは誤解。語註 Tu5 にもみたように、モンゴル語文書で「3ヶ月」を示す際には sara 「月」の複数形 saras を用いる。

**Tu8, [yuyum]u :** モンゴル語分例請求文書の並行例 (本稿第 3 節 A3M<sub>8</sub>, B3M<sub>8</sub>) から yuyumu 「<sup>もと</sup> 嚻める (< v. yuyu-)」を推補できる。訳本では「嚙有」と定訳される。

**Tu8-9, ker ber urudu yosuyar ög'geküü-yi [noyad] medetü[ge]ji :** 訳本の定型表現「怎生、在先の体例に依って与える的を、官人毎は識られ者【<sup>どうか</sup>怎生依在先體例與的、官人毎識者】」に対応する。第 9 行の medetü[ge]ji は両断片にまたがるもの、MDQ 編者が No. 19 の第 9 行冒頭に読み取った

---

鈔三分、委實不敷」;『至正條格』卷 10・断例・廐庫・綱船擾民 (No. 322) 「一、沿河上下守凍去處、運糧舡戶・軍人、故行砍伐百姓樹株者、量答肆拾柒下、驗價陪償、或索要酒肉・米麵・雞鵝等物、依不枉法例追斷、元物給主」。

(36) 吳超 2013, 203-204; 潘潔 2013, 147-150。羊は体重により上・中・下等に 3 分類され、また酒はおおむね 1 「瓶」あたり中統鈔 9 両と定められていた。なお駅伝利用者に対する分例についても、米・麵・酒・肉の支給額は個別に定められ [e.g., 松井 2004, 165]、実際にも個々の品目ごとに支給されたことは、例えば Козлов 将來の「亦集乃路站赤祇應登記簿」(TK204, TK248) から傍証される [吳超 2013, 213-218; EHHS ③96-118]。

(37) 『元朝秘史』・『華夷訳語』でも M. tegüs (> 帖古思～帖骨思) は「全」と対訳される [栗林 2009, 454; HYYY/Beijing, 57]。なお M. ab- を「得」と対訳する例は『華夷訳語』にはみえず、『元朝秘史』には 1 例のみ見出される : abtuqai > 阿禿<sup>中</sup>孩=教得者「得るよう」 (§205, 08:37:05) [栗林 2009, 12-14]。

Y字を、 medetü[ge]i = M'D'TW[K']Y の末字とみなせる。

汎用されるモンゴル語辞典は ker ber ~ kerber (~ kerbe) に「もしも」の語義を与える [Kowalewski III, 2515; Lessing, 455; MKT, 624; cf. GWM, 127]、MDQ 編者も本処の ker ber を「もし」と日本語訳する。しかし、MDQ の中国語訳は ker ber を「怎生」つまり「どうか、なんとか；なにとぞ」とする [MDQ, 87, 97, 102]、おそらく、後掲のモンゴル語分例請求文書とその訳本において、ker ber が「怎生～怎生般～怎麼生般」に対訳されること（本稿第 3 節 A3M<sub>8</sub> = A3Ci<sub>6</sub> = A3Ci<sub>5</sub> ; B3M<sub>8</sub> = B3Ci<sub>6</sub> = B3Ci<sub>5</sub>）を勘案したものと思われる。トウルファン出土パクパ文字モンゴル語『妙巖宝藏論 (Subhāśitaratnanidhi)』の *rsurusqu usuni k'er ber qar[i]-ul[·uasu]* 「流れる水をなんとか (k'er ber ~ M.. ker ber) 戻らせようとしても」という表現も参照できる [BT XVI, 72]。分例請求文書の訳本の「怎生、……する的を、官人毎は識られ者」という表現は直訳体漢文史料にも散見し、やはり ker ber ....-qu/-kü noyad medetügei のようなモンゴル語表現に還元できる<sup>(38)</sup>。

訳本の「与える的【與的】」に対応する *ög' gegülkü ~ öggegülkü* は、v. ög-「与える」に使役接尾辞の -ge- と -gül- が重畳された v. ög' gegül- ~ öggegül- の形動詞形とみなされる。モンゴル語の動詞語幹に使役接尾辞が重畳された場合、使役の対象者がさらに他者の助けを得て動作をなすことを示すので [Tserenpil/Kullmann 2008, 117]、この分例請求文書の v. öggegül- も、宛先（「亦集乃総管

(38) 『元典章』卷 36・兵部 3・駅站・違例・失鋪馬箇子「怎生、問 べる的を、官人毎は識られ者【怎生般的、官人毎識者】」；同卷 39・刑部 1・刑制・贖刑・罰贖每下至元鈔二錢「怎生般、定奪める的を、省の官人毎は識られ者【怎生般定奪的、省官人毎識者】」；同卷 49・刑部 11・諸盜 1・強竊盜・斷賊徒例粉壁曉諭「怎生般、他毎が呈して來た的に依り、榜文を行って粉壁を立て交せる的を、省の官人毎は識られ者【怎生般依他毎呈來的行榜文交立粉壁的、省官人毎識者】」；同・流遠出軍地面「怎生、各処に文字を行ら交る的を、省の官人毎は識られ者【怎生交各處行文字的、省官人毎識者】」；同・盜賊各分首從「怎生、明白に俺らに根底して文書を与將して來る的を、省の官人毎は識られ者【怎生明白俺根底與將文書來的、省官人毎識者】」；同・免刺・偷粟米賊人免刺「怎生、明白に定奪めて俺らに行して文書を回して与將して來る的を、省の官人毎は識られ者【怎生明白定奪俺行回文書與將來的、省官人毎識者】」。これらの直訳体漢文中の「識（者）」に対応するモンゴル語は田中謙二により検討されたが [田中 2000, 350-360]、すでに MDQ 編者も「識者」という中文訳を medetügei に与えるように、本稿で扱うカラホト出土モンゴル語・漢文対訳文書群により確証を得られる。なお、乙巳年 (1245) 草堂寺コデン (Koden > 闕端) 太子令旨碑の「怎生般添助氣力、修蓋房舎多少間數底、你毎識者」についても、杉山正明の「かなりのちからぞえをし、多くの建物を修建したならば、おまえたちが知れ」 [杉山 2004, 430-431, 447] という旧訳は、「怎生般、氣力を添助し、房舎の多少の間数を修蓋す底を、你毎が識者」と修正すべきであろう。

ちなみに、乙種本『韃靼館來文』に収録されたモンゴル勢力の表文の漢文原文には「怎生、恩賜する的を、聖旨もて知道れかし【怎生恩賜的、聖旨知道】」という末尾の定型的表現がみえる。ただし、これはモンゴル語訳文では yambar-iyar soyurya-*qu*-yi jarliy medemü j-e 「なにとぞ恩賜する的を、聖旨は知るぞ」と定訳され、漢文原文「怎生」には ker ber ではなく yambar が用いられる [山崎 1951, *passim* ; 山崎 1955, 138]。ちなみに、本田實信の紹介した『回回館來文』の表文 I の漢文原文にも「怎生恩賜されたいと奏し得、聖旨もて知道れかし【怎生恩賜奏得、聖旨知道】」という並行表現がみえ、「怎生」はペルシア語では čigūna 「どのように (か)」と訳される。他の『回回館來文』では、この「怎生恩賜」に替えて多くの「望乞恩賜」がみえ、「怎生」と「望乞（ペルシア語の訳語は umid ki）」の対応が知られる [本田 1991, 524, 526-530, 531-532]。Chin. 怎生 = 初科納 < P. čigūna の対訳は『回回館雜字』にみえる [本田 1991, 484; 劉迎勝 2008, 558]。いずれにせよ、乙種本『韃靼館來文』のモンゴル文や『回回館來文』のペルシア文が漢文原文の機械的逐語訳であることには留意する必要がある。

府の官人毎<sup>ノヤンたち</sup>）に対し、さらに属官に指示して分例支給を手配させることを含意するのであろう。この v. ög'gegül- ~ öggegül- という形式は後至元四年（1338）漢蒙合璧ジグンティ（Jiguntei > 竹温台）碑文モンゴル文第7行〔渡部ほか2010, 115〕、トウルファン出土1339年チャガタイ=ウルス当主インテムル発行命令文書の複本（SI G 120<sub>13</sub>）の他<sup>(39)</sup>、本稿第3節後掲の A1bM<sub>9</sub> にも在証され、また B3M<sub>8</sub> にも推補できる〔語註 B3M8〕。ただし、同じく第3節後掲の A1aM<sub>9</sub> の並行箇所では、一般的な ögkü (< v. ög-) 「与える的」が öggegulkü と相互置換的に用いられている。

**Tu9-10, bečin jil kqüler sar[a-yi](n) [ ]N-'**：「猴兒年十二月の□日に」。第10行冒頭の破損缺落のため、日付に相当する語は特定できないものの、文末の残画は [ ]N-’ と判読できる。従って šine-de 「初（旬の）□日に」の可能性は無いので、日付は中旬・下旬の某日となる。

カラホト出土分例関係文書の諸例に即すると、分例は原則的に各季（3ヶ月）単位で請求されるが、閏月を含む場合は4か月を一季とする〔HCW, 25; 吳超2013, 187; 潘潔2013, 120; 本稿第3節、語註 A1bM7, A1bCi5-6, A1bCii5〕。一方、本文書は「猴兒年」十月～十二月（第4-5行）・翌「鶏兒年」正月～三月（第6-7行）の分例をそれぞれ「三箇月（yurban saras）」分として言及するので、この「猴兒年」十月から「鶏兒年」三月までの間には閏月が無かったこととなる。

語註 Tu3a に言及した「禿忽魯妃子<sup>トウグルク</sup>等支夏季分例羊銭文書」は、禿忽魯妃子<sup>トウグルク</sup>への泰定四年（1327）夏季の分例支給に関係する。この禿忽魯妃子<sup>トウグルク</sup>を我々のトウグルク妃子に同定して本トウグルク妃子分例請求文書の「猴兒年」を泰定四年（丁卯）の直近に求めれば、5年後の至順三年壬申（1332）が該当する。しかし、その翌年の元統元年癸酉（1333）は閏三月をもつて本文書の記述と整合しない。従って、本文書の「猴兒年」は至順三年ではあり得ず、次に泰定四年に近い延祐七年庚申（1320）に比定するのが当面の第一案となる<sup>(40)</sup>。

**Tu10**：モンゴル文末尾の下の余白には略花押（nišan < Uig. nišan < P. nišan）が記入されている。この略花押は、上下2本の横線の間に2字×2行の図案化したパクパ文字を配したもののようにみられる。右上の文字は k<sup>č</sup> のようにみえるが、その他は適切に判読できない。モンゴル語の分例請求文書に行政文書としての效力を与えるためには発出者たるモンゴル王族の属僚の略花押を要したことが、本処の実例からほぼ確実に推測できる。ちなみに、他の既公刊のモンゴル語分例請求文書では、略花押が記入されていたと思しき箇所はすべて破損缺落していた。

(39) Kara 2003, 28-29. ちなみに Kara は、v. öggegül- を v. öggügül- の異形とみなし、v. ög- 「与える」の異形・古形としての \*öggü- という動詞語幹形式を推定する。しかし、öggegül- の /e/ が逆行同化により円唇母音化して öggügül- へと転訛したという想定も可能であろう。なお汎用のモンゴル語辞典では、öggügül- は単純に ög- の使役形と説明される〔Kowalewski I, 577; Lessing, 632〕。

(40) 延祐七年に先行する至大元年戊申（1308）は閏十一月をもつて、やはり本文書の「猴兒年」とはなり得ない。一方、やや時代差が大きくなるものの、元貞二年丙申（1296）・至正四年甲申（1344）・至正十六年丙申（1356）は候補となり得る。主に延祐三年・四年（1316-1317）の分例関係文書にみえるブルガン妃子が至正四年（1344）付の漢文文書（M1-0496 [F111:W17]）〔ZHHS③619; ZHHS④281-282〕の「ト魯罕妃子」と同一人物であれば、30年前後の時代差は許容できるからである〔潘潔2013, 129-130〕。亦集乃路に総管府が設置されたのは至元二十三年（1286）であるから（『元史』卷60・地理志3），本文書を至元二十一年甲申（1284）以前に繫年する可能性はひとまず無視できる。

### 3. モンゴル語分例請求文書・訳本・錢糧房呈の再校訂

前節に示したトゥグルク妃子分例請求文書により、カラホト出土モンゴル語分例請求文書の基本的な書式は既知のモンゴル文直訳体漢文の訳本の書式とほぼ完全に対応することを確認できた。従って、すべて断片で首尾の完結しないその他のモンゴル語分例請求文書〔表1参照〕についても、トゥグルク妃子分例請求文書と同一の書式をもつことを前提とし、さらにモンゴル語文書と連貼された訳本やこれを引用する錢糧房呈の文面との比較により、モンゴル文テキストをより積極的に再構できる。逆に、これらの漢文文書の録文の缺落箇所や不明点も、モンゴル文に基づいて修訂することが可能となる<sup>(41)</sup>。

モンゴル語分例請求文書と訳本・錢糧房呈の相互比較のためには、まず同一案件に関係する文書群の整理を要する。表2は、表1に掲げた既公刊のモンゴル語分例請求文書(M)のうち、サンガシリ大王文書5点・ブルガン妃子文書5点・ナトゥン妃子文書2点について、関係する訳本(Ci)・錢糧房呈(Cii)さらには支帖を確認のうえ、案件ごとに整理・再配列したものである。

サンガシリ大王関係文書は延祐四年丁巳(1317)各季の分例支給に関連する。閏正月を含む春季4ヶ月の分例は前半(正月・閏正月)・後半(二月・三月)の2次(A1a, A1bとして示す)に分割して支給されたため、分例請求は計5次(A1a, A1b, A2, A3, A4)にわたる。

ブルガン妃子関係文書も同じく延祐四年丁巳(1317)の分例支給に関連するが、おそらく折り畳まれて一括保管されていた原文書群が焼損し、モンゴル文・漢文文書とも類似した短冊状に断片化した状態で発掘されたため、同一の出土地番号をもつ断片群であっても、発掘・整理の過程で錯簡が生じた可能性が高い〔MDQ, 99〕。そこでモンゴル語分例請求文書の定型的書式を念頭に置きつつモンゴル文の諸断片を再検討すると、従来5点(MDQ, Nos. 29, 31, 34, 37, 38)と認識されてきた断片群の綴合を修正し、延祐四年各季の4案件(B1, B2, B3, B4)に整理できる。またブルガン妃子関係の漢文文書(訳本・錢糧房呈・支帖)について、ZHHW・呉超・潘潔・ZHHSが出土地番号・整理番号に即した綴合のままに移録したのに対し、宋坤・薄嘉2016は文書の内容分析に基づき錯簡を修正した綴合案を提示している。その録文を本節でも優先して参照する。

表1に示したナトゥン妃子のモンゴル語分例請求文書7点のうち、同一案件に関わる訳本・錢糧房呈をほぼ特定できたのは1点(MDQ, No. 40)のみであった(C1)。ただし、パクバ文字モンゴル文によるMDQ, No. 42は、定型的書式から缺落部分を相当程度に推補できるので、本稿ではC2として再構テキストの試案を提示する。残る5点(MDQ, Nos. 41, 43-46)は破損缺落が著しく、テキスト情報から同一案件に関わる漢文文書<sup>(42)</sup>を同定することは困難である。

(41) 分例請求に関わる漢文文書(訳本・錢糧房呈)については、潘潔らが現存例を通して缺落部分についても相当程度に再構しているが、モンゴル語原文とは比較されていなかった〔潘潔・陳朝輝2007; 潘潔2013, 119-158〕。なおZHHW, ZHHSは、潘潔らの再構案を参照しつつも、缺落部分の推補には採用しない。

(42) 先行研究では、M1・0503-M1・0527の合計26点がナトゥン妃子の分例支給に関連する漢文文書(「納冬妃子分例米麵文書」)として分類されている〔ZHHW③629-644; ZHHS④303-353; cf. ZHHW, 上 454-472〕。ただし、M1・0434 [84H・F116:W328/1500]を追加する必要がある〔語註C1Cii2〕。

表2 サンガシリ大王・ブルガン妃子・ナトゥン妃子分例請求関係文書

案件	文書 <sup>1</sup>	整理番号	出土地番号	MDQ
サンガシリ大王 延祐四年春季前半	M	M1・009	F116:W595	22
	+Ci	+M1・0470		
	Cii	M1・0472 +M1・0471	F116:W546 +84H・F116:W583/1757	
	支帖 <sup>2</sup>	M1・0472	F116:W546	
サンガシリ大王 延祐四年春季後半	M	M1・007	F116:W204	18
	+Ci	+M1・0473		
	Cii	M1・0474	F116:W569	
	支帖	M1・0477	F116:W593	
サンガシリ大王 延祐四年夏季	M	M1・011	F116:W572	24
	+Ci	+M1・0476		
	Cii	M1・0478 +M1・0475	F116:W573+[缺]	
	支帖 <sup>3</sup>	M1・0475 +M1・0482	[缺] +84H・F116:W568/1742	
サンガシリ大王 延祐四年秋季	M	M1・008	F116:W521	21
	+Ci	+M1・0483		
	Cii	M1・0479	F116:W596	
	支帖	M1・0480	F116:W598	
サンガシリ大王 延祐四年冬季	M	M1・010	84H・F116:W511/1683	23
	+Ci	+M1・0481		
ブルガン妃子 延祐四年春季	M	M1・013 +M1・014	F116:W62 +F116:W92	34 <sub>1-3</sub> +37 <sub>1-4</sub>
	+C1	+M1・0490 +M1・0491	+F116:W29	
	Cii	M1・0497 +M・0488	F116:W73 +F116:W367	
	支帖	M1・0488 +M1・0497	F116:W367 +F116:W73	
ブルガン妃子 延祐四年夏季	M	M1・015	F116:W29	38
	+Ci	+M1・0491		
	Cii	M1・0492	F116:W629	
	支帖 <sup>2</sup>	M1・0501 +M1・0488	F116:W63 +F116:W367	
ブルガン妃子 延祐四年秋季	M	M1・012 +[F116:W503]	F116:W349 +F116:W503	29 <sub>1</sub> +31
		+M1・013	+F116:W62	+34 <sub>4-5</sub>
	+Ci	+M1・0493		
	Cii	M1・0489 +M1・0498	F116:W363 +F111:W86	
ブルガン妃子 延祐四年冬季	支帖 <sup>4</sup>	M1・0498 +M1・0489	F111:W86 +F116:W363	
	M	M1・014 +M1・012	F116:W92 +F116:W349	29 <sub>2-6</sub>
	+Ci	+M1・0494	+F116:W92	
	Cii	M1・0499 +M1・0500	F116:W371 +F116:W90	
ナトゥン妃子 某年某季	支帖 <sup>2</sup>	M1・0500 +M1・0499	F116:W90 +F116:W371	
	M	M1・017	F116:W454	40
	+Ci	+M1・0505		
ナトゥン妃子 某年秋季	Cii	M1・0506	F116:W325	
	M	M1・086	84H・F116:W584/1758	42

\*1 M = モンゴル語分例請求文書, Ci = 訳本, Cii = 錢糧房呈

\*2 後掲の各案件ごとの解題を参照。 \*3 ZHHZ, 上 416-417, 427 参照。

\*4 記載内容からはブルガン妃子の延祐四年夏季分例に関わるとは断定できないものの、消去法的に関連を想定しておく [cf. ZHHW③624; 宋坤・薄嘉 2016, 2066, 2071-2072].

以下には、表2に掲げた文書群のうち、モンゴル文の校訂テキスト・日本語訳、および訳本・錢糧房呈の録文を語註とともに提示する（支帖は訳本をほとんど引用しないので割愛する）。モ

ンゴル語分例請求文書と訳本の連貼箇所・紙縫は、原文書ではモンゴル文・漢文双方の冒頭に位置するが、下掲の校訂・録文では便宜的にモンゴル文の後・訳本の前に配置する。なお、本節の主眼はモンゴル文・漢文文書の比較によりテキスト校訂・移録を精緻化させることにあるので、漢文の訳本・錢糧房呈の語註において文書内容から歴史的背景を考証することは最小限に留める。また、筆者は本節所掲の文書群も実見調査していないので、古文書学的情報については先行研究を適宜参照されたい<sup>(43)</sup>。

### A1a サンガシリ大王延祐四年春季前半分例関係文書

A1aM = M1・009 [F116:W595] : [校訂] MDQ, No. 22; 正月・高娃 2009.

A1aCi = M1・0470 [F116:W595] : [録文] HCW, 128; 潘潔・陳朝輝 2007, 109; 正月・高娃 2009, 57; 吳超 2013, 185; 潘潔 2013, 121-122; ZHHZ, 上 408-409; ZHHS④183-187.

A1aCii = M1・0472 [F116:W546](①) + M1・0471 [84H・F116:W583/1757](②) : [図版] ZHHW③568-575; [録文] HCW, 129; 潘潔・陳朝輝 2007, 110-111; 吳超 2013, 185-187 (F116:W546 + F116:W509 [sic!]); 潘潔 2013, 122-123; ZHHZ, 上 409-412; ZHHS④189-200.

モンゴル語分例請求文書 (A1aM) の左側に訳本 (A1aCi) が連貼された状態で、現存寸法は 26.9 x 82.1 cm. 分例請求文書と訳本の上端はややずれて連貼され、いずれも上端は完存、下端缺。紙縫および訳本末行の日付「初九日」にパクバ文字「亦集乃總／管府印」が捺される。MDQ 編者は、訳本との比較からこのモンゴル語分例請求文書の内容をほぼ正確に推定しているが [MDQ, 89], 缺落部分は再構しなかった。また MDQ とは独立して、正月・高娃 2009 も他のモンゴル語分例請求文書 (本稿 A1bM = M1・007 [F116:W204]; A2M = M1・011 [F116:W572]) や訳本・錢糧房呈と比較しつつテキスト再構を試みているが、現時点では多く修正を要する。

「錢糧房／據」の冒頭定式による延祐四年正月付のサンガシリ大王分例関係の漢文文書 M1・0472 [F116:W546] [吳超 2013, 186-187; 潘潔 2013, 122-123; ZHHZ, 上 411-412; ZHHS④194-200] の冒頭 6 行が、上記のモンゴル語分例請求文書 (A1aM)・訳本 (A1aCi) を受けた錢糧房呈 (A1aCii ①) であることは、引用される訳文の内容から確実である、しかし図版 [ZHHW③572-575] を参照すると、M1・0472 文書は同一筆跡による 3 断片からなり、先行研究で第 7-18 行とされる後の 2 断片では、文末で吏 (司吏) の他に提控案牘・知事・経歴などの首領官が連署し、また「右下支持庫」(第 12 行) という文言や「桑哥失里大王分例羊酒」という事書 (第 15 行) がみえる。これらの諸点に鑑みれば、この後半の 2 断片は、錢糧房呈を承けて亦集乃路総管府が支持庫に下達した支帖と判断できる<sup>(44)</sup>。

(43) ZHHW・ZHMW 掲載のモンゴル語分例請求文書・訳本の図版情報については前節の表 1 を参照。なお、ZHHW・ZHMW では同一文書に属する複数の断片を一括して紙寸を提示するが、ZHHZ および ZHHS では個別の断片についての情報も示す。

(44) 支帖は亦集乃路総管府から広積倉または支持庫に「下」す形式で発行される。首尾をほぼ完存する例として、至大四年 (1311) 七月阿黒不花 (Aq-Buqa) 寧肅王分例支帖 (M1・0426 [F26:W101 正]) [ZHHZ, 上 374-376; ZHHS④75-80; 杜立暉 2021, 58-59, 78-79] や、延祐四年 (1317) サンガシリ大王春季後半分例支



図2 A1aCii (M1·0472 [F116:W546] + M1·0471 [84H·F116:W583/1757])  
[Composite image from ZHHW③572 and 568]

図2に示すように、A1aCii①の第6行には、これと同一の筆跡で書かれ、かつA1aCiと同じく延祐四年正月初九日付のM1·0471 [84H·F116:W583/1757] [ZHHZ, 上 409–411; ZHHS④189–193]を直に接合できる(A1aCii②) [語註A1aCi8, A1aCii6–17, A1aCii20]。第18・19行の紙縫と第22行の日付「初九日」にパクバ文字「亦集乃總／管府印」が捺される。

- |      |   |  |
|------|---|--|
| A1aM | 1 | isin-a sunggon (vuu)-[yin noyad-ta]<br>イシナ ソンゴン (ブー)-[イン ノヤドタ]<br>亦集乃 総管 府 [の官人毎根底].                         |
|      | 2 | tüke(l) [bičig-iyer ügülemü]<br>チュケル [ビチグイエル ウグレム]<br>秃怯里が [文字により説う].  |
|      | 3 | sanggaširi köbegün-ü kesig [undan šigüsün luu]<br>サンガシリ クベグン-ウ ケシグ [ウダン シグスン ルウ]<br>桑哥失里 大王 の分例の [酒と食糧は, 龍兒] |
|      | 4 | ǰil arban sara terigülen kögeler [sara-dur]<br>ジル アルバン サラ テリグレン コゲル [サラ ドル]<br>年 十月を 頭と為て十二 [月に]             |
|      | 5 | kürtele γurban saras-un tegüs abuγ-[a]<br>クルテル ジュルバン サラス-ウン テグス アブグ-[ア]<br>至るまでの三ヶ月の的を全て得た.                  |
|      | 6 | edüge moyai ǰil qubi sara [terigülen γurban]<br>エドゥゲ モヤイ ジル クビ サラ [テリグレン ジュルバン]<br>如今, 蛇兒年 正月を [頭と為て三]       |
|      | 7 | sara šün sara-[luy-a dörben saras-un kesig]<br>サラ シュン サラ-[ルヤ-ア ドルベン サラス-ウン ケシグ]<br>月(まで)閏月 [と并せ 四箇月 の 分例の]   |
|      | 8 | (un)[da](n) [šigüsün γuyumu ker ber uridu]<br>モト [シグスン ジュユム] ケル ベル ウリド<br>酒と [食糧を嗜める. 怎生, 在先の]               |

帖 (M1·0477 [F116:W593]) [ZHHW③589; 吳超 2013, 188; 潘潔 2013, 125–126; ZHHZ, 上 419–420; ZHHS④222–225] を参照。支帖をはじめ、亦集乃路總管府が発出する行政文書は、冒頭で「皇帝聖旨裏、亦集乃路總管府」の定式を採り、文末で吏(司吏)に加えて首領官(提控案牘・知事・経歴)が連署した。これに対し、錢糧房その他の總管府管下の部署が発出する文書は、冒頭に発出者のみ記し、末尾には吏(司吏)が単独で記名・押字する [cf. 杜立暉 2021, 273–294]。なお、従来の研究 [吳超 2013, 186; 潘潔 2013, 152; ZHHZ, 上 411] は、M1·0472 が3断片からなることに注意せず、錢糧房から支持庫への下達文書と誤解している。

9 yosuyar ögkü-[yi noyad medetügei]  
体例に依り与える的 [を官人毎は識られ者].

[10] [moyai jil qubi sara-yin]  
[蛇兒 年 正 月 の]

[11] [ ..... šine-de]  
[初□日に].

----- [紙 縫] ----- 【印】 -----

A1aCi 1 亦集乃路總管府官人每根底. 禿怯里文字裏說有.

2 桑哥失里大王的分例羊酒, 龍兒年十月爲頭至十二月終

3 三箇月的全得了也. 如今, 蛇兒年正月爲頭至

4 三月終通閏四箇月的分例羊酒嚟有. 怎生依

5 在先的體例與的, 官人每識者.

6 延祐四年正月 日譯史也先不花

押

7 初九日 【印】

A1aCii ①1 錢糧房

2 據禿怯里文字裏說有 :

3 桑哥失里大王的分例羊酒, 龍兒年十月爲頭至十二月終三箇月的

4 羊酒全得了也. 如今, 蛇兒年正月爲頭至三月終通閏四箇月

5 的分例羊酒嚟有. 怎生依在先的體例與的, 官人每識者.

6 得此. 照得: 延祐四年十二月……日據……文字嚟要

②7 桑哥失里大王延祐三年十月至十二月三箇月分例羊酒價錢,

8 已行放支了當. 今據前因, 照勘接支相同. 奉

9 總府官臺旨, 既禿怯里文字嚟要延祐四年正月至三月通閏

10 肆箇月分例羊酒價錢, 見在不敷, 合該數目

11 先行放支正月閏正月兩箇月分例, 二月三月兩箇月分例

12 再呈者

13 延祐四年正月閏正月分例中統鈔肆拾錠整

14 羊中等月支陸口半, 兩箇月該羊壹拾參口

15 每口價錢中統鈔壹錠, 計鈔壹拾參錠

15 酒月支柒拾伍瓶, 兩箇月該酒壹佰伍拾瓶

16 每瓶價錢中統鈔玖兩, 計鈔貳

17 拾柒定整

18 右謹具

----- [紙 縫] ----- 【印】 -----

19 里

20 延祐四年正月 吏 張世恭  
 21 押 押   
 22 初九日【印】

## 語註

**A1aM2, isin-a sunggon (vuu)-[yin noyad-ta]** : カラホト出土モンゴル語文書中の「亦集乃（路）総管府」のモンゴル語表記については、前節の語註 Tu1 も参照。

本処の isin-a 「亦集乃」を MDQ 編者は yisin-e と転写するが、第4行の *jil* = YYL と比較すると語頭字は aleph (') とみなせる。MDQ 編者は「亦集乃」のモンゴル語原文表記として、isin-a ~ isinai の他に *ešin-e* (No. 16<sub>1</sub>)、*yisin-e* (No. 39<sub>1</sub>)、*yisinei* (No. 18 = 後掲 A1bM<sub>1</sub> ; No. 21 = 後掲 A3M<sub>1</sub>) を掲げるが、いずれも語頭を 'Y- = i- と修正できる [cf. 松井 2018, 9–10]. *vuu* < Chin. 府は印鑑と重なって明瞭ではないが、MDQ の判読に従う。後続の缺落部に *noyad-ta* 「官人每根底」を補うべきことは、訳本の「官人每根底」との対応から明らかである<sup>(45)</sup>。

**A1aM2, tüke(l) [bičig-iyer ügülemü]** : 「禿怯里が [文字により説う]」。頻出するモンゴル人名 tükel (~ tügel) は T. tükäl に由来し、元代漢籍においては多く禿堅～禿干～都堅～土堅～篤堅などと音写される [e.g., Cleaves 1965, 53; PTMD, 379–380].

計 5 通のサンガシリ大王のモンゴル語分例請求文書は全てこの Tükel という人物が発出しており、訳本や錢糧房呈では禿怯里・禿合立と音写される [語註 A1bCii2]。正月・高娃 2009 は本処で人名 tükel の後に bičig 「文字」のみ推補して「禿怯里寫的文書」と解釈したが、本文書の訳本を引用する錢糧房呈の「禿怯里文字裏說有」(A1aCii2) に基づいて、「裏說有」に相当するモンゴル文をさらに補うことができる。「(文字) 裏」を (bičig)-iyer と再構することについては、前節の語註 Tu2 も参照。「說有」に相当するモンゴル語表現はサンガシリ大王分例請求文書では全て缺落しているが、トウグルク妃子分例請求文書およびブルガン妃子分例請求文書 B1M<sub>2</sub> に在証される ügülemü を仮に採用しておく。ただし、B2M<sub>2</sub> にみえる *jiyar-un* 「告げるには (< v. *jiya-*)」を補う可能性もある [語註 Tu2, B2M2]。

**A1aM3, sanggaširi köbegün** : 人名サンガシリ (T.-M. sanggaširi = S'NNK'SYRY << Skt. saṅghaśrī) が男性語であったことはパクパ文字表記の *saŋgaširi* から確認される [語註 Tu3b].

本稿第 1 節で述べたように、カラホト近辺に割拠・展開していたモンゴル王族はおおむねチュベイ家をはじめとする東方チャガタイ系諸王家に属していたとみられるが、諸種のペルシア語系譜史料や元代漢籍史料にはこの「桑哥失里大王」に同定すべき人物を見出せない。杉山正明は、このサンガシリ大王を『明実錄』洪武十三年 (1380) 七月甲寅条に言及される「故元の省哥失里 (Sanggasiri)」に同定する可能性を指摘したが [杉山 2004, 264]、杉山自身も註記するように、既知のサンガシリ大王文書はいずれも延祐三年・四年 (1316・1317) に繫年され、年代的懸隔が大きい。サンガシリ (Sanggaširi > 桑哥失里～相哥失力, etc.) というモンゴル人名も元代には一般

(45) 正月・高娃 2009 は与位格 -ta を推補しない。

的なので、人名の一致のみによる同定に固執せず別人とみなすべきであろう。

T. oyul ~ oylan (> P. ūgūl ~ ūglān) 「息子」と同様、M. köbegün (~ kö'ün > P. kā'ün ~ kūn) 「息子」にも「王子、男性王族」をさす用法があった可能性は夙に指摘されていた [e.g., TMEN I, Nr. 321; 杉山 2004, 235–236]。MDQ 編者も指摘するように、サンガシリ大王分例文書にみえる M. köbegün = Chin. 大王の対訳例はこれを確証する [MDQ, 81]。

**A1aM5, abuy-[a]** : 正月・高娃 2009 は abu[ba] と判読するが、''BW- = abu- に後続する字は -B- ではなく -Q の残画とみなせるので、MDQ の abuy-[a] に従うべき。v. ab- に過去終動詞 -la ではなく未完了形動詞 -y-a ~ -ya [小澤 1997, 126–127] が用いられる点、トウグルク妃子分例請求文書第 5 行の並行する文脈と異なる。

**A1aM6–8, edüge moyai jil qubi sara [terigülen yurban] sara šün sara-[luy-a dörben saras-un kesig](un)[da](n) [šigüsün yuyumu]** : 「如今, 蛇兒年正月を [頭と為て三] 月 (まで) 閏月 [と并せ四箇月の分例の] 酒と [食糧を嗜める]」。訳本の「如今, 蛇兒年正月爲頭至三月終通閏四箇月的分例羊酒嚙有」(A1aCi<sub>3–4</sub>)、錢糧房呈の「如今, 蛇兒年正月爲頭至三月終通閏四箇月的分例羊酒嚙有」(A1aCi<sub>4–5</sub>) を相互に参照して缺落部分を推補できる<sup>(46)</sup>。

M. undan šigüsün = Chin. 羊酒の対応については前節の語註 Tu3b を参照。

本処の šün sara 「閏月」は延祐四年閏正月をさす [MDQ, 89, 92]。MDQ 編者が本処の SWYN = šün を漢語の「閏」に対応させたのは正しい<sup>(47)</sup>。ただし、この M. šün 「閏」の直接の語源は、同じく閏 (中古音 \*h̥ézjuēn) を借用したウイグル語 žün ~ šün と考えるべきであろう。トウルファン出土の曆占書刊本断片 (MongHT055<sub>8</sub>) [BT XVI, 156] や後掲のサンガシリ大王分例請求文書 (A2M<sub>5</sub>) には、Z-WYN = šün 「閏」という異形のウイグル文字表記も確認され、これはウイグル語文献に在証される ZWN = žün (~ žün) 「閏」という形式とほぼ一致するからである [BT XLVIII, 140]。一方、閏の日母を反映するウイグル語の /ž/ が無声化して /s/ となる現象は広く確認され [吉田豊 1994, 320, 309; Yoshida 2000, 4, 6–7; GOT, 83; 橋本 2004, 32–33]、Uig. žün が無声化した šün ~ šün 「閏」の例も、MDQ 編者が援用した乙種本『華夷訳語 (高昌館雜字)』の ŠWYN = šün の他、瓜州榆林窟第 25 窟のウイグル語題記銘文にも在証される : luu yıl šün ücünč ay 「龍年閏三月」[松井 2017, 110]。以上の諸点については、本処で šün sara 「閏月」に共同格 -luya を後続させることとあわせ、語註 A2M5 も参照せよ。

**A1aM10–11** : この缺落部には年月日が記されていたはずである。モンゴル文は延祐四年正月某日に訳史が翻訳し (A1aCi<sub>6</sub>)、錢糧房呈 (A1aCi<sub>18</sub>) によれば分例支給は正月初九日に承認されているので、モンゴル文の年月日も正月上旬とみて行末には šine-de 「初□日に」を推補できる。

料紙の右端上側の余白に鑑みれば、この年月日は行頭を大きく下げ、2 行にわたって記されて

(46) 正月・高娃 2009 は本処のモンゴル文を *edüge moyai jil qubi sara [terigülen dörben] -sarasl-un dasas[un] -s[šigüsün]* と推補するが、訳本や錢糧房呈文の引用との逐語的対応に注意していない。

(47) 閏のパクパ字表記 žün (~ žün) については『蒙古字韻』(下 5) を参照 [MGZY, 89; 羅常培・蔡美彪 2004, 145; cf. MDQ, 92].

いたと推定される。同様に文末の1,2行の行頭を下げる年月日を記載する方法はA1bM<sub>10-11</sub>, A3M<sub>10</sub>, B3M<sub>10</sub>, B4M<sub>10</sub>, C2M<sub>15-16</sub>にもみられる。後掲語註A1bM9-11, A3M9-10, B3M9-10, C2M15-16参照。

**A1aCi4, 通閏四箇月**：「閏月を含む四箇月」をさす表現。「通閏」はモンゴル文の *čšün sara-luγ-a* 「閏月〔と并せて〕」の訳語〔語註A2M5〕。なおナトゥン妃子分例文書の錢糧房呈（C1Ci<sub>6</sub>）には「并閏四箇月」という表現もみえる〔語註C1Ci3-4参照s〕。

**A1aCi6, 譯史也先不花**：先行研究はいずれも本処の訳史を西夏姓の「也火」某と移録する。しかし、図版によれば「火」はほぼ缺落して確實には再構できない。また、本文書と同じ延祐四年正月のブルガン妃子の分例請求文書（B1M）を訳本（B1Ci）に翻訳した訳史は也先不花（< M. Esen-Buqa ~ T. Äsän-Buqa）であった。彼がこの月の亦集乃路総管府におけるモンゴル語分例請求文書の翻訳を主担したものと考え、本処も「也先不花」と推補する。語註B1Ci7, B4Ci5-6も参照。

**A1aCi8, 初九日**：大寸の字で記入されるこの日付にも、紙縫と同様に、パクバ文字官印「亦集乃總／管府印」が重ねて押捺される。この訳本を引用する錢糧房呈の末行（A1aCi<sub>22</sub>），さらにこれらを承けて発出された支帖（M1・0472 [F116:W546]）の末行にも、同様に「初九日」が記入され「亦集乃總／管府印」が捺されている〔ZHHW③568; 吳超 2013, 187-189; 潘潔 2013, 122-123; ZHHZ, 上 411, 412; ZHHS④191, 197; 本 A1a 文書の解題を参照〕。その他、同一の分例支給案件に関わる訳本・錢糧房呈（および支帖）の末尾に記入された日付は、多くの場合一致する<sup>(48)</sup>。分例として支給される現物の量の確認や時価に基づく交鈔への換算など分例支給に要する諸業務の処理、および各種文書の起草に要する時間を考慮すれば、訳本・錢糧房呈・支帖が常に1日以内に処理されたとは些か考え難い。おそらくこの日付・印鑑は、分例支給の指示が完了した時点で、同一案件に関する訳本・錢糧房呈・支帖に一括して加えられたとみなされる。この点は語註A1bCi8も参照。なお杜立暉は、これらの処理日付と「亦集乃總／管府印」は、亦集乃路総管府の長官としてのダルガチの許可のもとで記入・押捺されたものとみなす<sup>(49)</sup>。

**A1aCi3-4, 三箇月的羊酒全得了也**：訳本の「三箇月的全得了也」（A1aCi）に対して「羊酒」が追加されている。語註A1bM4, A1bM7-8も参照。

**A1aCi5, 官人每識者**：缺落部のスペースを考慮すると、この後に年月（日）は記載されていないと推定される。この点は本稿第4節において再説する。

**A1aCi6**：「得此」は語註B2Ci<sub>7a</sub>、「照得」は語註A1bCi<sub>7-8</sub>を参照。後続の缺落部の推補は錢糧房呈の類例（A1bCi<sub>7-8</sub>; A3Ci<sub>6-7</sub>; B2Ci<sub>7-8</sub>）を参照したが、B4Ci<sub>6</sub>の例からは単に「先據【某人】

(48) 「初九日」（A1bCi<sub>8</sub>, A2M<sub>6</sub>）〔語註A2M0〕、「廿九日」（A2Ci<sub>8</sub>, A2Ci<sub>24</sub>, M1・0482 [ZHHZ, 上 427; ZHHS④243]）、「初三日」（A3Ci<sub>8</sub>, A3Ci<sub>24</sub>, M1・0480 [ZHHZ, 上 426; ZHHS④240]）、「初九日」（B1Ci<sub>8</sub>, B1Ci<sub>24</sub>, M1・0497 [宋坤・薄嘉 2016, 2069; ZHHS④283-284]）。なお、ブルガン妃子の秋季（B3）・冬季（B4）の分例文書では、いずれも末尾の日付が本文から断裂しているため、確實な同定は難しい。後掲B3・B4の解題を参照。

(49) 杜立暉 2021, 288-293。なお杜立暉が例示する「大德十一年（1307）税糧文卷」（M1・0198 [F116:W617]）前半の錢糧房呈の日付は「初七日」、これと連貼された亦集乃路総管府の下文の日付は「十二日」と記載されているが〔潘潔 2013, 10, 66-67; ZHHZ, 上 178-180; ZHHS②199-204; 杜立暉 2021, 291-292〕、後者の「十二」は破損して不明瞭であり、前者の筆致と比較して「初七日」と修訂する余地もあると思われる。

嗦要」と推補することも可能である。

**A1aCii6-17**：この部分は文書下端を大きく缺いているが、サンガシリ大王の春季後半分例の錢糧房呈（A1bCii）とおおむね並行する文面を想定できる。ここでは潘潔 2013, 122 および ZHHZ, 上 409-410 の録文を適宜に参照して推補する。

**A1aCii20, 張世恭**：缺落している吏（司吏）の人名を、ZHHZ, 上 411 は「張文興」と補い、延祐四年二月付の亦集乃路総管府発出の支帖 M1・0485 [84H・F116:W380/1552] [cf. ZHHW③605; ZHHZ, 上 430; ZHHS④251-252] の吏「張文興」に同定する。しかし、この支帖と本文書の筆跡は相当に異なる。一方、本文書と同じく延祐四年（1317）正月のブルガン妃子の春季分例の錢糧房呈（B1Cii<sub>20</sub>）は、司吏の「張世恭」により本文書と同一の筆跡で書かれているので、この「張世恭」を推補する〔語註 B1Cii22〕。この点は逆に、ブルガン妃子春季分例の錢糧房呈を正月初九日付と特定する傍証となる〔語註 B1Cii24〕。

解題に説明したように、M1・0472 [F116:W546] の後半部分はこの錢糧房呈 A1aCii を承けて発出された支帖であり、両文書は同一の筆跡で書かれている。この後半部分（先行研究では第 13 行）にみえる吏（司吏）の名は、従来「張世琴」と判読されている〔HCW, 129; 吳超 2013, 186; 潘潔 2013, 122; ZHHS④194-200〕。ただし、既刊の図版〔ZHHW③568〕ではこの文書の下端が含まれておらず、「世琴」部分が含まれず原文書の確認を要するものの、筆跡の一致からこの司吏も「張世恭」と修訂してよからう。ZHHZ, 上 412 は、この司吏「張世琴」も「張文興」に改めることを提案するが、前述したような筆跡の相違からは従えない。

### A1b サンガシリ大王延祐四年春季後半分例関係文書

A1bM = M1・007 [F116:W204] : [校訂] MDQ, No. 18.

A1bCi = M1・0473 [F116:W204] : [録文] HCW, 129; 潘潔・陳朝輝 2007, 109; 吳超 2013, 189-190; 潘潔 2013, 123; ZHHZ, 上 413-414; ZHHS④201-206.

A1bCii = M1・0474 [F116:W569] : [図版] HCW, pl. 13(3); ZHHW③580-583; [録文] HCW, 129; 潘潔・陳朝輝 2007, 110; 吳超 2013, 187-188; 潘潔 2013, 123-124; ZHHZ, 上 414-416; ZHHS④207-213.

モンゴル語分例請求文書（A1bM）の左側に連貼された訳本（A1bCi）は、末尾の日付「初九日」の部分が断裂しているが、ほぼ缺落無く接合できる。現存寸法は 24.2 x 86.4 cm. 分例請求文書と訳本の上端はややずれて連貼され、いずれも上端は完存、下端缺。第 24・25 行の紙縫および末尾の「初九日」にパクバ文字「亦集乃總／管府印」が捺される。

これらに対応する錢糧房呈（A1bCii）の現存寸法は 25.5 x 94.4 cm. 下端・右端缺。第 24・25 行の紙縫にパクバ文字「亦集乃總／管府印」が捺される。

- |      |   |   |
|------|---|---|
| A1bM | 1 | isinai-yin sunggon vu-[yin noyad-ta]<br>イ・シ・ナイ ソンゴン ブー-[イ・ン ノヤドタ]<br>亦集乃の総管府〔の官人毎根底〕. |
|      | 2 | tükel bičig-[iyer ügülemü]<br>チュ・ケル ビチグ-[イ・エル ウグレム]<br>禿合立が文字〔により説う〕.                 |

- 3 sangaširi köbegün-ü ke[sig undan šigüsün moyai jil]  
 サンガシリ 大王 の分 [例の酒と食糧は、蛇児年]  
 4 qubi sara terigü[len yurban sara qabur-un dörben saras-un undan]  
 正月を頭と [為て三月(まで)春季の 四ヶ月 の 酒と]  
 5 šigüsün yuyila qub[i sara terigülen šün qubi sara-dur]  
 食糧を嚥めた。正 [月を頭と為て閏正月に]  
 6 kürtele qoyer saras-u[n tegüs abula edüge]  
 至るまでの両箇月の的を [全て得た。如今]  
 7 qočuruysan qoqid[aysan qoyer sara yurban sara qoyer]  
 落 後れて [いる 二月と三月の両箇]  
 8 saras-un undan šigü[sün yuyumu ker ber]  
 月 の 酒と食 [糧を嚥める。怎生]  
 9 öggegülküyi noy[ad medetügei moyai jil]  
 与える的を官人[毎は識られ者。蛇児年]  
 10 qabur-un [dumdadu sara-yin]  
 春 の [仲の 月の]  
 11 jiryuyan sini-t[e]  
 初六日 に。

----- [紙 縫] ----- 【印】 -----

- A1bCi 1 亦集乃路總管府官人每根底。禿合立文字  
 2 裏說有。  
 3 桑哥失里大王的分例羊酒，蛇兒年正月爲頭至三月終  
 4 春季四箇月的羊酒嚥來。正月爲頭至閏正月兩  
 5 箇月的全得了也。如今，落後二月三月兩  
 6 箇月的分例羊酒嚥有。怎生與的官人每識者。  
 7 蛇兒年二月初六日 譯史 .....  
 8 初九日 【印】

- A1bCii 1 錢糧房  
 2 據禿合立文字裏說有  
 3 桑哥失里大王的分例羊酒，蛇兒年正月爲頭至三月終春季  
 4 四箇月的羊酒嚥來。正月爲頭至閏正月兩箇月的全得  
 5 了也。如今，落後二月三月兩箇月的分例羊酒嚥  
 6 有。怎生與的，官人每識者。蛇兒年二月初  
 7 六日。得此。照得：延祐四年正月初九日據  
 8 畏兀兒文字，嚥要  
 9 桑哥失里大王延祐四年正月至三月通閏四箇月的分

- 10 例羊酒價錢，爲見在不敷，扣算合該數目。
- 11 先行放支訖正月閏正月兩箇月。今據
- 12 前因，照勘接支相同。奉
- 13 總府官臺旨：既禿合立文字嘜要二月三月
- 14 兩箇月分例羊酒價錢，支持庫
- 15 依數放支者。承此。
- 16 延祐四年二月三月分例
- 17 中統鈔肆拾錠整
- 18 羊中等月支陸口半，兩箇月該羊
- 19 壹拾參口，每口價錢中統鈔壹
- 20 定，計鈔壹拾參錠
- 21 酒月支柒拾伍瓶，兩箇月該酒壹
- 22 伯伍拾瓶，每瓶價錢中統鈔
- 23 玖兩，計鈔貳拾柒錠
- 24 右謹具
- [紙 縫] —— 【印】 ——————
- 25 里
- [後 缺]

## 語註

**A1bM1, isinai** : 語頭字は aleph (‘) とみなせるので、MDQ 編者の yisinei を修正する。

**A1bM4** : 缺落部分の「三月（まで）春季の四ヶ月の酒」は、訳本の対応箇所「[正月を頭と為して三月に至るまで] 春季四箇月の羊酒」(A1bCi<sub>3-4</sub>) を勘案した。ただし文書下端の缺損部の大きさに比して、本処に推補したモンゴル文はやや長すぎるようにも思われ、訳本のほうがモンゴル語原文に若干の語を追加しているのかもしれない。語註 A1aCii3-4, A1bM7-8 も参照。

**A1bM5, γuyila** : MDQ, 81 に従って γuyula (< γuyu-) の異形とみなす。

**A1bM7** : 本処に対応する訳本 (A1bCi<sub>4-6</sub>)・錢糧房呈 (A1bCi<sub>4-6,9-11</sub>) の記述によれば、サンガシリ大王の延祐四年（「蛇児年」）春季分例の羊酒は、2ヶ月ずつ前半（正月・閏正月）・後半（二月・三月）に分割して支給された [HCW, 25; 語註 A1bCi<sub>5-6</sub>, A1bCii5]。本処の *γqočuruyasan* 「遅れた、残った (< v. qočur- ~ qočor-)」, *γqožid[ayasan]* 「遅れ [た] (< v. qožida-)」は、春季後半の分例が支給されていないことをさすと理解される [cf. MDQ, 82]。『元朝秘史』は v. qočur-, v. qožida- の両語を多く「落後」と傍訳するので [栗林 2009, 390, 391]、本処でも qočur- qožida- が類語重複 (hendiadys) をなすとみて「落後れて [いる]」と訳出する。語註 A1bCi<sub>5-6</sub>, A1bCii5 も参照。

**A1bM7-8** : 本処のモンゴル文 [qoyar] saras-un undan šigü[sün] 「兩箇月の酒と食糧（羊酒）」は、訳本 (A1bC<sub>5-6</sub>) では「兩箇月的分例羊酒」と訳され、「分例 (kesig)」の語が追加されている。語註 A1aCii3-4, A1bM4 も参照。

**A1bM8–9, [ker ber] öggegülküyi** : A1bCii 第 6 行に引用される訳本の「怎生與的」に従って *ker ber* 「怎生」を推補する〔後掲語註 A1bCii6〕。ただし第 8 行末は缺落しており、*ker ber* 「怎生」の後には *uridu yosuyar* 「在先の体例に依り (=Chin. 依在先的體例)」が書かれていた可能性も残る〔語註 A1bCii6〕。M. v. *öggegül-* については、前節の語註 Tu8–9 を参照。

**A1bM9–11** : 第 9 行末の *moyai jil* 「<sup>蛇</sup><sup>ひ</sup>児年」の推補に疑問は無い。本文書はこの「<sup>蛇</sup><sup>ひ</sup>児年」春季の後半（二月・三月）の分例支給を要請するので、閏正月が過ぎた二月つまり「春の〔仲の月〕（<sub>10</sub>*qabur-un* [dumdadu sara]）」に発出されたとみなす。後掲の語註 A1bCii7, A1bCii6–7 も参照。

第 10–11 行では、行頭を大きく下げ 2 行にわたって月日を記す〔語註 A1aM10–11, C2M15–16〕。このモンゴル文の起草者テュケルは、本処では月名を季節の孟・仲・季により *qabur-un* [dumdadu sara] 「春の〔仲の月〕」と表記するのに対し、A4M では数詞により *yisün sara* 「九月」とする。この使い分けが有意のものかは不明。なお判明する限りのカラホト出土モンゴル契では、数詞もしくは月名（*qubi sara* 「正月」；*kögeler* (~*kögüler*) *sara* 「十二月」）で月を表記する<sup>(50)</sup>。

**A1bCi1, 禿合立** : 錢糧房呈の引用の形式に基づいて推補する。語註 A1bCii2 も参照。

**A1bCi5–6, 如今落後二月三月兩箇月的分例羊酒** : 従来は「如今〔二月爲頭至三月兩箇月的分例羊酒〕」と移録されるが〔潘潔 2013, 123; ZHHZ, 上 413〕、錢糧房呈の引用文を参照して缺落部を修正する。語註 A1bCii5 参照。

**A1bCi6, 怎生與的** : 後掲語註 A1bCii6 参照。ただし、潘潔のように「怎生依在先體例與的」と推補することも可能かもしれない。

**A1bCi7, 蛇兒年二月初六日 譯史 ……** : この第 7 行は破損缺落して現存しない。これを潘潔は「延祐四年二月 日 譯史也火」<sup>50)</sup> と推補したが〔潘潔 2013, 123〕、錢糧房呈での引用の終端「蛇兒年二月初六日」(A1bCii6–7) を参照して修正すべき〔語註 A1bCii6–7, B2Cii7a〕。さらに本稿第 4 節も参照。なお、訳史の名は確実には再構できない。

**A1bCi8, 初九日** : 潘潔は、モンゴル語分例請求文書が「<sup>蛇</sup><sup>ひ</sup>児年二月初六日」付であったことを錢糧房呈に引用される訳本の文面から指摘し、この訳本の末行の「初九日」をモンゴル文が訳本に翻訳された日付とみなした〔潘潔 2013, 151–152〕。しかし、書式の定まった分例請求文書から直訳体の訳本への翻訳に 3 日もの時間を要したとは考えがたい。語註 A1aCi8 で指摘したように、この文末の日付は一連の分例支給の指示（または処理）が完了した日とみなすべきであろう。換言すれば、このサンガシリ大王の春季後半の分例は、モンゴル語分例請求文書の発出から 3 日で支給の処理が完了したこととなる<sup>(51)</sup>。分例支給処理に要した時間については、語註 B2Cii14, B4Cii15–16 も参照。

<sup>(50)</sup> SI G 106 (Cleaves 1955a; Kara 2003, 21–22), SI G 109 (Kara 2003, 26–28); MDQ, Nos. 1, 2, 3, 5, 9, 11, 12, 14.

<sup>(51)</sup> この錢糧房呈 (A1bCii) および支帖 (M1·0477 [F11:W593]; 表 2 参照) はいずれも末尾の破損のため、現状では処理日付・印鑑を確認できない〔ZHHS③589; ZHHZ, 上 420; ZHHS④214–216〕。ただし李逸友・潘潔は、おそらく訳本 (A1bCi) を参照して、支帖の末尾に「初九日【印】」を補う〔HCW, 130; 潘潔 2013, 124–125〕。この点については語註 A2M0 を参照。

**A1bCii2, 禿合立**：この「禿合立」は、明らかに A1bM の起草者 テュケル (tükel < T. tükäl) の名の音写である。ただし、人名 テュケル (Tükel) は他のサンガシリ大王文書では禿怯里と漢字音写され [語註 A1aM2]、本処の禿合立 < Tükel という漢字形式は例外的である。あるいは何らかの誤記かもしれないが、さしあたりこの音写形式を訳本 (A1bCi<sub>1</sub>) および本錢糧房の後文第 13 行にも推補しておく。元代漢籍史料においても、K' = /ke/ ~ /ge/ の音写には一般に「怯；哥；客」などが用いられるが、「合」字はウイグル文字の Q' (= /qa ~ ya/) に、またパクパ文字資料でも同様に Q = qa に対応する [栗林 2019, 26]。

**A1bCii5, 如今落後二月三月兩箇月的分例羊酒**：潘潔が不明とした「如今」と「二月」の間の字を、李逸友はつとに「□得」と釈読して吳超もこれに従うが、ZHHZ は「差」、ZHHS は「嚙得」に改める [潘潔 2013, 124; HCW, 129; 吳超 2013, 187; ZHHZ, 上 415; ZHHS④209, 211]。しかし、モンゴル文の *γqočuruyasan qožid[aysan]* 「落後れて [いる]」 [前掲語註 A1bM7] との対応をふまえて原文の筆致を見直すと (図 3 参照)，まず「如今」の次に「後」字が書かれ、その前に小字で「落」を挿入したとみなせる。訳本第 5 行の対応箇所にも、これを推補する [語註 A1bCi5-6]。



図 3

**A1bCii6, 怎生與的**：本処からモンゴル文・訳本で缺落している並行箇所を推補できる。語註 A1bM8-9, A1bCi6 参照。

A1bCii5 「如今落後二月」  
[from ZHHW③582]

**A1bCii6-7, 蛇兒年二月初六日**：本処で引用される訳本の年月日記載を、潘潔はこの通り正しく推補しており [潘潔 2013, 124; cf. ZHHZ, 上 415]、結果的にモンゴル文の記載とも整合する。前掲語註 A1bM9-11, A1bCi7 参照。

**A1bCii7-8, 照得延祐四年正月初九日據畏兀兒文字**：「照得」は「明述元因」の謂 (『吏学指南』・発端)。本処では、モンゴル語分例請求文書と訳本を接受した錢糧房が、その前季の分例支給の状況を関係文書により検査確認することをさす [潘潔 2013, 152]。本処で「照得」される「延祐四年正月初九日に據けたる畏兀兒文字」は、同日に支給のための処理を完了した、ウイグル文字モンゴル語による春季 (前半) 分例の請求文書 (A1aM) をさす [語註 A1aCi8]。

**A1bCii18-19**：料紙の下半部は缺落しており、漢文テキストの再構は潘潔に従うが、行配置は若干変更している。Cf. ZHHZ, 上 416。

**A1bCii25**：この後缺部分には、年月 (「延祐四年二月」) と吏 (司吏) の名と書押が記入され、さらに末行の日付 (「初九日」) に「亦集乃總／管府印」が押捺されていたはずである。この点は語註 A2M0 も参照。

## A2 サンガシリ大王延祐四年夏季分例関係文書

A2M = M1・011 [F116:W572] : [校訂] MDQ, No. 24.

A2Ci = M1・0476 [F116:W572] : [録文] HCW, 130; 潘潔・陳朝輝 2007, 109; 吳超 2013, 190; 潘潔 2013, 125; ZHHZ, 上 418-419; ZHHS④217-221.

A2Cii = M1・0478 [F116:W573] (①・③) + M1・0475 (②) : [図版] ZHHW③590-593, 584; [録文] HCW, 130; 吳超 2013, 190; 潘潔 2013, 126; ZHHZ, 上 421-422, 417; ZHHS④227-231, 214.

モンゴル語分例請求文書 (A2M) の前半部 (①) と訳本 (A2Ci) が連貼された断片 (23.6 x 80.0 cm), およびモンゴル語の分例請求文書の後半部 (②) の小断片 (11.7 x 17.5 cm) からなる。モンゴル語文書 2 断片の間の中缺部分は 1 行のみと推定される。分例請求文書と訳本の上端はややズレて連貼され, いずれも上端は完存, 下端缺。紙縫および訳本末尾の日付「廿九日」にパクバ文字「亦集乃總／管府印」が捺される。

なお, モンゴル文後半部の小断片に右側には, 日付「初九日」が記入された別の漢文文書の断片 (③) が連貼され, 紙縫にパクバ文字「亦集乃總／管府印」の印鑑がみえる。これについては語註 A2M0 を参照。

これらに対応する錢糧房呈 (A2Cii) は, M1・0478 [F116:W573] と M1・0475 によって構成される。M1・0478 は, 冒頭 3 行と後半部分の 2 断片からなり (ZHHS④226-230, 「第一件」, 24.0 x 8.8 cm = A2Cii①; 同「第二件」, 23.9 x 94.7 cm = A2Cii③), 両者の間に M1・0475 の 3 断片のうちの一つ (ZHHS④214-215, 「第二件」, 11.3 x 17.2 cm = A2Cii②) が属する [ZHHZ, 上 417]。いずれも下端缺。第 20・21 行の紙縫と, 末尾の日付「廿九日」にパクバ文字「亦集乃總／管府印」が捺される (図 4 参照)。なお, 第 8・9 行の紙縫も捺印されていた可能性がある。

A2M ③0 初九日【印】

----- [紙 縫] -----

- ① 1 isinai sunggon vuu-yin [noyad-ta]  
 イ シ ナ イ ノ ャ ン た ち ～  
 亦集乃 総 管 府 の [官人每根底].
- 2 tükel bičig-iyer [ügülemü]  
 テ ュ ケ ル も ん ジ ょ い  
 穚 𠂇 里 が 文 字 に よ り [説 う].
- 3 sanggaširi köbegün-ü kesig [unda]n š[igüsün moyai]  
 サン ガ シ リ ノ ャ ン ～  
 桑 哥 失 里 大 王 の 分 例 の [酒] と [食 粮 は, 蛇 児]
- 4 jil qubi sara terigülen γurban sara-[ur kürtele]  
 は じ め し  
 年 正 月 を 頭 と 為 て 三 月 [に 至 る ま で]
- 5 š-ün sara-luy-a [dörben saras-un kesig undan šigüsün]  
 閏 月 と あ わ せ て [四 箇 月 の 分 例 の 酒 と 食 粮 を ]
- 6 tegüs abury-a [edüge dörben sara terigülen]  
 い ま は じ め し  
 全 て 得 た. [如 今, 四 月 を 頭 と 為 て]

- [7] [jiryuyan sara-dur kürtele yurban saras-un kesig]  
 [六 月に至るまでの 三箇月 の 分例の]
- ②8 undan şigü[sün yuyumu ker ber uridu yosuŷar ögkü-yi]  
 酒と 食 [糧を喰める。怎生, 在先の体例に依り与える的を]  
 こと
- 9 noyad medetü[gei moyai jil dörben sara-yin]  
 ノヤンたち しょくよん へいび 官人毎は識られ者。[蛇兒年四月の]
- 10 [ ]  
 [□日に]  
 ----- [紙 縫] ----- 【印】 -----
- A2Ci 1 亦集乃路總管府官人每 [根底。秃怯里文字裏說有。]  
 2 桑哥失里大王の分例羊酒, 蛇兒年正月爲頭至  
 3 三月通閏四箇月的羊酒全得了。如今, 四月爲頭  
 4 至六月三箇月的分例羊酒喫有。怎生依在先的  
 5 體例與的, 官人每 [識者。]  
 6 延祐四年四月 [日 譯史] .....  
 7 [押]  
 8 廿九日 【印】

- A2Cii ①1 錢糧房  
 2 據秃怯里文字裏說有  
 3 桑哥失里大王 [分例羊酒, 蛇兒年正月爲頭至三月通閏]  
 [4] 四箇月的分例羊酒全得了。如今, 四月爲頭至六月  
 ②5 三箇月的分例 [羊酒喫有。怎生依在先的體例與的, 官人每]  
 [6] 識者。得此。照得: 延祐四年二月初九日據畏兀兒文字, 嘴要  
 7 桑哥失里大王分例 [延祐四年二月三月羊酒價錢, 已行放支了當。今據]  
 8 前因, 照勘接支相同。奉  
 ----- [紙 縫] ----- 【印】 ? -----  
 9 總府官臺旨, 既 [秃怯里文字嘴要四月至六月三箇]  
 10 月分例羊酒 [價錢, 仰扣算合該數目, 卽] .....  
 11 支持庫依 [數放支者。承此]  
 [12] 延祐四年四月至六月分例  
 [13] 中統鈔伍拾錠整  
 ③14 羊中等 [月支陸口半, 三箇月該羊]  
 15 拾玖口半每口折 [錢中統鈔]  
 16 壹定, 計壹拾玖定 [貳拾伍兩]  
 17 酒月支柒拾伍瓶, [三箇月該酒貳佰]  
 18 貳拾伍瓶, 每 [瓶折價錢玖兩, 計]

19	鈔肆拾	錠貳拾伍兩
20	右謹具	----- [紙 縫] ----- 【印】 -----
21	呈	
22	延祐四年四月	吏沈天祿
23		
24	廿九日	【印】

## 語註

**A2M0** : 解題にも述べたように、この部分はモンゴル文に連貼された別の漢文文書の断片である。日付に重ねてパクパ文字「亦集乃總／管府印」が捺されている点からみて、同じくサンガシリ大王の分例に關係する漢文官文書の末尾部分と考えられる。日付の「初九回」は、おそらく、直前季のサンガシリ大王の延祐四年春季後半の分例支給が指示された二月初九日をさす [語註 A1bCi8]。この春季後半の分例に關係する文書群がひとまとめに連貼された後、さらに本 A2M をはじめとする夏季分例にかかるモンゴル語分例請求文書・訳本さらには錢糧房呈・支帖が連貼され、延祐四年のサンガシリ大王分例關係文書として保管されていたのであろう [cf. ZHHS④221]。従って本処の断片は、本来は春季後半の分例の支帖 (M1·0477 [F116:W593], 表 2 参照) に属していた可能性が高く、現にこの支帖も末尾の日付・捺印の部分を缺く [ZHZ, 上 420]。ただし、同じく春季後半の分例支給にかかる錢糧房呈 (A1bCii) も前掲の通りに末尾を缺いており、本処の断片がこちらに属した可能性もある。以上、語註 A1bCi8 および語註 A1bCii25 も参照。

**A2M5, š-ün sara-luy-a** : Chin. 閏 (中古音 \*nízjuēn) > Uig. žün (~ žün) ~ šün > M. šün の借用過程については語註 A1aM6-8 を参照。閏の日母/z/はウイグル語では多く/s/に無声化したが、14世紀中葉～後半のトゥルファン出土ウイグル語行政命令文書においてもなお žün ~ žün = ZWN の形式が確認される [BT XLVIII, 140]。本処の Z-WYN = š-ün というウイグル文字表記は、明らかにウイグル語の Z-WN = žün (~ žün) という表記に由来するものであろう<sup>(52)</sup>。

本処の š-ün sara-luy-a 「閏月と并せて」は訳本では「通閏」 (A2Ci<sub>3</sub>) と漢訳されるので、同じく「通閏」 (A1aCi<sub>4</sub>) に対応する A1aM<sub>7</sub> にもこの表現を推補できる [語註 A1aCi4]。

**A2M7** : このモンゴル語文書 A2M は第 6 行・第 8 行の間で断裂している。MDQ 編者は両行を直に接続させたが、分例請求文書の書式と訳本の文面 (A2Ci<sub>4</sub>) を参照してこの第 7 行を推補する。

**A2M9-10** : 「蛇児年四月」は、訳本の年月記載「延祐四年四月」 (A2Ci<sub>6</sub>) から補う。

**A2Ci6-8** : 本処を錢糧房呈の記載 (A2Cii<sub>22,24</sub>) と比較すると、サンガシリ大王の延祐四年夏季 3 ヶ月 (四月～六月) の分例を請求するモンゴル語分例請求文書 (A2M) は「延祐四年四月」に訳され、同月「廿九日」に分例支給が指示・処理されたことになる。モンゴル語分例請求文書の提

(52) なおウイグル文字の語頭の Z~Ž 字はしばしば aleph (‘) 様の字画に後続するため、MDQ 編者は本処の用例を 'Z-WYN = eš-ün と転写した。ウイグル語文献でも同様の Z- の筆致は散見し、これを 'Z- ~ 'Ž- と判読して/z/ の前に prothetic vowel /a/ が添加されたとみなすことも不可能ではない [cf. Yoshida 2000, 7].



図4 A2bCii (M1・0478 [F116:W573] + M1・0475)  
[Composite image from ZHHW③590 and 584]

出から支給までは早ければ2,3日程度で処理を完了したと考えられるの対し〔語註 A1bCi8, B2Ci6-8〕、この夏季分例の支給処理が、開始月となる四月の月末まで時間を要した背景はわからない。あるいはモンゴル語分例請求文書 A2M 自体が四月後半の遅い時期に提出されたものか。

**A2Cii3-6**：この缺落部は訳本を引用していたはずなので、訳本の文面およびモンゴル語原文を参照して推補する。現存している断片②の行配置ともおおむね整合する（図4 参照）。

**A2Cii9-13**：錢糧房呈の類例（A3Cii<sub>9-13</sub>）に基づき、ZHHZ, 上 417 の推定よりも各行にやや多くの文字を推補する。

### A3 サンガシリ大王延祐四年秋季分例関係文書

A3M = M1・008 [F116:W521] : 「校訂」 MDQ, No. 21.

A3Ci = M1・0483 [F116:W521] : 「録文」 HCW, 130; 潘潔・陳朝輝 2007, 109; 吳超 2013, 191-192; 潘潔 2013, 127; ZHHZ, 上 428-429; ZHHS④247-248.

A3Cii = M1・0479 [F116:W596] : 「図版」 ZHHW③594-597; 「録文」 HCW, 131; 潘潔・陳朝輝 2007, 110; 吳超 2013, 192 (F116:W586 [sic!]); 潘潔 2013, 127; ZHHZ, 上 422-424; ZHHS④232-237.

モンゴル語分例請求文書（A3M）の左側に連貼された訳本（A3Ci）は第1行のみを残し、第2行は失われ、第3行以降が別断片（②）として遺存する。両断片とも上端は完存、下端缺。紙縫にパクパ文字「亦集乃總／管府印」が捺される。モンゴル語文書と訳本が連貼された断片の紙寸は 22.0 x 35.6 cm、訳本の小断片は 10.0 x 17.2 cm。さらに ZHMW の図版では、この2断片の右側に、「亦集乃總／管府印」が捺された「初三日」のみを残す文書断片を添える〔ZHMW, 10〕。その筆致は錢糧房呈の「初三日」（A3Cii<sub>24</sub>）と類似するので、訳本末尾の日付が断裂して写真撮影の際に順序逆に配置されたものとみなし、A3Ci③として録文に提示する<sup>(53)</sup>。

錢糧房呈（A3Cii）の現存寸法は 24.5 x 97.1 cm、下端缺。第20・21行の紙縫と末尾の「初三日」にパクパ文字「亦集乃總／管府印」が捺される。

(53) この大断片は MDQ, ZHHW には掲載されず、ZHHZ・ZHHS も移録していない。語註 A3Ci8 も参照。

- A3M 1 isinai-in sunggon vu-yin noyad-[ta]  
 イシナイ ソングゴン ブイイン ノヤド [タ]  
 亦集乃の総管府の官人毎 [根底].
- 2 tükel bičig-[iyer ügülemü]  
 テュケル ビチグ [イエル ウグレム]  
 禿怯里が文字 [により説う].
- 3 sanggaširi köbegün-ü kesig und[an šigüsün moyai ]  
 サンガシリ クベグン ユ ケシグ アン シグスン モヤイ  
 桑哥失里 大王 の 分例の酒 [と食糧は, 蛇兒]
- 4 jil dörben sara terigü[len jiruyuyan sara-]  
 ジル ドルベン サラ テリグ [レン ジルユユヤン サラ]  
 年 四 月を頭 [と為て六 月]
- 5 -tur kürtele γur[ban saras-un tegüs abula]  
 モトウル クルテル ユル [バン サラス-ウン テグス アブラ]  
 に至るまでの三 [箇月の的を全て得た].
- 6 edüge doluyan sara [terigülen yesün sara-]  
 エドゥゲ ドルユヤン サラ [テリグレン ベスン サラ]  
 如今, 七月を [頭と為て九月]
- 7 -tur kürtele γur[ban saras-un undan šigüsün]  
 モトウル クルテル ユル [バン サラス-ウン アンダン シグスン]  
 に至るまでの [三箇月の 酒 と食糧を]
- 8 γuyumu ker ber uridu [yosuyar öggegülü-yi]  
 オトヌムル ケル ベル ユリド [ヨスユヤル オグゲグルキ ユイ]  
 噛める. 怎生, 在先の [体例に依り与える的を]
- 9 noyad medetü(ge)[i moyai jil doluyan sara-yin]  
 ノヤド メデト [イ モヤイ ジル ドルユヤン サライン]  
 官人毎は識られ者. [蛇兒年 七月 の]
- 10 [ ]  
 [□日に].

----- [紙 縫] ----- 【印】 -----

- A3Ci ① 亦集乃路總管府官人毎根底.  
 [2] 禿怯里文字裏說.
- ② 3 桑哥失里大王的分例羊酒, 蛇兒年肆月爲  
 4 頭至六月終三箇月的全得了. 如今, 七月  
 5 爲頭至九月終三箇月的羊酒嚙有.  
 6 怎生依在先體例與的, 官人毎識者.  
 7 蛇兒年七月□□日 譯史.....
- ③ 8 初三日 【印】

- A3Cii 1 錢糧房
- 2 據禿怯里畏兀兒文字譯該:
- 3 桑哥失里大王的分例羊酒, 蛇兒年肆月爲頭至六月終三箇  
 4 月的全得了也. 如今, 七月爲頭至九月終三箇月的  
 5 羊酒嚙有. 怎生依在先體例與的, 官人毎識者. 蛇兒年七月.....日  
 6 得此. 照得: 延祐四年四月二十九日據禿怯里畏兀兒文字, 嚙要  
 7 桑哥失里大王四月至六月三箇月的分例羊酒價錢, 已行放支了

8 當. 今據前因, 照勘接支相同. 奉  
 9 總府官臺旨: 既禿怯里文字繆要七月至九月三箇月分  
 10 例羊酒價錢, 仰扣算合該數目, 卽……………支  
 11 持庫依數放支者. 承此.  
 12 延祐四年七月至九月分例, 中  
 13 統鈔陸拾錠整  
 14 羊中等月支陸口半, 三箇月該羊壹  
 15 拾玖口, 每口價錢中統鈔壹  
 16 定, 計鈔壹拾玖錠貳拾伍兩  
 17 酒月支柒拾伍瓶, 三箇月該酒壹貳佰貳  
 18 拾伍瓶, 每瓶價錢中統鈔玖兩, 計鈔  
 19 肆拾定貳拾伍兩  
 20 右謹具  
 ----- [紙 縫] ----- 【印】 -----  
 21 呈  
 22 延祐四年七月 日 吏 ……  
 23  
 24 初三日 【印】

## 語註

**A3M9-10:** 語註 A3Ci7 にみるように, 訳本の年月日記載を「蛇兒年七月」の某日と推補して正しければ, モンゴル文も「七月 (doluyan sara)」某日付となるが, 前月の「六月 (jiryuyan sara)」末に発出されていた可能性も残る.

なお, 末尾の第 10 行は, 大きく行頭を下げる書かれている. 語註 A1aM10-11 参照.

**A3Ci7, 蛇兒年七月□□日:** 前註を参照. 錢糧房呈の年月記載・日付 (A3Ci22,24) によれば分例支給は七月初三日に処理されているので [次註も参照], 本処の訳本を七月某日付とする潘潔の推補もさしあたり許容される.

**A3Ci8, 初三日:** 李逸友・吳超・潘潔はこれを「初二日」と移録するが [HCW, 131; 吳超 2013, 192; 潘潔 2013, 127], 修正すべき. 筆致は明らかに「初三日」であり, 錢糧房呈の日付 (A3Ci23) とも整合する.

**A3Ci2:** 本処の「禿怯里の畏兀兒文字」は明らかにモンゴル語分例請求文書 A3M をさす. 「譯該」については本稿第 4 節を参照.

**A3Ci5, 蛇兒年七月……日:** 潘潔 2013, 124 によるこの「蛇兒年七月……日」の推補を, ZHHZ, 上 423 は行末の缺落部に鑑みて否定するが, 錢糧房呈の並行例 (B2Ci6-7) を参照し, あえて潘潔の案を採る. 十二支獸紀年による訳本の年月日記載が錢糧房呈に引用される傾向については, 本稿第 4 節も参照.

A3Cii6, 照得延祐四年四月二十九日**秃怯里畏兀兒文字**：錢糧房呈の並行例 (A1bCii<sub>7-8</sub>, B2Cii<sub>7-8</sub>, B4Cii<sub>6-7</sub>) と比較すれば、本処では四月二十九日付で処理された夏季分例のウイグル文字モンゴル語分例請求文書 (A2M) を「照得」していることは明らか [語註 A2Ci6-8]。日付の直後の残画は「秃」と判読できるので、B2Cii<sub>7-8</sub>の並行例を参照して缺落部を補う (ただし「秃怯里畏兀兒文字」は「秃怯里文字」の可能性も残る)。

#### A4 サンガシリ大王延祐四年冬季分例関係文書

A4M = M1・010 [84H・F116:W511/1683] : [校訂] MDQ, No. 23.

A4Ci = M1・0481 [84H・F116:W511/1683] : [録文] 吳超 2013, 194; 潘潔 2013, 128; ZHHZ, 上 426; ZHHS④243-244.

モンゴル語分例請求文書 (A4M) の左側に訳本 (A4Ci) が連貼される。現存寸法は 21.4 x 47.9 cm. 分例請求文書と訳本の上端はややズレて連貼され、いずれも上端は完存、下端缺。紙縫にパクバ文字「亦集乃總／管府印」が捺される。

なお、この案件に関係する錢糧房呈は確認できない。

- A4M 1 isinai čölge sunggon [vu-yin noyad-ta]  
 イシナイ チョルゲ ソングン [ブイイン ノヤドタ]  
 亦集乃路 総管 [府の官人每根底].
- 2 [tüköl bičig-iyer ügülemü]  
 テュケル モンジョイ ウグレム [秃怯里が文字により説う].
- 3 sanggaširi köbegün-[ü kesig undan šigüsün moyai]  
 サンガシリ クベグン-[ウケシグ ウンダン シグスン モヤイ]  
 桑哥失里 大王 [の分例の酒と食糧は、蛇兒]
- 4 jıl doluyan sa[ra terigülen yısün sara-dur]  
 ハジメ ドルヤン サ [ラ テリグレン ヨスン サラ-ドゥル]  
 年 七 月 [を頭と為て九月に]
- 5 kürtele yurban [saras-un tegüs abula edüge]  
 モノ ハルバ [サラス-ウン テグス アブーラ エドゥゲ]  
 至るまでの三 [箇月の的を全て得た。如今]
- 6 arban sara terigü[len kögeler sara-dur kürtele]  
 ハジメ ハルバ [ラルバ テリグレン コゲル サラ-ドゥル クルテル]  
 十月を頭 [として十二月に至るまで]
- 7 yurban (sa)r[as-un yuyumu ker ber]  
 モノ モト ハルバ [サラス-ウン ユユム ハルバ]  
 三箇 [月の的を喰める。怎生]
- 8 uridu yo[suyar öggegülü-yi noyad medetügei]  
 ハルバ [スヤル オグゲグルイ ノヤド メデトゲイ]  
 在先の [体例に依り与える的を官人每は識られ者].
- 9 moyai jıl yısün sara-[yin ]  
 ハビ ハジメ ヨスン サラ-[イン ]  
 蛇兒 年九月 [の□日に].
- [紙縫] —— 【印】 —————
- A4Ci 1 亦集乃路總管府官人每根底. 秃怯里文字裏說有.  
 2 桑哥失里大王的分例羊酒, 蛇兒年七月爲頭至

3	九月終三箇月的全得了也。如今，十月爲頭
4	至十二月終三箇月的嚙有。怎生
5	依在先的體例與的，官人每識者。蛇兒
6	年九月□□日 譯史………

### 語註

**A4M1, isinai čölge** : 亦集乃路を isinai čölge ~ isina čölge と称した例は、本文書の他に、1362年漢蒙合璧ヒンドゥ (Hindu > 忻都) 王碑文 [Cleaves 1949, 35, 121] や MDQ, No. 39<sub>1</sub> (M1·018 [F116:W213]) にも在証され [MDQ, 109–110; ZHMW, 20]、また安西榆林窟第35窟のウイグル文字モンゴル語題記銘文にも isin-a čö[lg]e が推補される [松井 2017, 127].

**A4M2** : 第2行は現存しないが、文書下半の破損缺落部にこの文言があったことは、訳本 A4Ci の第1行からほぼ確実に推補できる。

**A4Ci3, 三箇月的** : 潘潔の「三箇月的分例羊酒」という推補も不可能ではない。

### B1 ブルガン妃子延祐四年春季分例関係文書

B1M = M1·013 [F116:W62] + M1·014 [F116:W92] : [校訂] MDQ, No. 34<sub>1–3</sub> + No. 37<sub>1–4</sub>.

B1Ci = M1·0490 [F116:W62] + M1·0491 [F116:W29] : [録文] HCW, 131 (F116:W357); 潘潔・陳朝輝 2007, 109–110 (F116:W357); 潘潔 2013, 132–133; 宋坤・薄嘉 2016, 2066–2067; ZHHS④266–268.

B1Cii = M1·0497 [F116:W73] (①②) + M1·0488 [F116:W367] (③④⑤⑥) : [図版] ZHHW③620, 613; [録文] 吳超 2013, 197; 潘潔 2013, 135, 131–132; 宋坤・薄嘉 2016, 2067; ZHHS④283–286, 259–261.

出土地番号 F116:W62 は、おおよそ縦 26.2–26.6 cm、横 7.4–9.0 cm の短冊状の4断片と、より小さな2断片に一括して与えられた<sup>(54)</sup>。ZHHS 編者はこれを 5 点（「第一件」～「第五件」）とし、より小さな2断片を上下に連続する「第一件」(24.3 x 4.3 cm) とみなす。しかし、この「第一件」の2断片は、上下ではなく左右に離れた位置に属していたはずである。文字が記されない断片（図 5, B1M①の左隣に示す）に残る印鑑がモンゴル語分例請求文書と訳本の紙縫に捺される「亦集乃總／管府印」とみられるのに対し、別断片のウイグル文字モンゴル語 2 行は書式からみて連貼部=モンゴル語分例請求文書の冒頭部とは考えづらいからである（後述）。

漢文の3断片（ZHHS の「第三件」・「第四件」・「第五件」）は M1·0490 の整理番号を与えられ、筆跡や断片の形状からも同一文書に属するとみなしてよい（B1Ci①②③、図 5 参照）。内容は訳本の定型的書式に従っており、延祐四年丁巳（1317）春季 4 ヶ月（正月・閏正月・二月・三月）のモンゴル語分例請求文書の訳本とみなされる〔潘潔 2013, 127; 宋坤・薄嘉 2016, 2066–2067; ZHHS④266–268〕。このうち日付「初九日」と印鑑を残す断片（「第五件」=B1Ci③）は、ブルガ

<sup>(54)</sup> 各断片の紙寸については ZHHS④267 を参照。なお、HCW, 131 ではこの断片群には F116:W357 という出土地番号が与えられているが、現在は修正されている〔ZHHS④267〕。

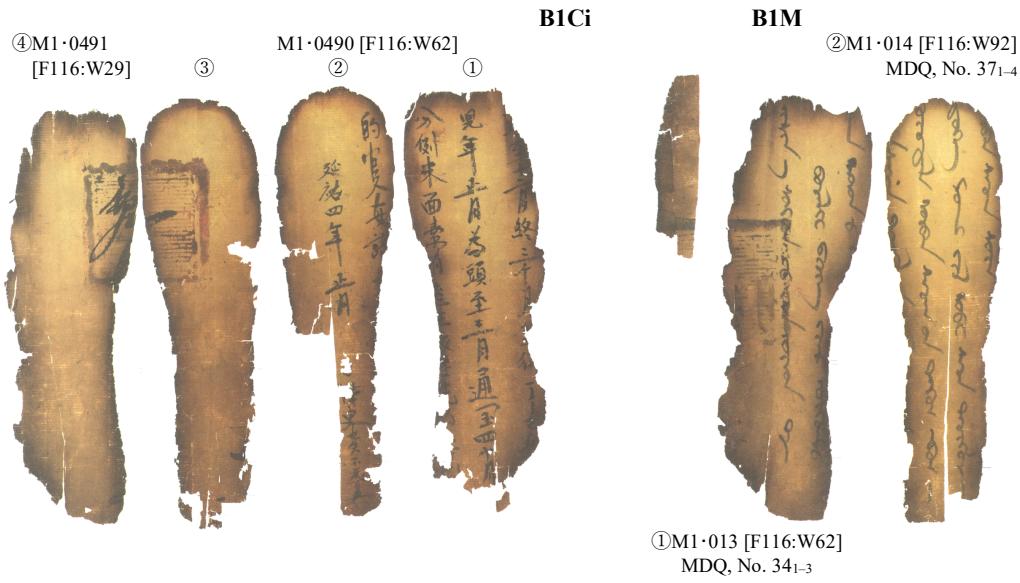


図 5 B1M + B1Ci

[Composite image from ZHHW③613, 614, 617, with modifications]

ン妃子分例文書の M1・0491 [F116:W29] の末尾に配されてきた断片 (ZHHW④270, 「第三件」 = B1Ci④) と接合できる [語註 B1Ci8].

モンゴル文 3 行を残す大断片 (ZHHW の「第二件」 = B1M①, 図 5 参照) と, 上記「第一件」中のモンゴル文小断片は MDQ, No. 34 として校訂され, 現在は整理番号 M1・013 を有する [ZHMW, 15]. この断片は, 訳本と連貼された紙縫に捺される「亦集乃總／管府印」を存しており, また書式に鑑みても, ブルガン妃子 ([Bulu]yan qatun) のためブラルキ (Buralki) という属僚が起草した分例請求文書の冒頭に属することは明瞭である. しかし, MDQ, No. 34 の第 4-5 行とされた「第一件」の小断片は, [doluyan sara te]rigülen yisün sara-[dur kürtele] 「[七月を] <sup>はじめ</sup> <sub>し</sub>頭 と為て九月 [に至るまで]」の秋季分例に言及すると想定され, モンゴル語分例請求文書の書式にてらすと延祐四年春季 (正月・閏正月・二月・三月) の分例とは関係しない [cf. MDQ, 105]. この小断片については後掲 B3 の解題を参照.

一方, MDQ, No. 37 として校訂されたモンゴル語文書 M1・014 [F116:W92] は, 某蛇児年の正月から三月までの分例の支給に言及する<sup>(55)</sup>. 既公刊の図版 [ZHMW, 15, 16; ZHHW③613, 617] によれば, MDQ, No. 34<sub>1-3</sub> と No. 37 の筆跡は同一とみなすことができ, また断片の外形も近似する. モンゴル語分例請求文書の書式にてらしても, この両断片のモンゴル文はほぼ直接に連続するものと判断できる. これらを B1M①・②として扱い, M1・0490 の 3 断片と M1・0491 末尾の断片をその訳本 (B1Ci) とみなす (図 5 参照).

(55) この M1・014 と同一の出土地番号 F116:W92 をもつ直訳体漢語断片 (M1・0494) は「<sup>蛇児年七月を</sup> <sub>はじめ</sub> <sup>し</sup>頭 と為す」分例支給に言及するので, やはり M1・014 とは対訳関係はない [MDQ, 108; 後掲 B4Ci].

従来, M1・0497 [F116:W73] の短冊状の 5 断片が, B1M・B1Ci を受けた錢糧房呈 (B1Cii) とみなされていた [吳超 2013, 197; 潘潔 2013, 135]. しかし宋坤・薄嘉は, M1・0497 [F116:W73] の 2 断片 (ZHHS④283–284, 「第一件」・「第二件」) に, 同様の短冊状の 5 断片からなる M1・0488 [F116:W367] の後半 4 断片 (ZHHS④259–260, 「第三件」～「第六件」) を後続させた<sup>(56)</sup>. 本稿ではこの綴合に従い, 前半 2 断片を B1Cii①②, 後半 4 断片を B1Cii③④⑤⑥とするが, 錄文については修正した箇所もある.

- |      |  |
|------|--|
| B1M  | <p>①1 isin-a sunggon vu-yin noyad-ta<br/>イシナ ソングン ブイイン ノヤドタ</p> <p>亦集乃總管 府 の官人每根底.</p> <p>2 buralki bičig-iyer ügülemü<br/>ブルキ ビチグ-イエル ウグレム<br/>ト蘭奚が文字により説う.</p> <p>3 [bulu]yan qatun-u k[esig yulir amun luu jil]<br/>ブルガン チャトゥン-ウ ケシグ ユルル アムン ルー ジル<br/>ト魯罕 妃子の [分例の麺と米は, 龍兒年]</p> <p>②4 [arba]n sara terigülen [kögeler sara-dur]<br/>アルバ ナン サラ テリグレン [コゲル サラ-ドゥル]<br/>[十] 月を頭と為て [十二月に]</p> <p>5 kürtele yurban saras-un tegüs abuy-a<br/>ケルテル ユルバン サラス-ウン テグス アブヤ-ア<br/>至るまでの三箇月の的を得た.</p> <p>6 edüge moyai jí qubi sara terigü[len]<br/>エドゥゲ モヤイ ジー クビ サラ テリグレン<br/>如今, 蛇兒年正 月を頭と為て</p> <p>7 [yu]rban sara šün [sara-luy-a dörben saras-un]<br/>ユルバン サラ シュン [サラ-ルイ-ア ドルベン サラス-ウン]<br/>三月(まで)閏 [月と并せて四箇月の]</p> <p>[8] [kesig yulir amun yuyumu ker ber uridu]<br/>ケシグ ユルル アムン ユユム チル ベル ウリド<br/>[分例の麺と米を喫める. 怎生, 在先の]</p> <p>[9] [yosuyar ögegegülü-yi noyad medetü(ge)i]<br/>ヨスユヤル オゲゲグルイ-イ ノヤド メデトゥ(ゲ)イ<br/>[体例に依り与える的を官人每は識られ者].</p> <p>[10] [moyai jil qubi sara-yin]<br/>モヤイ ジル クビ サラ-イン<br/>[蛇兒年 正月 の□日に]<br/>—— [紙 縫] —— 【印】 —————</p> |
| B1Ci | <p>①[1] 亦集乃路總管府官人每根底. ト蘭奚文字裏說有.</p> <p>[2] ト魯罕妃子的分例米麺, 龍兒年十月爲</p> <p>3 頭至十二月終三箇月全得了. 如今, 蛇</p> <p>4 兒年正月爲頭至三月通閏四箇月的</p> <p>5 分例米麺喫有. 怎生依在先的體例與<br/>的, 官人每識者.</p>   |

(56) 宋坤・薄嘉 2016, 2065, 2067–2068. また宋坤・薄嘉は, この錢糧房呈を承けた支帖についても, M1・0488 の冒頭の断片 (ZHHS④259–260, 「第一件」) に, M1・0497 後半の 4 断片 (ZHHS④283–284, 「第三件」・「第四件」・「第五件」・「第六件」) を綴合させる [宋坤・薄嘉 2016, 2065, 2068–2069, 2077].

7 延祐四年正月 日譯史也先不花  
 ③④⑧ 初九日 【印】

- B1Cii ①1 錢糧房  
 2 據卜蘭奚文字裏說有  
 3 卜魯罕妃子的分例米麵，龍兒年十月爲頭至十二月  
 [4] 終三箇月全得了。如今，蛇兒年正月爲頭至三月通閏  
 [5] 四箇月的分例米麵嚙有，怎生依在先的體例與的。  
 [6] 官人每識者。得此。照得：延祐三年……月……日  
 [7] 據……文字，嚙要  
 [8] 卜魯罕妃子延祐三年十月至十二月分例米麵，  
 [9] 已行放支了當。今據總府官臺旨及  
 [10] 卜蘭奚文字，嚙要蛇兒年正月爲頭至三  
 ②11 月通閏肆箇月米麵，仰扣算合該數目，卽白米以下廣  
 12 積倉放支外，據小麥，令屯田百戶陸文政支付者。奉此。  
 13 合行再呈者 [中 缺]  
 ③14 延祐四年正月至三月通閏四箇月糧肆石  
 15 貳斗  
 16 米月支肆斗伍升，肆箇月該米壹石捌斗  
 [17] 麵月支肆拾伍斤，肆箇月該麵壹伯捌拾斤  
 [18] 每柒拾伍斤折小麥壹石，該麵小麥貳石  
 ④19 肆斗 [中 缺]  
 20 右謹具  
 ⑤ —— [紙 縫] —— 【印】 ——————  
 21 里  
 22 延祐四年正月 吏張世恭呈  
 23 押 押  
 ⑥24 初九日 【印】

## 語註

**B1M2** : M. buralki ~ buralqi は「遺失物，闌遺」の意。人名としても頻用され、漢文史料ではト蘭奚～不蘭奚～李蘭奚～普蘭奚、またペルシア語史料では語中の -ral- が交替した Bulārgī という形式で音写される〔照那斯圖 2010b; Pelliot 1959, 113–114; TMEN I, Nr. 93; 杉山 2004; 350–351; PTMD, 269; 松井 2019, 76〕。

本処の M. ügülemü が訳本で「說有」と直訳されたことは、錢糧房呈の引用文 (B1Cii<sub>2</sub>) から確認できる。M. v. ügüle- = Chin. 說の対訳は『元朝秘史』・『華夷訛語』でもほぼ固定されている〔栗

林 2009, 504–509; 栗林 2003, 164]. なお、語註 B2M2b も参照。

本処を含め、モンゴル語分例請求文書においては、第 1 行に宛先として「亦集乃路総管府のノヤンたち官人ノヤンたち每根底」を記して改行し、第 2 行の行頭を大きく降格させて発出者名を「某人が文字によりい説う」と記す。このような記載の順序と行頭の台頭・降格の関係から、大元ウルス正官としての亦集乃路総管府の「官人」に対しては、モンゴル王族側近の属僚といえども無官であっては劣位に在る、という認識がうかがえる [松井 2018, esp. 9–12]. この点については語註 B2Cii7a も参照。なお訳本では、発出者名を改行・降格せず「亦集乃路総管府官人ノヤンたち每根底」に続けて記すのが一般的である (A1bCi<sub>1–2</sub>, B2Ci<sub>1–2</sub>, B3Ci<sub>1</sub>, B4Ci<sub>1</sub>, C1Ci<sub>1–2</sub>,).

**B1M3, [bulu]γan qatun : M. buluyan ~ buluqan (> P. bulugān)** は「貂鼠」の意 [TMEN I, Nr. 94; PTMD, 246]. 『華夷訳語』にも buluyan > 不魯罕 = 貂鼠, *Rasūlid Hexaglot* にも A. al-sammūr = P. samūr = T. kīš = M. bulugān “sable” という対訳例がみえる [HYYY/Beijing, 11; 栗林 2009, 87; RH, 223].

M. qatun (~ T. qatun ~ xatun > P. ḥātūn) は周知の通り「皇后、后妃；夫人、妻」を意味し、『至元訳語』・『元朝秘史』・『華夷訳語』では「娘子」と漢訳されるが、本文書ほかブルガン妃子分例関係文書では漢語「妃子」に対訳される。

**B1M3a, [γulir amun] :** 本処では破損缺落しているが、訳本 (B1Ci<sub>5</sub>) の対応箇所にみえる「米麵」が夏季分例 (B2)・冬季分例 (B4) 文書で M. γulir amun に対訳されていることから推補する。

MDQ 編者は、諸種の対訳資料から M. γulir が「麵」=「穀粉；穀粒を挽いて粉末にしたもの」、amun (~ amu) が「米」=「穀類の総称：脱穀した穀物」をさし<sup>(57)</sup>、またカラホト出土文書の γulir amun 「麵・米」が訳本で「米麵」に定訳されることを指摘している [MDQ, 98–99]. この定訳の方法は、unda(n) šigüsü(n) 「酒・食糧」=「羊酒」の定訳と軌を一にする [語註 Tu3c].

元代漢籍史料では「羊酒」と「米麵」は分例として頻繁に並記され、カラホト出土文書でも「泰定四年 (1327) 分例羊酒米麵」(M1·0460 [F20:W35]) には「 歹位下分例羊酒米麵錢」という文言がみえ [ZHHW③553; ZHZH, 上 401; ZHHS④161], 「 歹」という名のモンゴル王族に羊酒・米麵の双方が分例として支給されていたことを示す。同様に、豳王チュベイ (Čübei) の子ジルワダイ (Jirwadai > 只立瓦歹) の分例請求文書の訳本 (M1·0465 [F209:W26]) [ZHHW③558] でも、某狗兒年 (いぬ) の冬季の分例として羊酒・米麵の双方を支給したことが言及されている<sup>(58)</sup>。

(57) 『至元訳語』飲食門、麵=兀立兒 (< γulir)；同・五穀門、米=扎匣阿木 (< M. jaqa (~ čayan) amu(n)) [長田 2000, 40; Kara 1990, 295, 301]；『華夷訳語』花木門、amun > 阿門=米、qonuy amun > 豔諾黑阿門=粟米、yeke amun > 也克阿門=大米 [HYYY/Beijing, 9, 132]. 『元朝秘史』にも amučin > 阿木臣=管米的 (「米を管する的」) の語がみえる [栗林 2009, 28].

(58) この文書の第 2 行「羊酒米麵狗」には方印鑑の左端部分がみえ、モンゴル語分例請求文書に連貼された訳本と判定できるので、定型的書式から従来の録文 [HCW, 127; 潘潔 2006, 52; 吳超 2013, 195–196; 潘潔 2013, 156–157; ZHZH, 上 404–405; ZHHS④232–237] を改善できる。また従来「只立歹/ 立兀歹」と読まれてきた人名はモンゴル人名 Jirwadai ~ Jiryuγadai ~ Jiryu'adai (『元朝秘史』では Jirqo'adai > 只舌兒中豁阿歹) の漢字音写とみて「 立瓦歹」に改め [cf. PTMD, 318]、ペルシア語系譜史料でチュベイの子とされる Jiryuγadai (> P. Čirgūgādāy ~ Čirgādāy) に同定できる [cf. 杉山 2004, 口絵 21, 22; 赤坂 2007, 45, 47–48].

- 1 亦集乃路總管府官人每根底。 文字裏說有。
  - 2 四立瓦歹大王的分例羊酒・米麵, 狗兒年十月爲頭
  - 3 至十二月終三箇月的, 全得了也。如今, 猪兒年正月爲頭
- [後 缺]

これに対して、前掲のトゥグルク妃子分例請求文書やサンガシリ大王文書群（A1aM–A4M）では分例として「羊酒（unda(n) šigüsü(n)）」のみ、また現存のブルガン妃子文書群・ナトゥン妃子文書群では「米麵（yulir amun）」のみが支給物件とされる。これらの分例文書群で「羊酒」・「米麵」のどちらか一方しか言及されないのは、サンガシリ大王文書とブルガン妃子文書が同じ延祐四年（1317）に属することに鑑みても奇異に思われるが、その理由はわからない。

なお、本処で請求されている分例の「米麵」は、実際には「米」は「白米」、また「麵」は小麦に算定されて支給されたことが錢糧房呈の記載から判明する<sup>(59)</sup>。後掲語註B1Ci11–12を参照。

**B1M7** : MDQ 編者は本処を [...]RB'N sara-su{Y}n[ ]と転写し、冒頭の [...]RB'N を [γu]rban「三」とみて「三ヶ月の……」と解釈しつつも、この「三」を [dö]rben「四」とみなす可能性にも留意した [MDQ, 108]。しかしモンゴル語分例請求文書の書式をふまえれば、本処ではまず「三月 ([γu]rban sara)」が言及されており、その後の su{Y}n は SWYN=šün「閏」と判読して、šün [sara-luy-a]「閏 [月と并せて]」という文脈を再構すべきである。語註 A1aM6–8, A2M5 を参照。

**B1M8–10** : 分例請求文書の書式と訳本から推補する。ただし行配置は仮案である。

**B1Ci1–2** : 訳本の冒頭部分は失われているが、錢糧房呈の冒頭部分から推補できる [潘潔 2013, 132]。行配置は他の訳本の例を参照した仮案であるが、「ト魯罕妃子」が改行抬頭されていたことは確実である。

**B1Ci7, 延祐四年正月 日譯史也先不花** : 本処の也先不花（< Esen-Buqa）と同名の訳史は、カラホト出土の直訳体漢文文書 M1·0502 [F209:W50] にも現われる。この文書は明らかにモンゴル語分例請求文書の訳本の末尾に属すると考えられ、先行研究の録文 [ZHHZ, 上 453–454; ZHHS④ 299–300] は以下のように改善できる。

- [前 缺]
- 1 怎生依在先體例與的, 官入每識者. □
  - 2 兒年正月初十日 譯史也先不花 <sup>ブルガン</sup>押
- [後 缺]

ここにみえる也先不花が本処の訳史と同一人物であれば、紀年の「□兒年」も「蛇兒年」と推補して延祐四年（1317）丁巳とみなし、同年正月に諸王族から亦集乃路總管府に提出されたモン

お、Stein 将來の Or. 8212/1116 (K.K.0118.e) にみえる「四立瓦歹大王」も明らかに同一人物である [cf. 郭鋒 1993, 130; SteinIII(2)50]。

(59) 従って、カラホト出土文書の「米麵」に関連して MDQ, 98 が「米粉」の語義も掲げるのは誤解を招く。

ゴル語分例請求文書の翻訳はもっぱら彼が主担したと推定でき<sup>(60)</sup>、サンガシリ大王の延祐四年春季分例請求文書を翻訳した訳史名の修正〔語註 A1aCi6〕も傍証される。

なお上掲 M1・0502 訳本残簡では十二支獸紀年を用いるのに対して、本 B1Ci 訳本の紀年は元号による。訳史の也先不花の同定を前提とすれば、元号と十二支獸紀年とは、同一の訳史によっても有意には使い分けられていなかったことになる。

**B1Ci8, 初九日**：この日付を、李逸友・潘潔・ZHHS および宋坤・薄嘉はいずれも「初九日」と推補するのは、おそらく錢糧房呈（B1Ci2）が「(正月) 初九日」に処理されたことを前提としたものであろう。この点は語註 B2Ci22 も参照。なお解題に示したように、別のブルガン妃子分例文書 M1・0491 [F116:W29] の断片（B1Ci④）との接合により、この推補を確証できる（図5 参照）。

**B1Ci4-11**：完全に缺落している第 4-10 行は、適宜に改行して推補した。宋坤・薄嘉は、第 11 行頭の〔月〕に至るまでの缺落部を「終三箇月分例、已行放支了當。今據總府官臺旨及ト蘭奚文字、嗦要蛇兒年正月爲頭至三月」と推補した〔宋坤・薄嘉 2016, 2067〕。しかし訳本（B1Ci3-7）及びその他のブルガン妃子分例の錢糧房呈の並行箇所と比較すれば、「終三箇月分例」と「已行放支了當」の間により多くの文面を推補すべきである。

**B1Ci11-12**：サンガシリ大王の延祐四年春季分例の羊酒が春季 4 ヶ月の前半（正月・閏正月）・後半（二月・三月）に分割して支給されたのに対し〔語註 A1bM7〕、本処の記載からは、ブルガン妃子への延祐四年春季分例の米麵は「通閏肆箇月」分を一括して支給したとみられる。

「米」については広積倉に貯蔵される「白米」で支給される一方<sup>(61)</sup>、「麵」は精製された麦粉ではなく原材料としての小麦に算定され、総管府を経由せず、亦集乃路に展開していた屯田の百戸（本文書では陸文政）から直接に提供された<sup>(62)</sup>。ただし、秋季の分例の米麵は全て広積倉から支給されている〔語註 B3Ci12-16〕。夏季・冬季の支給方法については文書（B2Ci2・B4Ci2）の破損缺落のため不明〔cf. 語註 B4Ci9-10〕。ちなみに、至大四年（1311）七月阿黒不花（< Aq-Buqa）寧肅王の分例の支帖（M1・0426 [F26:W101 正]）では、分例の「米麵」のうち「麵」は時価に基づき交鈔で支給している〔ZHHW③523; 吳超 2013, 195; 潘潔 2013, 145; ZHHZ, 上 374-376; ZHHS④75-76; 杜立暉 2021, 58-59〕。

(60) この推定が正しければ、M1・0502 文書はサンガシリ大王・ブルガン妃子とは別の王族から発出されたモンゴル語分例請求文書の訳本であった可能性が高い。この訳本が正月初十日付であるのに対して、サンガシリ大王の延祐四年春季前半分例とブルガン妃子の同年春季分例の処理は、ともに正月初九日に完了しているからである〔語註 A1aCi8, B1Ci8〕。おそらく訳史名の一致に基づき M1・0502 文書を「ト魯罕妃子分例米麵文卷」と定名する先行研究〔ZHHW③625; ZHHS④299-300; cf. 潘潔 2013, 129〕に従うならば、その紀年は「蛇兒年」=延祐四年丁巳とは異なることになる〔cf. 宋坤・薄嘉 2016, 2064〕。

(61) このような実務状況は、『至元訳語』が「米」を扎匣阿木（< jaqā amu(n)「白い米」）とモンゴル語訳すること〔長田 2000, 40; Kara 1990, 282, 301〕とも整合する。

(62) 亦集乃路の屯田に穀倉が備えられていたことは、例えば至治三年（1323）七月に管領新附屯田軍百戸所が吳政宗を「屯倉官」に任じた告身（M1・0757 [F13:W131]）〔ZHHW⑤984; ZHHS⑦29〕や、「屯田文書」断片（M1・0088 [F146:W10]）の「已點今歲屯田倉官」という文言からも知られる〔ZHHW①128; ZHHS①226〕。Cf. HCW, 14-15; 徐悅 2008, 105.

本処で「屯田百戸」とされる陸文政は、「延祐四年（1317）両屯田百戸文書残片」（M1・0090 [F9:W1]）でも「王才寅」という人物とともに「両屯百戸」として言及され、別的小断片M1・0089 [84H・F116:W494/1666] にも「~~屯~~田百戸陸文政」とみえる〔HCW, 101; ZHHW①128, 129; ZHHZ, 上79-80; ZHHS①228-231〕。語註B4Cii9-10も参照。

**B1Cii16-19**：この部分は潘潔2013, 131の推補が妥当と考える。宋坤・薄嘉2016, 2067-2068が第17-18行を中缺とするのは慎重としても、第19行の「肆斗」を移録しないのは修正を要する。

**B1Cii22, 張世恭**：宋坤・薄嘉2016, 2068（およびZHHZ, 上434）は図版に拠る修正として「張文興」とするが、既公刊の図版からも先行の録文が支持される〔吳超2013, 198; 潘潔2013, 132; ZHHS④259〕。語註A1aCii20も参照。

**B1Cii24, 初九日**：ブルガン妃子分例文書群は全体として短冊状に断片化しており、末尾の「亦集乃總／管府印」の捺される処理日付部分は、本処（B1Cii⑥）以外でも多く単独の断片となっている（B1Ci③④, B2Cii⑤, B3Ci②, B3Cii⑤, B4Ci②, B4Cii⑥）。従って、単に出土地番号や整理番号に基づいて訳本・錢糧房呈・支帖の本文と綴合させることには慎重とならねばならない。

ただし、本錢糧房呈（B1Cii）を起草した張世恭は、延祐四年正月初九日に処理されたサンガシリ大王の春季前半分例の錢糧房呈（A1aCii）も起草していた〔語註A1aCii8, A1aCii20〕。この点に鑑みれば、「（正月）初九日」付けの断片をブルガン妃子の延祐四年春季分例関係文書に綴合させてきた従来の録文はおおむね妥当である。その他のブルガン妃子分例文書の処理日付については、語註B2Ci6-8, B2Cii7b, B2Cii14, B3Ci7, B4Cii15-16も参照。

## B2 ブルガン妃子延祐四年夏季分例関係文書

B2M = M1・015 [F116:W29] : [校訂] MDQ, No. 38.

B2Ci = M1・0491 [F116:W29] : [録文] HCW, 132; 潘潔2013, 133; 宋坤・薄嘉2016, 2069-2070; ZHHS④269-271.

B2Cii = M1・0492 [F116:W629] : [図版] ZHHW③615; MDQ, 381 (MON16); [録文] HCW, 132; 吳超2013, 198 (F116:W62 [sic!]); 潘潔2013, 127; 宋坤・薄嘉2016, 2070-2071; ZHHS④272-274.

出土地番号F116:W29は、モンゴル文と訳本を連貼した1断片（ZHHS④270の「第一件」, 25.3 x 16.5 cm）、訳本と同じ筆跡の漢文断片（「第二件」, 25.5 x 16.5 cm）および日付・印鑑のみの断片（「第三件」, 26.2 x 7.8 cm）に与えられ、現在のモンゴル語部分の整理番号はM1・015、訳本はM1・0491とされる。前者をB2M、後者をB2Ciとする。いずれも文書の上端・下端を存しているようである。ただしB1の解題および語註B1Ci8で述べたように、ZHHSが「第三件」とした日付「初九日」と印鑑のみの断片はB1Ci③と接合されるべきものである（図5, B1Ci④参照）。

B2MはMDQ, No. 38として校訂された。ブルガン妃子の分例請求のためサリチャが発出したこと、またそれが「蛇兒年」の夏季（四月～六月）の分例に関することは、連貼されるB2Ciが「蛇兒年三月初九日」付であることからも確実である。

整理番号M1・0492 [F116:W629]を与えられた5断片〔ZHHS④272-273, 「第一件」～「第五件」〕

のうち、「第四件」<sup>(63)</sup>を除く4断片(①②③⑤)が、このブルガン妃子の延祐四年夏季分例に関する錢糧房呈(B2Cii)をなすとみられる。いずれも上端はわずかに焼損しているが、下端はほぼ完。③の「右謹具」と「呈」の間の紙縫、および⑤には「亦集乃總／管府印」が捺される。

この B2M のモンゴル文と B2Ci・B2Cii の直訳体漢文とを相互に参照して、それぞれテキストの缺落を再構する [語註 B2M4-9, B2Cii1-3, B2Cii6-7]。

B2M	1	isinai sunggon vu noyad-[t]a イシナイ ソンゴン ブノヤド [タ]	亦集乃總管府の官人每根底。
	2	sariča bičig-iyer jíyar-un サリチャ ビチギイエル ジヤルウン	撒里叉が文字により告げるには、
	3	[bulu](yan) qatun-u kesig yu(l)ir am[un moyai jil] ブルガン クタウン チケシグ ユルイリ アム [ムノ モヤイ ジル]	ト魯罕 妃子の分例の麺と米は、 [蛇児年]
	[4]	[qubi sara terigülen yurban sara-dur kürtele] クビ サラ テリグレン ユルバン サラ ドゥル クルテル	[正 月を 頭 と為て 三月に至るまで]
	[5]	[šün sara-luy-a dörben saras-un kesig yulir amun] シュン サラ ルイア ドルベン サラス チケシグ ユルリ アムン	[閏 月とあわせて四箇月の分例の麺と米を]
	[6]	[tegüs abula edüge dörben sara terigülen jiryuyan] テグス アブルア エドゥゲ ドルベン サラ テリグレン ジリュヤン	[全て得た。如今、四月を頭と為て 六 ]
	[7]	[sara-dur kürtele yurban saras-un yulir amun] サラ ドゥル クルテル ユルバン サラス チケシグ ユルリ アムン	[月に至るまで 三箇月の 麺と米を]
	[8]	[yuyumu ker ber yosuyar öggegülkü-yi noyad] ユユム チカ ベル ヨスヤル オグゲグルクイ ブノヤド	[嚙める。怎生、体例に依り与えさせる的を、官人每は]
	[9]	[medetügei moyai jil yurban sara-yin yisün şine-de] メデトゲイ モヤイ ジル ユルバン サラ イン ヨスン シンデ	[識られ者。蛇児年 三月の 初九日に].
		----- [紙 縫] ----- [印] -----	
B2Ci	①1	亦集乃路總管府官人每根底。 撒里叉文	
	2	字裏說有。	
	[3]	ト魯罕妃子的分例米麺，蛇児年正月爲頭至三月	
	[4]	通閏四箇月的分例米麺，全得了。如今，四月	
	②5	爲頭至六月三箇月的米麺嚙有。怎	
	6	生依體例與的，官人每識者。蛇児年	
	7	三月初九日 譯史.....	
	[8]	十一日	

(63) この「第四件」には提控案牘・知事の連署があり、さらにその上方には「ト魯罕妃子分例／米麵事」という事書もみえるので、支帖の末尾部分とみなすべきである。支帖の書式については、前掲 A1 の解題を参照

B2Cii	①[1]	錢糧房
	[2]	據.....
	[3]	卜魯罕妃子的分例米麵, 蛇兒年正月爲頭至三月通閏
4		四箇月的分例米麵, 全得了也. 如今, 四月
5		爲頭至六月三箇月的米麵嚟有. 怎生依
6		先體例與的, 官人每識者. 蛇兒年三月
②7		初九日. 得此. 照得: 延祐四年正月初九日據不蘭
8		奚畏兀兒文字, 嚟要
9		卜魯罕妃子延祐四年正月至三月四箇月分例米
10		麵, 已行放支了當. 今據前因, 照勘接支相同. 奉
		[中 缺]
③11		右謹具 —— [紙 縫] —— 【印】 ——————
12		呈
13		延祐四年三月 吏.....
		[中 缺]
⑤14		十一日 【印】

## 語註

**B2M1, isinai** : isin-a (> Chin. 亦集乃) の異形. 前掲の語註 Tu1 参照.

**B2M2a, sariča** : このモンゴル文の発出者としてみえるサリチャ (Sariča > 撒里叉) は, 後掲の延祐四年六月のブルガン妃子モンゴル語分例請求文書の訳本 (B3Ci<sub>1</sub>; B3Cii<sub>2</sub>) でも発出者として言及されるので, 本B2M文書もブルガン妃子の分例に関係すると判断してよい. 語註 B2M3a, B3Ci<sub>1</sub>, B3Cii<sub>2</sub> も参照.

**B2M2b, jiyar-un** : < v. jiyā- 「示す, 告げる, 指示する」 [Kowalewski III, 2331; Lessing, 1049; MKT, 1331]. 本文書の訳本では ügülemü (< ügüle-) と同じく「説有」と対訳されるが, 『華夷訳語』・『元朝秘史』は v. jiyā- (~ jiyā-) ~ ja'a- > 札阿～扎阿を「告」と漢訳する [HYY/Beijing, 35; 栗林 2009, 218; 栗林 2003, 138]. 従って, 直訳体漢文史料の「告有」にも v. jiyā- > jiyarun ~ jiyamu を再構できるかもしれない<sup>(64)</sup>. また直訳体の「呈 (有)」との対応について, 後掲語註 C1M2 も参照.

**B2M3a, [bulu](yan)** : MDQ 編者は本処をブルガン ([Bulu](yan)) と再構することに慎重であったが [MDQ, 109], 残画と文書の発出者名サリチャ (Sariča) から断定できる. 語註 B2M2a も参照.

**B2M3b, γulir amun** : カラホト出土文書にみえる M. γulir amun 「麵・米」 = Chin. 米麵の対訳については前掲語註 B1M3a を参照.

(64) 『元典章』卷 16・戸部 2・分例・使臣・站赤使臣分例 (第二款) 「あなたがた使臣毎根底告げるには, エルチたちに 怎生, 上位に奏して知らせる的を, あなたがたは識られ者【您使臣毎根底告有, 怎生上位奏知的, 您識者】」.

**B2M4-9**：この部分は訳本および錢糧房呈を参照して再構したものであり、行配置も仮案である。  
 「<sup>～</sup>蛇兒年三月初九日に (moyai jil yurban sara-yin yisün šine-de)」という年月日は訳本 (B2Ci<sub>7</sub>) と錢糧房呈での引用 (B2Ci<sub>6-7</sub>) から推補できる。語註 B2Ci<sub>5-6</sub>, B2Ci<sub>6-8</sub> も参照。

**B2Ci1, 撒里叉**：モンゴル文第2行との対応に鑑みて、本処にも人名サリチャ (Sariča) の漢字音写「撒里叉」を推補できる。この漢字音写については語註 B3Ci1 を参照。

**B2Ci5-6, 怎生依體例與的**：錢糧房呈は本処を「怎生依先體例與的」(B2Ci<sub>5-6</sub>) と引用するので、本来のモンゴル文第8行には urida yosuyar 「在先の体例に依り」とあり、これを訳本が誤脱した可能性もある。

**B2Ci6-8**：第6-7行の「蛇兒年三月初九日」は明瞭であり、夏季分例の始期となる四月から約1ヶ月ほど先行して、モンゴル語分例請求文書が提出されたこととなる<sup>(65)</sup>。この蛇兒年=延祐四年(1317) 夏季のサンガシリ大王の分例請求は、逆に始期から1ヶ月ほど遅れて四月二十九日に処理を完了していた〔語註 A2Ci<sub>6-8</sub>〕。この年の春季には閏正月を含むため、王族側での分例の備蓄・消費状況に応じて通常とは異なる周期で請求・支給が処理されたのかもしれない。

従来の B2Ci (M1・0491) の録文は、公刊された図版「ZHHW③614」のまま、「初九日」と「亦集乃總／管府印」のみの断片「ZHHW④270, 「第三件」」を第8行に補うが、モンゴル語分例請求文書が訳出された「(三月) 初九日」當日に分例の支給処理を完了したこととなり不自然である〔cf. 語註 A1aCi<sub>8</sub>, A1bCi<sub>8</sub>〕。従来の綴合を錯簡とみなし、分例請求から2日後の「十一日」を処理日付として推補すべきである。この点は前掲 B1 の解題と語註 B1Ci<sub>8</sub>, さらに語註 B2Ci<sub>14</sub> を参照<sup>(66)</sup>。

**B2Ci<sub>1-3</sub>**：この3行は現存しないが、モンゴル文・訳本と錢糧房呈の残存部分を参照して推補できる。第2行冒頭に訳本の引用開始を示す「據」が記されたことは確実であるが、後文の再構案としては、B1Ci<sub>2</sub> と並行する「撒里叉文字裏說有」と、B3Ci<sub>2</sub> と並行する「撒里叉畏兀兒文字譯該」の両様を想定できる<sup>(67)</sup>。同じくブルガン妃子の冬季分例に関する錢糧房呈 (B4Ci<sub>2</sub>) の冒頭も、これと同様に二通りの再構が可能である〔語註 B4Ci<sub>1-3</sub>〕。さらに本稿第4節も参照。

**B2Ci<sub>6-7</sub>**：「官人每識者、蛇兒年三月初九日」は訳本 (B2Ci<sub>6</sub>) の引用とみて推補できる。

**B2Ci<sub>7a</sub>, 得此**：接受した文書の引用部分の終端を示す語句の一つで、呈・申などの上行文書に

(65) 同様の例は、カラホト出土の「泰定四年(1327)六月預前放支七月至九月酒錢文書残片」〔ZHHW③560-562; ZHHZ, 上 406-408; ZHHS④175-180〕に見出される。これは同一文書から分離した各1行の3断片からなり、原文書の全文を再構することはできないが、おそらく「[全得了] 也。如今、七月爲頭至九月并閏四箇月の酒價錢、預前 [後缺]」(M1・0468 [F20:W14a]), 「兔兒年六月初十日譯」(M1・0467 [F20:W14a]), 「泰定四年六月 吏吳友直」(M1・0469 [F20:W14c]) という順に配列できる。M1・0468 の直訳体漢文は明らかにモンゴル語分例請求文書の要請文言と並行する。そのモンゴル語文書の内容が、「兔兒年」=泰定四年(丁卯)の秋季4ヶ月間(七月・八月・九月・閏九月)の「酒價錢」を、始期から20日ほど先んじた「六月初十日」に「預前」請求するものであったことは確実である。

(66) 宋坤・薄嘉は訳本第8行の処理日付を「初九日」とし、逆に錢糧房呈 (B2Ci<sub>19</sub>) の「十一日」の判読に疑義を呈するが〔宋坤・薄嘉 2016, 2071〕、その必要は無い。

(67) 潘潔は後者の書式を採り、おそらく後文第7-8行を勘案して「據不蘭奚畏兀兒文字譯該」と推補する。しかし、本処は「蛇兒年三月初九日」付けの訳本としての B2Ci 文書に言及しているから、「畏兀兒文字」の発出者は「不蘭奚 (Buralqi)」ではなく「撒里叉 (Sariča)」に修正すべき。

用いられる〔田中 2000, 386–387; 赤木 2017, 76–77, 79, 95〕。分例支給に関係する錢糧房呈は、モンゴル語分例請求文書の訳本を引用する際にこの「得此」を用いており、モンゴル王族の属僚から亦集乃路総管府に発出されたモンゴル語文書が上行文書と認識されていたことを反映する。この点については語註 B1M2 も参照。

なお「得此」や「欽此」・「敬此」・「奉此」・「承此」・「准此」など、元代漢文史料で引用文書の終端を示す語句は、文書原本の末尾に書き添えられていたと認識されている。実際、例えば箇付（札付）の末尾の「右、箇付【宛先】。准此」という結句は、カラホト出土文書の箇付現物にも確認される〔赤木 2017, 102〕。

しかし、この錢糧房呈 B2Cii が引用する訳本 B2Ci や、同じく訳本の現物となる B1Ci や M1・0502 [F209:W50]〔語註 B1Ci7〕の末尾には「得此」は記されない。末尾の缺落しているその他の訳本もおそらく同様であったと考えられる。従って、錢糧房呈の「得此」は、その直前の語が訳本からの引用文の終端であることを示すために書き加えられたものとなる。この点は本稿第 4 節での検討も参照。

**B2Cii7b, 正月初九日**：潘潔はおそらく訳本（B2Ci）の年月日記載に従い、本処を「三月初九日」と推補した。しかし、本処で「照得」されている「ト魯罕妃子の延祐四年正月から三月に至る四箇月の分例の米麵を嚙要」した「[ブル] キのウイグル文字文書（<sup>ブル</sup>ガソウ畏兀兒文字）」とは、前季つまり春季分例のウイグル文字モンゴル語請求文書（B1M）とみなすべきであり、本処にも春季分例の処理が完了した「正月初九日」を補わねばならない。語註 A1bCii7–8, B1Ci8, B1Cii24 を参照。

**B2Cii14, 十一日**：語註 B1Cii24 でも述べたように、ブルガソウ畏兀兒文字文書群において、「亦集乃路／管府印」の捺される処理日付部分の綴合は困難である。ただし、春季分例（B1）は正月初九日と定められ〔語註 B1Cii24〕、また冬季分例（B4）は九月二十五日に処理されたことが確認できる〔語註 B4Cii15–16〕。従って、この夏季分例（B2）の処理日付は、従来の M1・0492 断片群の綴合に基づく本処の「十一日」（B2Cii⑤）か、あるいは「廿四日」（B3Ci②, B3Cii⑤）ということになる。排他的にこの両案のいずれかに断定することはできない。

ただし、サンガシリ大王の春季後半分例（A1b）では、九月初六日のモンゴル語請求文書の発出から 3 日後の初九日に、またブルガソウ畏兀兒文字文書の冬季分例では九月十六日の請求から 9 日後の九月二十五日に、支給処理を完了していた〔語註 A1bCi8, B4Cii15–16〕。これらの事例に鑑みれば、三月初九日付のモンゴル語請求文書の訳本（B2Ci<sub>6–7</sub>）に基づく夏季分例の支給処理が、半月近くを要して二十四日に完了したとは考えにくい。従って、本処の B2Cii⑤断片の綴合についても従来案を探り、三月十一日に夏季分例の支給処理が完了したと暫定しておく。語註 B2Ci6–8, B3Cii18–19 も参照。

### B3 ブルガン妃子延祐四年秋季分例関係文書

B3M = M1・012 [F116:W349] + F116:W503 + M1・013 [F116:W62] : [校訂] MDQ, No. 29<sub>1</sub> + No. 31 + No. 34<sub>4-5</sub>.

B3Ci = M1・0493 [F116:W349] : [録文] HCW, 133; 潘潔・陳朝輝 2007, 110; 吳超 2013, 199; 潘潔 2013, 134; 宋坤・薄嘉 2016, 2072; ZHHS④275-276.

B3Cii = M1・0489 [F116:W363]① + M1・0498 [F116:W86]②③④⑤ : [図版] HCW, pl. 29 (1); ZHHW③612; [録文] HCW, 133; 潘潔・陳朝輝 2007, 110; 吳超 2013, 199-200; 潘潔 2013, 132; 宋坤・薄嘉 2016, 2073-2074; ZHHS④262-263.

出土地番号 F116:W349 は、ZHHS④275-276 によれば「第一件」～「第四件」からなる：「第一件」 = モンゴル文 3 行 (26.0 x 6.7 cm)；「第二件」 = モンゴル文 2 行 (26.0 x 6.7 cm)；「第三件」 = モンゴル文 1 行と連貼された訳本の前半 (24.8 x 15.2 cm, 紙縫に「亦集乃總／管府印」)；「第四件」 = 日付・印鑑「亦集乃總／管府印」のみの漢文断片 (26.4 x 15.5 cm, 実際には 2 片に断裂しているが、ほとんど缺落なく接合する)。いずれも上端をわずかに焼損、下端はほぼ完存とみなせる。「第一件」～「第三件」の計 6 行は MDQ, No. 29 として校訂され、現在は M1・012 と編号されている。「第三件」・「第四件」の訳本は M1・0493 の整理番号を与えられている。

しかし、「第一件」のモンゴル文断片 (MDQ, No. 29<sub>4</sub>) が発出者としてブルルキ (Buralki) に言及するのに対し、「第三件」の訳本は「文字」の発出者を撒里叉 (< Sariča) とする。つとに MDQ 編者もこの点に基づき、「第一件」のモンゴル文と「第三件」の訳本が内容を異にすること注意を促した [MDQ, 99].

訳本の定型的書式に鑑みれば、「第三件」・「第四件」は、不魯罕妃子の延祐四年秋季（七月～九月）の分例を請求するモンゴル語文書の訳本とみなされる [吳超 2013, 199; 潘潔 2013, 134]。モンゴル語分例請求文書の書式にてらせば、某人の七月～九月の分例を請求するモンゴル語文書断片 F116:W503 (= MDQ, No. 31) がこの訳本の原文であり、「第三件」(MDQ, No. 29<sub>1</sub>) の後に 2 行の缺落を挟んで第 4-9 行を構成していたと推測できる。さらに、その第 5-6 行末は、MDQ, No. 34<sub>4-5</sub> として校訂された M1・013 [F116:W62] の小断片の一つ [前掲 B1 の解題を参照] により補完できる。これらの断片の形状も相互によく類似していることから、MDQ, No. 29<sub>1</sub> + No. 31 + No. 34<sub>4-5</sub> の 3 断片をブルガニ妃子の延祐四年秋季分例の請求文書 (B3M) と判断する (図 6 参照)。

一方、MDQ, No. 29 の第 2-4 行とされた「第二件」は「蛇兒年九月十六日」という年日付記載を含み、同じく第 5-6 行とされた「第一件」は文書の発出者ブルルキに言及する。モンゴル語分例請求文書の書式にてらせば、両断片の順序を入れ替え、ブルガニ妃子の延祐四年冬季のモンゴル語分例請求文書とみなすべきである。後掲 B4 の解題を参照。

M1・0489 [F116:W363] として整理されている 2 つの断片 (①26.5 x 45.4 cm; ② 25.8 x 10.8 cm) のうち、大断片の冒頭 5 行は錢糧房呈としての書式をもち、上掲「第三件」・「第四件」すなわちブルガニ妃子延祐四年秋季分例請求文書の訳本 (B3Ci) を引用する。しかしこの大断片は、実際に

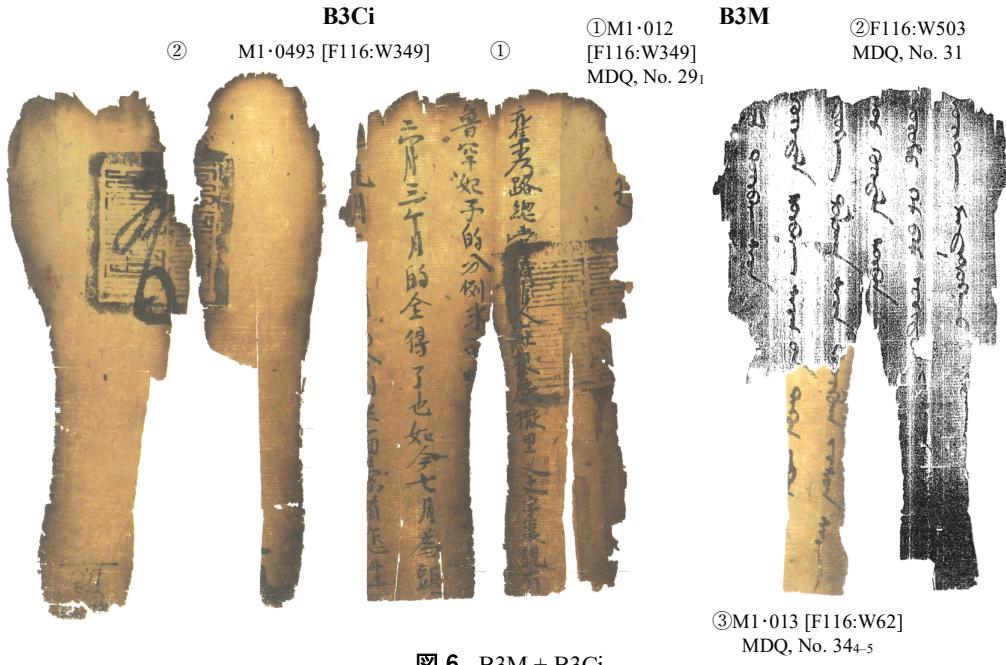


図 6 B3M + B3Ci  
〔Composite image from ZHHW③616 + MDQ, 311 + ZHHW③613〕

は第 5 行・第 6 行の間で断裂している<sup>(68)</sup>。第 6-16 行の断片は第 11 行に「右下支持庫」を含むので、錢糧房呈を承けて亦集乃路總管府が発出した支帖に属する<sup>(69)</sup>。ただし、日付「廿四日」に「亦集乃總／管府印」を押捺した末尾の断片は、錢糧房呈冒頭の断片と形状が一致することから、そのまま錢糧房呈 B3Cii に含め、下掲の録文では⑤として扱う。

一方、M1-0498 [F116:W86] の 5 断片 [ZHHS④287-289, 「第一件」～「第五件」] のうち、「皇帝聖旨裏。亦集乃路總管府。准呈」で開頭する「第一件」は、おそらく前述の支帖 (M1-0489) の冒頭部である。残る 4 断片のうち、「第二件」・「第三件」・「第四件」が「延祐四年七月至九月三箇月分例」の「白米」・「麵」を算定した錢糧房呈と考えられ、筆跡も M1-0489 と同一とみなせるので B3Cii②③④として扱う<sup>(70)</sup>。ただし、第 5 行とは直に接合しない〔語註 B3Cii5-10〕。

(68) ZHHW③612 の図版、および前掲 A1a の解題を参照。この点は従来の先行研究では認識されていない。

(69) この M1-0489 について、宋坤・薄嘉は、特殊な状況においては錢糧房が直接に支持庫に分例支給を指示できたことを示すものとみなすが〔宋坤・薄嘉 2016, 2078〕、従えない。後文も参照。

(70) M1-0498 の「第五件」は日付「二十五日」とパクバ字「亦集乃總／管府印」を残すが、この秋季分例関係文書 (B3) は「(六月) 二十四日」に処理された可能性が高いので〔語註 B3Cii18-19〕、整合しない。この断片は、おそらく同年「九月廿五日」に処理された冬季分例の支給に関する断片とみなすべきであろう。この点については語註 B4Ci5-6 も参照。なお宋坤・薄嘉は、M1-0489 と M1-0498 の綴合を看過している〔宋坤・薄嘉 2016, 2066, 2072-2074〕。

- B3M ①1 [isin-a]-yin [sunggon vu-yin noyad-ta]  
 [亦集乃] の [総管府の官人每根底].
- [2] [sariča bičig-iyer jiyarun]  
 [撒里叉が文字により告げるには]
- [3] [buluyan qatun-u kesig γulir amun moyai]  
 [不魯罕 妃子の分例の麵と米は, 蛇児]
- ②4 [j]il dörben sara [terigülen jiryüyan sara-dur]  
 年 四 月を [頭と為て六 月に]
- ②③5 kürtele yurban saras-un tegüs ab(uy)-[a]  
 至るまでの三箇月の的を全て得た.
- ②③6 edüge doluyan sara t[e]rigülen yisün sara-  
 如今, 七 月を 頭と為て九 月
- ②7 -tur kürtele yurban [saras-un kesig γulir amun]  
 に至るまでの三箇 [月の分例の麵と米を]
- 8 γuyumu ker ber uridu yosuyar (öggegülü-yi)  
 噴める. 怎生, 在先の [体例に依り与える的を]
- 9 noyad medetügei moyai (jil)[jiryüyan sara-yin]  
 官人每]は識られ者. 蛇児年 [六 月の]
- 10 [ ] [□日に].

—— [紙 縫] —— 【印】 ——————

- B3Ci ①1 亦集乃路總管府官人每根底. 撒里叉文字裏說有
- 2 不魯罕妃子的分例米麵, 蛇兒年四月爲頭至
- 3 六月三箇月的全得了也. 如今, 七月爲頭
- 4 至九月三箇月分例米麵嚙有. 怎生
- [5] 依在先的體例與的, 官人每識者.
- [6] .....年六月 日 譯史.....
- ②7 廿四日 【印】 ⑧

- B3Cii ①1 錢糧房
- 2 據撒里叉畏兀兒文字譯該:
- 3 不魯罕妃子的分例米麵, 蛇年四月爲頭至六月三箇月
- 4 的全得了也. 如今, 七月爲頭至九月三箇月的分例
- 5 米麵嚙有. 怎生依在先體例與的, 官人每識者.
- [6] 得此. 照得: 延祐四年三月初九日據撒里叉
- [7] 畏兀兒文字, 嚙要
- [8] 不魯罕妃子延祐四年四月爲頭至六月三箇月分例米麵,

- [9] 已行放支了當. 今據總府官臺旨及撒里叉文字, 紹要
- [10] 七月至九月三箇月分例米麵, 仰扣算合該數目,
- [中 缺]
- ②11 延祐四年七月至九月三箇月分例米麵
- 12 糧三石壹斗伍升
- 13 白米月支肆斗伍升, 三箇月該米壹石
- 14 參斗伍升
- 15 麵月支肆拾伍斤, 三箇月該麵壹伯參
- 16 拾伍斤, 每柒拾伍斤折小麥壹石
- [中 缺]
- ③17 右謹具
- [中 缺]
- ④18 延祐四年六月 吏沈天祿呈
- [中 缺]
- ⑤19 廿四日 【印】

## 語註

**B3M2–3** : この第 2–3 行は完全に失われているが, 連貼された訳本 (B3Ci<sub>1</sub>) とそれを引用する  
錢糧房呈 (B3Ci<sub>2</sub>) からも推補できる.

**B3M8, (öggegülü-yi)** : 既刊の図版は不鮮明で MDQ でも判読されないものの, 書式と残画を勘案して推補する. M. v. öggegül- < ög- については前節の語註 Tu8–9 を参照.

**B3M9–10** : 錢糧房呈の処理日付を六月二十四日とみて [語註 B3Ci<sub>1</sub>18–19], 本処にも「六月  
(jiryuyan sara)」を補う. 第 9 行の後 (右側) の残存状態に鑑みると, 年月日の後半部分は第 10  
行にわたり, その行頭は大きく下げられたと推定される. 語註 A1aM10–11 参照.

**B3Ci1** : 本処および錢糧房呈 (B3Ci<sub>2</sub>) にみえるモンゴル人名サリチャ (Sariča) の漢字音写  
「撒里叉」の末字「叉」を, 李逸友は「義(义)」と誤読した. この点はつとに MDQ 編者により  
指摘されている [MDQ, 109]. にもかかわらず, 潘潔・吳超・ZHHZ・ZHHS など MDQ 以降の諸  
研究はなお李逸友の「撒里義(义)」に従っており, 訂正を要する.

**B3Ci5–6** : モンゴル文第 8–9 行と錢糧房呈第 5–6 行を参照して推補できる. 年月日記載が十二支  
獸紀年と元号のいずれによったかは確定できない. この点は本稿第 4 節を参照.

**B3Ci7, 廿四日** : 先行研究で「初九日」 [潘潔 2013, 134; 宋坤・薄嘉 2016, 2072]・「初□日」  
[ZHHS④275] とするのは誤読である. 第 1 字は印鑑と重なって判読しづらいが, 「廿」とするこ  
とが可能であろう. 語註 B3Ci<sub>1</sub>18–19 も参照.

**B3Ci2** : 本処の「撒里叉の畏兀兒文字」がモンゴル語分例請求文書 (B3M) をさすことは明瞭  
である. 「譯該」については本稿第 4 節を参照.

**B3Ci5–10** : 宋坤・薄嘉は本処の第 5 行末の缺落部に第 11 行を直に連続させるが [宋坤・薄嘉

2016, 2073]，その他の錢糧房呈の並行箇所 (A1aCii<sub>5-9</sub>; A1bCii<sub>7-13</sub>; A3Cii<sub>6-10</sub>; B2Cii<sub>6-10</sub>; B4Cii<sub>5-9</sub>) と比較すると相当数の行が缺落していると考えられ，適宜に改行しつつ缺落部分を推補した. ただし別様の推補を排除しない.

なお第 5 行末の「官人每識者」の下に十二獸紀年による年月日を記していたかは重要な問題であるが〔本稿第 4 節参照〕，訳本の原文を確定できないので，ここでは推補を留保する.

**B3Cii12-16**：この延祐四年秋季のブルガン妃子への分例支給の支帖 (M1・0489 [F116:W363] の後半の断片) には「<sub>④</sub>實支糧參碩壹斗<sub>伍升</sub>：白米壹石<sub>⑤</sub>參斗伍升，<sub>小麥壹石</sub> [後缺] <sub>⑥</sub>右下廣積倉」とあり<sup>(71)</sup>，米麵がすべて白米・小麦に算定され，廣積倉から「糧」として支給されたことがうかがえる. これは同年春季・冬季の米麵の支給方法とは異なる〔語註 B1Cii11-12〕.

**B3Cii18-19**：屢説となるが，短冊状に断片化したブルガン妃子分例文書群の末尾の処理日付部分の断片綴合は困難である. ただし，ほぼ確定・暫定された春季・夏季・冬季の処理日付との相補関係から，本処でも従来の B3Cii④⑤の綴合を容れ，ブルガン妃子秋季分例 (B3) の処理日付を六月二十四日とみなしておく〔語註 B1Cii24, B2Cii14〕.

#### B4 ブルガン妃子延祐四年冬季分例請求文書

B4M = M1・014 [F116:W92] + M1・012 [F116:W349] : [校訂] MDQ No. 29<sub>4-6,2-3</sub>.

B4Ci = M1・0494 [F116:W92] + M1・0495 : [録文] HCW, 133; 潘潔・陳朝輝 2007, 110 (F116:W92); 潘潔 2013, 134-135; ZHHS④277.

B4Cii = M1・0499 [F116:W371] ((①②)+ M1・0500 [F111:W90]((③④⑤⑥)) : [図版] ZHHW③622, 623; [録文] HCW, 133-134; 吳超 2013, 201; 潘潔 2013, 136-137; 宋坤・薄嘉 2016, 2073-2074; ZHHS④290-292.

前掲 B3 の解題で言及したように，M1・012 [F116:W349] の 2 断片 (ZHHS④275-276 の「第一件」・「第二件」) は，MDQ, No. 29 の第 2-3 行・第 4-6 行として校訂された. 第 2-3 行に年月日「<sup>蛇児</sup>年九月の十六日に」がみえ，第 4-6 行の文脈は発出者名<sup>ブルガン</sup>妃子への「<sup>蛇児</sup>年七月」を始期とする秋季分例の受領確認に相違ない. モンゴル語分例請求文書の書式から，この 2 断片の順序を入れ替え<sup>(72)</sup>，両者の中間には相当の行数が缺落していると想定できる (B4M②③, 図 7 参照). 下掲の校訂テキストでは，この②③の間で缺落しているテキストを錢糧房呈に引用される訳本の文面から推補し，仮に第 [5-8] 行として配置した.

漢文文書 M1・0494 [F116:W92] は冒頭 2 行のみの断片 (26.1 x 9.4 cm) ながら，「<sup>不魯罕</sup>妃子的<sup>の</sup>分例の米麵は，<sup>蛇児</sup>年七月を<sup>頭</sup>と為て<sub>はじめ</sub><sub>し</sub>九月に至るまで」という文言から，このモンゴル語分例請求文書の訳本とみなせる. 右端には別紙が連貼され紙縫にパクバ文字「亦集乃總／管府印」も捺

(71) 吳超 2013, 200; 潘潔 2013, 132; 宋坤・薄嘉 2016, 2074; ZHHS④262. 丸数字で示した行数は断片冒頭からのもので，先行研究の第 6-8 行に相当する.

(72) このように MDQ, No. 29 の第 2-4 行と第 5-6 行の順序を入れ替える可能性は MDQ 編者によっても指摘されていたが，断案には至っていなかった [MDQ, 99].

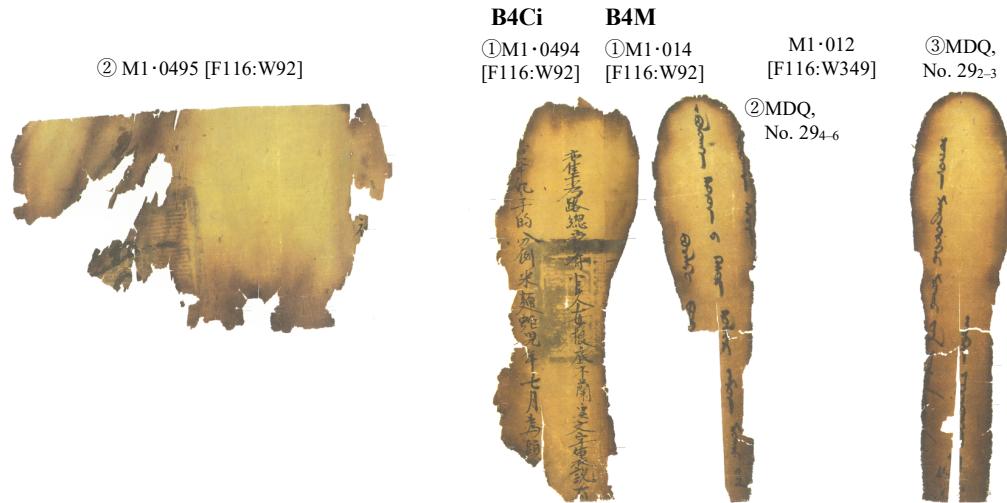


図 7 B4M + B4Ci  
[Composite image from ZHHW③616 and 617, with modifications]

されるので、これがモンゴル語分例請求文書 (M1·014=B4M①) の冒頭部に属することは確実ながら、モンゴル文は現存しない。また M1·0494 と同じ出土地番号 F116:W92 をもつ漢文文書 M1·0495 は、この末尾部分とみなされている [HCW, 133; 潘潔 2013, 129; ZHHS④280]。断片の形状や紙寸 (14.6 x 24.2 cm) は M1·0494 とは若干異なるものの、年月記載と「亦集乃總／管府印」の捺された日付「廿五日」を残しており、さしあたり妥当と考える<sup>(73)</sup>。ただし、別の断片を綴合させる可能性について、語註 B4Ci5-6 も参照。

この B4M・B4Ci を受けて発出された錢糧房呈 (B4Cii) は、M1·0499 [F116: W371] の 2 断片 [ZHHS④290-291, 「第一件」・「第二件」] と、M1·0500 [F116:W90] の 4 断片 [ZHHS④293-294, 「第二件」・「第四件」・「第五件」・「第六件」] からなる [宋坤・薄嘉 2016, 2066, 2073-2074]。以下の録文では前二者を①②、後四者を③④⑤⑥とする。⑥の日付「廿五日」にパクパ文字「亦集乃總／管府印」が捺される。

- B4M ① [isin-a sunggon vu-yin noyad-ta]  
[イシナ ソングン ブイイン ノヤドタ]  
[亦集乃總 管府 の 官人每へ].
- ② buralki bič[ig-iyer ügülemü]  
[ブルキ ビチ[イギイエル ウグレム]]  
不蘭奚が文字 [により説う].
- 3 buluyan qatun-u kesig yulir amun moyai jil  
[ブルヤン カトゥン-ウ ケシグ ユリル アムン モヤイ ジル]  
不魯罕 妃子の 分例の麵と米は、蛇児年
- 4 doluyan sara [terigülen yisün sara-dur]  
[ドルヤン サラ [テリグレン ヨスン サラ-ドゥル]]  
七 月を [頭 と為て九 月 に]

(73) 宋坤・薄嘉はこの点を指摘していない [宋坤・薄嘉 2016, 2066, 2075].

- [5] [kürtele yurban saras-un tegüs abuγ-a]  
[至るまでの三箇月の的を得た].
- [6] [edüge arban sara terigülen kögeler sara-]  
[如今, 十月を頭と為て十二月]
- [7] [-dur kürtele yurban saras-un yulir amun]  
[に至るまでの三箇月の麺と米を]
- [8] [yuyumu ker ber uridu yosuyaγ ögkü-yi]  
[嚙める. 怎生, 在先の体例に依り与える的を]
- ⑨ noyad medetügei moyai jil yisün sara-yin  
ノヤンたちしょよへび官人毎は識られ者. 蛇兒年九月の
- 10 arban jiryuyan-a  
十 六日に.

—— [紙 縫] —— 【印】 ——————

- B4Ci ① 亦集乃路總管府官人每根底. 不蘭奚文字裏說有.
- 2 不魯罕妃子の分例米麵, 蛇兒年七月爲頭至九月
- [3] 三箇月的全得了也. 如今, 十月爲頭至十二月三箇
- [4] 月的米麵嚙有. 怎生依在先的體例交與的, 官人每識者.
- ② 5 延祐四年九月 日 譯史.....
- 6 廿五日 【印】

- B4Cii ①[1] 錢糧房
- [2] 據.....
- [3] 不魯罕妃子の分例米麵, 蛇兒年七月爲頭至九月三箇月
- 4 的全得了也. 如今, 十月爲頭至十二月三箇的米麵嚙有.
- 5 怎生依在先的體例交與的, 官人每識者. 得此.
- 6 照得: 先據撒里又嚙要
- 7 不魯罕妃子七月至九月三箇月分例米麵, 已行放支了當. 今據
- ② 8 總府官臺旨, 既□前來, 嚙要十月至十二月三箇月
- 9 分例米麵, 仰扣算合該數目, 白米以下廣
- 10 積倉放支, 小麥.....
- [中 缺]
- ③ 11 麵月支肆拾伍斤三箇月該面壹伯
- 12 叁拾伍斤每柒拾伍斤折小
- [中 缺]
- ④ 13 右謹具
- [中 缺]
- ⑤ 14 呈

15 延祐四年九月 吏沈天祿押  
 ⑥16 廿五日【印】

## 語註

**B4M10**：大きく行頭を下げて日付の「十六日」を文末に配している。語註 A1aM10-11 参照。

**B4Ci3-4**：缺落部の推補については潘潔の試案を若干修正している。

**B4Ci5-6**：潘潔は訳本の年月を「延祐四年十月」と推補したが、モンゴル語請求文書の年月日記載「九月十六日」(B4M<sub>9-10</sub>)により修正できる。訳本に依拠する錢糧房呈が「延祐四年九月」の「廿五日」に処理されていることからも、この修正は支持される〔語註 B4Ci15-16〕。また潘潔は、おそらく B1Ci に鑑みて第 5 行末に訳史名「也先不花」を推補するが、鉄案とはできない。語註 A1aCi6 を参照。

なお、この第 5-6 行の綴合は、M1・0495 文書を訳本 (B4Ci) の末尾とみなしたことに基づく。ただし、M1・0498 [F116:W86] の「第五件」〔ZHHS④287-289; 宋坤・薄嘉 2016, 2073; 前掲 B3 解題も参照〕も同様に「亦集乃總／管府印」の捺された日付「廿五日」を記しており、これを M1・0495 と代替する可能性もある。

**B4Ci1-3**：錢糧房呈の書式からこの 3 行を推補できる。訳本の引用を開始する第 2 行の再構案としては、B1Ci<sub>2</sub> と並行する「據不蘭奚文字裏說有」、もしくは B3Ci<sub>2</sub> と並行する「據不蘭奚畏兀兒文字譯該」が想定される。語註 B2Ci1-3 および本稿第 4 節も参照。

**B4Ci7, 七月至九月三箇月分例米麵, 已行放支了當**：潘潔はこの缺落部を推補しないが、宋坤・薄嘉 2016, 2075 の推定を参考して補う。

**B4Ci8, 既□前來**：「□」は HCW 以来「系」と判読されてきたが、宋坤・薄嘉はモンゴル人名サリチャの漢字音写「撒里叉」を代替するための符号とみなす〔宋坤・薄嘉 2016, 2075〕。

**B4Ci9-10, 白米以下廣積倉放支小麥**：潘潔はこの後の缺落部に「令屯田百戸陸文政支者」を補う。本年春季前半のブルガン妃子の分例の錢糧房呈は小麦の送納を「屯田百戸の陸文政」に命じており〔語註 B1Ci11-12〕、この冬季分例でも前例が踏襲された可能性はある。

**B4Ci15-16**：本処の記載は、ブルガン妃子の冬季分例支給の処理が、モンゴル語分例請求文書の発出日「九月十六日」(B4M<sub>9-10</sub>)から 9 日後の九月二十五日に完了したことを示す。サンガシリ大王の春季後半分例 (A1b, 3 日間)・ブルガン妃子の夏季分例 (B2, 2 日間) と比べると、処理がやや遅れているとみなせるかもしれない。語註 A1bCi8, B2Ci14 も参照。

## C1 ナトゥン妃子某年某季分例請求文書

C1M = M1・017 [F116:W454] : [校訂] MDQ, No. 40.

C1Ci = M1・0505 [F116:W454] : [録文] HCW, 134; ZHHZ, 上 455-456; ZHHS④307-308.

C1Cii = M1・0506 [F116:W325] : [図版] ZHHW③631; [録文] HCW, 135; ZHHZ, 上 456-457; ZHHS④309-310.

出土地番号 F116:W454 はウイグル文字モンゴル文と漢文文書を連貼した断片に与えられ、現在は前者に M1・017、後者に M1・0505 という整理番号が与えられている。MDQ, No. 40 として校訂されたモンゴル文の内容は分例請求文書の書式と整合し、また漢文もその訳本とみなすことに問題はない。連貼された状態の紙寸は縦 9.2 cm x 横 33.2 cm、ただし紙縫前後の上端のみを残して大きく破損しており、紙縫に捺されていたはずの「亦集乃總／管府印」も現存しない。

モンゴル語分例請求文書にウイグル文字を用いること、および訳本第 3-4 行に「并閏四箇月」を推補できることから、「畏兀兒文字」と「并閏四箇月」の語がみえる M1・0506 [F116:W325] を、このモンゴル語分例請求文書・訳本を受けた錢糧房呈とみなせる〔語註 C1Ci3-4, C1Cii2〕。

以下のテキスト・録文は、モンゴル語分例請求文書の書式と訳本・錢糧房呈の文面を勘案して再構したものである。特にモンゴル文は冒頭部 3 行のみ、それも行頭の 1,2 語しか現存しないので、第 3 行の natun visi 「納敦妃子」に後続する部分は行配置をあえて特定せず、転写・日本語訳のみを示す。

C1M 1 isin-a l[uu sunggon vu-yin noyad-ta]  
 イシナ ノヤンたち ～  
 亦集乃路〔総管府の官人毎根底〕。

2 (bi) [qudluy qoja bayurči bičig-iyer jiγar-un]  
 クトルグホーヤ バウルチ もんじょ  
 我、〔忽都魯火者=寶兒赤が文字により呈するに〕

3 natun visi-[yin kesig yulir amun .... jil sara terigülen .... sara-dur kürtele  
 ナトン ナトン はじめし  
 納敦妃子〔の分例の麵と米は、□児年□月を頭と為て□月に至るまで  
 šün sara-luy-a dörben saras-un tegüs abuγ-a edüge .... sara terigülen  
 もの いま はじめし  
 閏月と并せ 四箇月の的を全て得た。如今、□月を頭と為て  
 .... sara kürtele yurban saras-un kesig yulir amun yuyumu ker ber uridu  
 月に至るまで三箇月の 分例の麵と米を嚙める。怎生、在先の  
 yosuyaγ öggegülüγ-yi noyad medetügei ..... jil .... sara-yin ....]  
 こと ノヤンたち しまよ  
 体例に依り与える的を官人毎は識られ者。□児年□月の□日に〕。

----- [紙縫] -----

C1Ci 1 亦集乃路總管府官人毎根底、我、寶兒赤忽  
 2 都魯火者文字裏呈有。  
 3 納敦妃子分例米麵、□児年……月爲頭至……月終并閏  
 4 四箇月的全得了。如今、……月爲頭至……月終  
 5 三箇月的分例米麵嚙有。怎生依在先體例與的、官  
 6 人每識者。  
 7 .....年……月……日 譯史 .....  
 [8] □□日【印】

C1Cii	1	錢糧房
2	呈據畏兀兒文字	譯該：亦集乃路總管府
3	官人每根底。我，寶兒	赤忽都魯火者文字裏
4	呈有。	
5	納冬妃子分例	米麵，□兒年……月爲頭至……月終
6	并閏四箇	月的全得了。如今，……月爲頭至……月終三箇月的分
7	例米麵	隙有。怎生依在先的體例與的，官人每識者，得此。
8	照得：	

[後 缺]

### 語註

C1M2 : (bi) [qudluy qoja bayurči bičig-iyer jiyan-un] 「我，〔忽都魯火者寶兒赤が文字により呈するに〕」というモンゴル文は，訳本の対応箇所「我，寶兒赤忽都魯火者文字裏呈有」(C1Ci<sub>1-2</sub>)，錢糧房呈の引用文「我，寶兒赤忽都魯火者文字裏呈有」(C1Cii<sub>3-4</sub>)と相互比較しつつ，定型的書式をふまえて推補したものである。訳本の判読については語註 C1Ci2a も参照。

発出者名に先行して「私，我」を記す例は他の分例請求文書には確認できないが，錢糧房呈の第3行の「我」は明瞭であり，モンゴル文第2行冒頭の残画も BY = bi 「私，我」と判読できる。

C1 と同じくナトゥン妃子分例文書ながら，別案件に関わる錢糧房呈 M1・0507 [F116: W545] の第3行には「兒赤忽者□」とあり [HCW, 134; ZHHZ, 上 457-458; ZHHS④311]，書式にてらして発出者の人名の一部とみなせる。この人名も，行頭の2字は前行末字と併せて「寶兒赤」を推し，また後続の「忽者」も図版 [cf. ZHHW③631] から「忽都」と修正できるので，人名クトルグ=ホージャ (qudluy qoja ~ T. qutluq xoja ~ P. qutluq hwāga) の漢字音写「忽都魯火者」を構成していたと筆者は考える。C1Ci・C1Cii の「寶兒赤忽都魯火者」と同一人物であろう。

また，やはりナトゥン妃子の某年夏季の分例支給に関する錢糧房呈 (M1・0504 [F116: W589]) も，「寶兒赤」すなわちバウルチが起草したパクパ文字モンゴル語の分例請求文書 (『蒙古文字』) の訳本を引用する [ZHHZ, 上 455; ZHHW③630; cf. ZHHS④305-306]。このバウルチも，C1 文書群のクトルグ=ホージャと同一人物であった可能性がある。

漢籍資料で宝兒赤～博兒赤～博爾赤などと音写されるバウルチ (bayurči > P. bā'ūrčī) は，元廷のケシクテン機構において食膳の準備を掌った<sup>(74)</sup>。この C1 文書群や前述の錢糧房呈 (M1・0504 [F116: W589]) が「訳該」として引用する文中にバウルチ (bayurči > 寶兒赤) を推補することが正しければ，そのバウルチはナトゥン妃子の側近として食膳の手配を管掌しており，食膳の材料と

(74) 『元史』卷 47・兵志 2・宿衛「親烹飪以奉上飲食者，曰博爾赤 (< bayurči >)」；TMEN I, Nr. 82. 『元朝秘史』には ba'urči ~ bawurči > 保兀兒赤=厨子，『華夷訳語』にはウイグル文字形式の bayurči > 保兀兒赤=厨子が在証される [HYYY/Beijing, 33]。なお，トルファン出土ウイグル語世俗文書にも bayurči の借用例は確認され [BT XLIII, 159-160, 169]，『畏兀兒館訳語』の厨子=李兀赤の原語も bayu(r)či ~ bayurči と再構できる [cf. 庄垣内 1984, 135]。

しての分例の米麵の請求・調達にも関与していたと推測できる<sup>(75)</sup>。

本処での錢糧房呈との対応が正しければ、この第2行のモンゴル文は「呈有」(C1Cii4)に直訳される表現を用いていたことになる<sup>(76)</sup>。モンゴル語分例請求文書の並行例としては ügülemü (< v. ügüle-) と jiyar-un (< v. jiyā-) が確認され、訳本はこの双方を「説有」と直訳する。ただし『元朝秘史』・『華夷訛語』では ügüle- = 説の対訳が固定されていることから、本処の「呈有」にはあえて jiyar-un を対応させておく。語註 B1M2, B2M2b, C1Cii4 も参照。

**C1M3, natun visi** : 本処でウイグル文字により natun = N'DWN と記される人名ナトゥンは、その他のナトゥン妃子分例文書ではすべてパクバ文字で表記される。ただしその形式は、MDQ, Nos. 42, 44, 45, 46 ではおおむね na-t'u とされる一方、No. 47 では 2na·t'[u] とされるなど、必ずしも一定しない [MDQ, 110–111]。従ってモンゴル語としての語義も定め難い。

M. visi = VYSY は漢語「妃子」(パクバ字音 fi-dzhi)の借用語 [cf. MDQ, 111]。『ワッサーフ史 (Tārīh-i Waṣṣāf)』は武宗ハイシャン・仁宗アユルバルワダの母后ダギ (\*Dagi) を Dāki-fīzī と称しており、後分の fīzī は漢語の「妃子」に由来する [Waṣṣāf/Bombay, 498; cf. 宮 2018, 下 749]。ナトゥン妃子分例請求モンゴル語文書2点 (MDQ, Nos. 45, 46) には、パクバ文字表記の「妃子」のうち「妃 (fi)」までが確認できる。

**C1Ci2a, 都魯火者** : 従来「迷」と誤読されていた末字の者は、ZHHZ, 上 456 の修正に従う。これも前行末とあわせて人名の忽都魯火者 < M. qudluy qoja を再構すべきである。語註 C1M2 参照。

**C1Ci3, 納敦妃子** : 「納敦」(パクバ字音 na-dun) は M. natun の漢字音写。同じ漢字表記は前註 C1M2 で言及した錢糧房呈 (M1·0507 [F116:W545]) [ZHHW③631; ZHHZ, 上 458; ZHHS④311] にもみえるが、その他のナトゥン妃子分例文書では「納冬」が用いられる。語註 C1Cii5 も参照。

**C1Ci3-4, 併閏四箇月** : 第3行末の「併閏」は錢糧房呈 (C1Cii6) の引用から推補できる。ナトゥン妃子分例文書の紀年には後至元四年 (1338)・後至元六年 (1340)・後至元七年=至正元年 (1341)・至正二年 (1342) が確認される [吳超 2013, 202; 潘潔 2013, 119–120, 129–130, 138]。これらの期間に含まれる閏月を考慮すると、本C1文書の「併閏四箇月」は後至元四年 (1338) 秋季 (七月・八月・閏八月・九月) もしくは後至元七年=至正元年 (1341) の夏季 (四月・五月・閏五月・六月) と想定できる<sup>(77)</sup>。ただし、現存テキストの文面からはいずれとも決定できない。

**C1Ci5-8** : 第5行の「三箇」の後には「月」を誤脱する。また、缺落部分の「怎生依在先體例與

(75) モンゴル皇帝だけでなく、フレグ=ウルス当主その他各地のモンゴル王族も家政機構としてのケシクテン組織を有していたことはペルシア語資料からも確認される [松田 1988, esp. 91–93; GT/Ali-zade III, 500]。ナトゥン妃子は各種の編纂史料に言及されず、また支給される分例の額からもモンゴル王族の中では傍流・末流に属したと推定されるが、そのレベルの王族でもケシクテンを模した家政機構を有していたとすれば興味深い。

(76) 対応する錢糧房呈が別の文書断片 (M1·0434 [84H·F116:W328/1500]) であっても、この点に変更はない。後掲語註 C1Cii2 を参照。

(77) 念のため、前後の時期には後至元元年 (1335) 閏十二月、至正四年 (1344) 閏二月を見出せる。

的, 官人每識者」の後は改行され, 第7行に元号表記による年月が記載されたと推測したが, あくまでも仮案である。もしも「官人每識者」の後に十二支獸表記の年月日が改行されずに後続していれば, 上記の録文で第8行に配した「亦集乃總／管府印」の捺される文書処理の日付も, 第7行に記載されたはずである。本稿第4節も参照。

**C1Cii2, 畏兀兒文字譯該** : 「畏兀兒文字」は, この錢糧房呈 (C1Cii) が引用した訳本の原文となるモンゴル語文書がウイグル文字で書かれていたことを示す。既知のナトゥン妃子関係のモンゴル語分例請求文書のうちウイグル文字文書は C1M (= MDQ, No. 40) のみであり [表1参照], 連貼されている訳本 (C1Ci) の文面もこの錢糧房呈とおおむね整合する<sup>(78)</sup>。

ただし, 本 C1Cii 断片とは別の錢糧房呈の断片 M1・0434 [84H・F116:W328/1500] は, C1M 以外にもウイグル文字によるナトゥン妃子のモンゴル語分例請求文書が存在した可能性を示唆する。以下, 図版 [ZHHW③529] と訳本・錢糧房呈の定型的書式を参照し, 既存の録文 [ZHHZ, 上 380–381; ZHHS④97] を補訂しつつ示す。

1	錢糧房
2	呈據畏兀兒文字譯該. 亦集乃路總管府
3	官人每根底. [ ]
4	文字裏呈有. [ ]
5	納冬妃子的分例 [ ]

[後 缺]

ZHHW・ZHHZ・ZHHS および呉超 2013, 202 とも本文書をナトゥン妃子分例文書に含めないが, 第5行冒頭の残画は明瞭に「納冬妃子」と判読できる。第2行の「呈據畏兀兒文字」から, この錢糧房呈はウイグル文字モンゴル語分例請求文書の訳本を引用していると推測できる。なお, 第3行後半の缺落部には, 想定される字数に鑑みれば, 発出者として「寶兒赤忽都魯火者」[語註 C1M2] を推補できるかもしれないが, 断定できない。

**C1Cii3, 寶兒赤忽都魯火者**: 従来は「寶兒年」と誤読されていた [cf. ZHHZ, 上 457]。語註 C1M2 も参照。

**C1Cii4, 呈有**: 語註 C1M2, C1Ci2b も参照。語註 CiCii2 に掲げた錢糧房呈 (M1・0434) に引用されるナトゥン妃子分例文書の訳本も, 発出者指示の末尾を「呈有」とする。

**C1Cii5, 納冬妃子**: 訳本は人名ナトゥン (Natun) を納敦と漢字音写していたが [語註 C1Ci3], その訳本を引用したはずの本処は「納冬」(パクパ字音 na-dun) とする。漢文のナトゥン妃子分例文書ではこの「納冬」の表記が多い [語註 C1Ci3]。音写第2字の敦～冬の相違 (na-dun～dun) はうまく説明できない。

**C1Cii7, 怎生依在先的體例與的, 官人每識者. 得此**: これも訳本の推補に基づく仮案である。語註 C1Ci5–8 を参照。

(78) 一方, パクパ文字モンゴル語分例請求文書を「蒙古文字」と称した例としては, 語註 C1M2 に言及した錢糧房呈 (M1・0504 [F116:W589]) を参照。

## C2 ナトゥン妃子某年秋季分例請求文書

C2M = M1・086 [84H・F116:W584/1758] : [図版] ZHMW, 307; [校訂] MDQ, No. 42.

現存部分の紙寸は縦 13.9 x 横 64.9 cm. 左端からおおむね 1/3 程度をパクパ文字モンゴル文 14 行が占め [語註 C2M15-16], 料紙の右側には大きく余白が残されている. 右端の 1/4 ほどの部分は料紙の漉き縞が左側とは若干異なるようにみえ, 連貼された別紙の可能性がある.

文書のおおよそ下半分を缺くものの, 現存モンゴル文を分例請求文書の書式と勘案すると, 某年の夏季 3 カ月 (四月～六月) の分例受領を確認し, 秋季 (七月～九月) の分例支給を請求するものと推定できる. MDQ 編者もつとに <sup>はじめ</sup><sub>し</sub>  $8\text{-}9[t'\text{eri}]\text{-ulen yé[sun]}$  「を 頭 と為て九」,  $gnamuru?$  「秋 (<namur)」を判読しており [MDQ, 113], 同様に推定していたであろう. 以下, 缺落部については既知のパクパ文字諸文献の表記形式 [e.g., 呼格吉勒圖・薩如拉 2004; Tumurtogoo 2010; 栗林・松川 2016] を参照してモンゴル文テキストを再構する. なお, これと同一の秋季分例支給に関する訳本・錢糧房呈・支帖はナトゥン妃子関係の漢文文書群には確認できない<sup>(79)</sup>.

- C2M [1] [yitsinay lu dzungon fu-yin noyad-da]  
 [イシナ ル ドンゴン フイニン ノヤドダ].
- [2] [ ..... bič'ig-iyer ja-arun]  
 [.....ガ文字により呈するに]
- 3 nat'(un fizi)-[yin k'ešig qulir]  
 [ナトゥン 納敦妃子 の分例の麵と]
- 4 a[mun ..... jil-un dör-]  
 [米 は, □ 年の ]
- 5 -b(e)[n zara t'eri-ulen jirqo-]  
 [四 月を 頭 と為て ]
- 6 -an zara-[dur k'ürt'ele]  
 [六 月 [に至るまで]
- 7 qurban (z)[aras-un t'egus abula]  
 [三 箇 [月の的を全て得た].
- 8 èdu'e (d)[olo'an zara t'eri-]  
 [如今, [七 月を 頭 ]]

(79) 語註 C1M2 に言及した錢糧房呈 (M1・0504 [F116:W589]) は「蒙古文字」すなわちパクパ文字モンゴル語分例請求文書の訳本を引用するが, これは納冬妃子の某年夏季の分例支給を請求するので, 本 C2M 文書とは直接には関係しない. また, 「四月」「至元七年」「呈」の語がみえるナトゥン妃子分例文書の断片 M1・0509 [F116:W183] は, 現存のテキストを分例請求文書の書式と勘案すると, 後至元七年 (1341) の夏季前半 (四月・五月)・夏季後半 (閏五月・六月)・秋季 (七月～九月) のいずれかの分例請求に関わる錢糧房呈と推測される [ZHHW③633; ZHHZ, 上 460-461; ZHHS④316-317]. この点で, 本 C2M 文書が某年の夏季を「四 [月を 頭 と為て] 六月 [に至るまで] 三箇 [月]」と称していることと整合しない.

- 9 -·ulen yè[sun zara k'ürt'e-]  
と為て九 [月に至るまで]
- 10 -le namuru(n) [k'ešig qu-]  
の 秋季の [分例の]
- 11 -lir amun [quyumu k'er ber]  
麺と米 [を嚙める。怎生]
- 12 urit'u [yosu·ar olqa-]  
在先の [体例に依り給する]
- 13 qu-yi [dzuŋgon fu-yin]  
的を, [総管 府の]
- 14 no[yad medet'ugeè]  
官人 [毎は識られ者].
- 15 [      jil      zara-yin]  
[□ 年 □ 月 の]
- 16 [                      ]  
[□日に].

## 語註

**C2M2, [ʃa·arun]** : C1Cii および M1·0434 [84H·F116:W328/1500] 「語註 C1Cii2」の「呈有」の例に鑑みて, 本処でも C1M2 と同様に M. jiyarun (< v. jiya-) が記されていたと想定する. ただし v. jiya- のパクパ文字形式は在証されておらず, 本処の v. \*ja·a- は『華夷訛語』の v. jay-a- (~ ja'a-) > 扎阿 = 告と, 『元朝秘史』の漢字音写形式 (札阿 < v. ja'a-) に基づく推定形式である [HYYY/Beijing, 35; 栗林 2009, 218].

**C2M4-5, [dör]-b(e)[n zara]** : モンゴル語の数詞で /ben/ を含むのは dörben 「四」のみである. この「四月」の再構を起点として, 書式を勘案しつつ前後の缺落部を推補できる.

**C2M12-13, [olqa]-qu** : モンゴル語分例請求文書の定型的書式に鑑みれば「与える的 (M. ögkü ~ öggegülü)」に相当するが, 第 13 行冒頭は -qu と判読できることから [cf. MDQ, 113], 母音調和に鑑みて v. ög- ~ öggegülü- とほぼ同義の v. \*olqa- ~ M. v. oly-a- ~ olyu- (caus. < ol-) 「付与する, 支給する」 [Kowalewski I, 406; Lessing, 608; MKT, 206; RH, 102] を仮に推補しておく.

**C2M13-14, [dzuŋgon fu-yin] no[yad]** : モンゴル語分例請求文書の定型的書式では, 「与える的を (ögkü-yi ~ öggegülü-yi)」にはおおむね直に「官人毎は識られ者 (noyad medetügei)」が後続するが, 本文書の現存テキストからは, 12-13[ol]qa-qu-yi (~ M. olyaqu-yi) と 14no[yad medet'ugeè] (~ noyad medetügei) の間の缺落部に相当数の語を推補する必要がある. ここでは, 文脈と第 13 行の缺落部の大きさに鑑みて, 仮に dzuŋgon fu-yin 「(亦集乃路) 総管府の」を推補した.

**C2M15-16** : この 2 行は缺落しているが, 料紙の上半は大きく残されているので, おそらく行頭を大きく下げ, 2 行にわたって年月日を記していたと推定される. 語註 A1aM10-11 も参照.

#### 4. モンゴル語分例請求文書と訳本・「訳該」

前節では、サンガシリ大王・ブルガン妃子・ナトゥン妃子のモンゴル語分例請求文書と、連貼される訳本やそれらを引用する錢糧房呈について、相互比較から校訂テキスト・録文を改善した。本節では、これらのテキスト再校訂作業をふまえて、分例支給に関する行政処理をめぐるモンゴル語文書と漢文文書との関係について初步的な考察を提示しておきたい。

まず、トゥグルク妃子・サンガシリ大王・ブルガン妃子・ナトゥン妃子関係のモンゴル語分例請求文書の内容はきわめて定型的で、王族名・発出者名・発出時期や支給物（「羊酒」、「米麵」など）を除けば、用語・表現の相違がほとんどみられない。すなわち、これらのモンゴル王族への分例支給に関する行政実務（物件の数量や交鈔により折支される場合の金額の査定・換算など）は、基本的に亦集乃路総管府の錢糧房で「在先の体例に依って（uridu yosuyar）」検討され、かつ漢文・漢語文書によって処理されており、その過程にモンゴル王族の意志が介入する余地はほとんど無かったようにみえる。モンゴル語分例請求文書の発出から分例支給まで、2-3日程度で処理されている事例もその傍証となる〔語註 A1bCi8, B2Ci14〕。

ただし分例支給案を総管府へ提示する錢糧房呈の冒頭には、モンゴル語分例請求文書の訳本の文面が必ず引用されている。それらの訳本の引用の発端・終端を既知の錢糧房呈から整理すると表3を得る。これを訳本の定型的書式の項目(1)～(5)〔本稿第1節参照〕と勘案すると、引用の発端には以下の3通りの形式を確認できる。

- ① 「據」によって引用を示し、訳本冒頭の(1)宛先を省略して、(2)発出者指示（「【某人】が文字  
によりい  
う  
裏 説有」）を発端とする（A1aCii, A1bCii, A2Cii, B1Cii）。
- ② 「據けたる【某人の】畏兀兒文字の譯該に」として錢糧房呈が訳本に準拠することを明記した上、訳本の(1)宛先・(2)発出者指示を省略し、分例支給に関する主題として(3)直近の支給実績（「【某王族】の分例の羊酒／米麵は」）を発端とする（A3Cii, B3Cii）。
- ③ 「（錢糧房が）呈す、據けたる畏兀兒文字／蒙古文字の譯該に」と書き出し、訳本冒頭の(1)宛先「亦集乃路總管府の官人每根底」を発端とする（C1Cii, M1・0434, M1・0504, M1・0512）。

表3中、サンガシリ大王分例文書のA1a-A3、及びブルガン妃子分例文書のB1-B4は、すべて延祐四年（1317）に由来するので、形式①・②の相違には歴史的必然性を認め難く、錢糧房呈を起草する司吏の選好に由来するものかもしれない。書式②がともに秋季分例に関わる——つまり同一の司吏の起草になる可能性がある——ことも留意すべきであろう、ただし、形式③は形式②の発展形式（もしくは正式）とみなしえる。この形式③を採るC1Cii, M1・0434, M1・0505, M1・0512はいずれもナトゥン妃子分例文書であり、サンガシリ大王・ブルガン妃子分例文書よりも約20年程度のちの1340年前後に属する〔語註 C1Ci3-4〕。時代が降るにつれ、錢糧房呈には訳本文面を冒頭からすべて引用するという体例が定着することになったのかもしれない。

一方、「得此」により示される引用の終端〔語註 B2Ci7a〕は多く缺落しており、前節に示した

表3 錢糧房呈における訳本の引用

錢糧房呈	冒頭（／は改行箇所）	引用発端	引用終端
A1aCii	錢糧房／據	禿怯里文字裏說有	官人每識者 <sup>*1</sup>
A1bCii	錢糧房／據	禿合立文字裏說有	官人每識者. 蛇兒年二月初六日
A2Cii	錢糧房／據	禿怯里文字裏說有	官人每識者.
A3Cii	錢糧房／ 據禿怯里畏兀兒文字譯該	桑哥失里大王的分例羊酒	官人每識者. 蛇兒年七月 日 <sup>*2</sup>
B1Cii	錢糧房／據	卜蘭奚文字裏說有	[缺]
B2Cii	[缺]	[缺]	官人每識者. 蛇兒年三月初九日
B3Cii	錢糧房／ 據撒里叉畏兀兒文字譯該	不魯罕妃子的分例米麵	[缺] *3
B4Cii	[缺]	[缺]	官人每識者
C1Cii	錢糧房／ 呈據畏兀兒文字譯該	亦集乃路總管府官人每根底. 我寶兒赤忽都魯火者文字裏呈有	[缺] *4
M1・0434 <sup>*5</sup>	錢糧房／ 呈據畏兀兒文字譯該	亦集乃路總管府官人每根底. 文字裏呈有.	[缺]
M1・0505 <sup>*6</sup>	錢糧房／ 呈據蒙古文字譯該	亦集乃路總管府官人每根底. 寶兒赤 呈有	[缺]
M1・0512 <sup>*7</sup>	錢糧房／ 呈據 文字譯該	亦集乃路總管府官人每根底. 呈有	[缺]

\*1 語註 A1aCii5 参照. \*2 語註 A3Cii5 参照. \*3 語註 B3Cii5-10 参照. \*4 語註 C1Cii5-8 参照.

\*5 語註 C1Cii2 参照. \*6 語註 C1M2 参照. \*7 ZHHW③635; ZHHZ, 上 462-463; ZHHS④322-323 参照. 同じくナトゥン妃子分例文書（表中の C1Cii, M1・0434, M1・0504）と比較して冒頭部と引用発端を推補する.

錢糧房呈の録文でも、それらの缺落部の推補はあくまで蓋然性の高い案に過ぎない。ただし、⑦「官人每は識られ者」までを引用して年月日を省略する例（B3Cii, B4Cii; A1aCii, C1Cii は推補に基づく）と、⑦十二支獸紀年による年月日記載まで引用する例（A1bCii, B2Cii; A3Cii は訳本の記載に基づく推補）の両様が存在し、かつモンゴル語からの翻訳を担当した訳史の名を引用した例は無いことを確認できる。

以上の引用発端・終端の双方を相補的に考えれば、錢糧房呈では、場合によって訳本冒頭の(1)宛先・(2)発出者指示および末尾の(5)年月記載を省略するとしても（上掲①②; ⑦）、原則的に訳本の文面を中略無しに引用しているとみなせる。従って、上記の引用形式②③で用いられる「訳該」の語も、「モンゴル語文書から直訳体で漢訳された文書」としての訳本、あるいはそこからの「(中略の無い)引用」をさすことが、モンゴル語分例請求文書・訳本・錢糧房呈の対照から確認できる<sup>(80)</sup>。これは、元代漢文典籍資料にみえる「訳該」が常にモンゴル語を原文とする直訳

(80) 従って、「訳該」を「翻訳の節該（ダイジェスト）；翻訳の概要」[谷口 2017, 57; 赤木 2017, 100. いずれも傍点は筆者]などと説明することについては再検討を要する。もちろん、典籍資料で「訳該」として引用される直訳文書の原型を復元し、「ダイジェスト」の過程やモンゴル語原文からの「概要」の程度を

体文の引用を導くという見解〔宮 2006, 201–203; 谷口 2017, 57〕を、実際のモンゴル語文書から訳出された漢文文書現物に依拠した上で実証するものとなる。

特に、訳本の文面を「モンゴル語」とみなすという意識は、錢糧房呈での引用の終端部分にもうかがえる。表 3 に示した⑦①の錢糧房呈の引用例と訳本原文にみえる年月（日）記載を照合すると、判明する限りでは、⑦錢糧房呈が年月日を省略する場合、訳本の年月記載は元号により、定型表現「官人每識者」の後で改行した上、さらに行頭を降格して記入される（A1aCi<sub>6</sub>, B4Ci<sub>5</sub>; B3Ci は原文缺）。これに対し、①の諸例では訳本の年月日記載も十二支獸紀年により、改行・行頭降格なく「官人每識者」に後続する（A3Ci<sub>7</sub>, B2Ci<sub>6–7</sub>）。同種の訳本の断片 M1・0502 においても、十二支獸紀年による年月日はやはり改行無しに本文に続けて記載されていた〔語註 B1Ci<sub>7</sub>〕。このような訳本の年月（日）記載の書写体例とその錢糧房呈における引用形式の相違は、これらの漢文文書を起草する訳史や司吏たちが、十二支獸紀年による年月日記載は「モンゴル語文書（【某人の】文字；畏兀兒文字；蒙古文字）」あるいはその「訳該」に属するのに対し<sup>(81)</sup>、元号による年月記載は「モンゴル語文書」やその「訳該」には含まれない、と認識していたことを示唆する。訳本が元号による年月記載を改行・行頭降格するのは、「モンゴル語」としての直訳体漢文との「分断」を視覚的に明示するものであろう。訳本末尾の訳史名が錢糧房呈に引用されないのも、本来のモンゴル語分例請求文書に含まれないという事実に即せば当然である。

確認することは難しい。とはいっても、例えば『元典章』卷 34・兵部 1・軍役・探馬赤軍・探馬赤軍交闊端赤代役に引用される至元二十八年（1291）十月付けの枢密院発行の通達の冒頭は「樞密院、據蒙古都萬戸囊家歹蒙古文字譯該：樞密院官人每根底、囊家歹蒙古文字裏呈有」といい、本文に示した錢糧房呈による訳本の引用形式③とほぼ並行する。枢密院宛て「ナンギヤダイ（Nangiyadai>囊家歹）のパクバ文字モンゴル語文書（蒙古文字）」の冒頭には č'eumuč'-yen-ü noyad-da naŋqiyadayi monqol bič'ig-iyer ja-arun「枢密院の官人每根底、囊家歹が蒙古文字により呈するには」のような原文を再構でき〔cf. 松井 2019, 72〕、これが正しく枢密院発行文書（および『元典章』）でも引用されたとみられる。その他、以下に示すような「蒙古文字の訳該」の諸例も、中書省への上行文書としてのモンゴル語原文の体裁を保つと思われる（ただし、発出者に続く「言語」には M. üge「ことば」が再構される）：『孔顏孟三氏志』卷 2/43b, 大德四年（1300）孔廟石刻「近准蒙古文字譯該：中書省官人每根底、阿魯渾撤里（Aryun-säli）・李蘭奚（Burqalqi）言語」〔宮 2006, 213〕；『元典章』卷 18・戸部 4・婚姻・楽人婚・楽人嫁女体例「至元三十年、行中書省、准中書省咨、准木八刺沙（Mubārak Šāh）蒙古文字譯該：中書省官人每根底、木八刺沙（Mubārak Šāh）・帖木兒不花（Temür-Buqa）・阿里（'Alī）・察吉兒（Čaqır）等教坊司官人每言語」；同卷 23・戸部 9・農桑・栽種・禁伐柑橘果樹「至元十七年十月、中書省蒙古文字譯該：中書省官人每根底、站哥（Teke）言語」；同卷 38・兵部 5・捕獵・飛放・禁約飛放「延祐三年五月、江浙行省、准中書省咨、蒙古文字譯該：中書省官人每根底、完者（Öljei）知院・禿堅不花（Tükel-Buqa）院使・即列買闇院使言語」；同卷 56・刑部 18・闕遺・李蘭奚鷹犬「大德六年□月、御史臺咨、承奉中書省劄付、准蒙古文字譯該：中書省官人每根底、荅失蠻（Dašman）・塔刺海（Tarayai）言語」；同卷 58・工部 1・造作・段疋・御用段疋休織「元貞二年二月初二日、中書省、准蒙古文字譯該：中書省官人每根底、不花帖木兒（Buqa-Temür）言語」。

(81) 13 世紀前半の南宋の対モンゴル使節による『蒙韃備錄』・『黒韃事略』でも、十二支獸によるモンゴル人の紀年法は特筆されており、漢文化と対照的な「モンゴル的文化」と認識されたことがうかがえる：『蒙韃備錄』国号年号、「又稱年號曰“兔兒年・龍兒年”，至去年方改曰“庚辰年”，今日辛巳年，是也」，『黒韃事略』「其正朔，昔用十二支辰之象【如子曰“鼠兒年”之類】，今用六甲輪流【如日甲子年正月一日或卅日】，皆漢人・契丹・女真教之」〔王國維『王觀堂先生全集』第 12 冊，文華出版公司，4992, 5040〕。



図8 班的失加大王分例文書 (M1·0453 [F2:W51])

[from ZHHW③546]

このように、直訳体漢文による訳本を引用して漢文行政文書としての呈式文書を作成する過程は、カラホト出土の M1·0453 [F2:W51] 「元帖木兒不花 (Temür-Buqa) 呈文為班的失加大王分例事」  
テ ム ル ブ カ  
 バンディ シ カブ  
 (以下、「テムル=ブカ呈文」と略) からも仄示される。既公刊の図版 [ZHHW③546] によれば、右端がやや破損しているものの 1 通の文書として首尾は完結している (図8 参照)。

つとに李逸友が提示した録文 [HCW, 127] は、ZHHZ・ZHHS によりほぼ同時に修正されたが [ZHHZ, 上 395–396; ZHHS④143–145]、以下にはこれらの録文をさらに修正して日本語訳とともに掲げる。録文に際しては、従来第 1 行とされる冒頭行を後の追加挿入 (a 行) とみなし、墨勾で抹消されたため適切に判読されてこなかった次行を第 1 行とする。冒頭 a 行の「畏兀兒文字の訳該」という文言は、後続の文面がウイグル文字モンゴル語文書に由来することを明示し [潘潔 2013, 153]、後続の第 1 行から第 8 行の年月日 (「牛兒年四月初五日」) までの直訳体漢文も、モンゴル語分例請求文書の訳本と相当程度に並行する。そこで、この第 1–8 行については、あえてウイグル文字モンゴル語原文への再構も試み (行配置は仮に直訳体漢文との対応に従う)、語釈を加えつつ提示する。

なお現状の「テムル=ブカ呈文」にはモンゴル語原文と連貼された形跡は無く、また右端・左

端ともに「亦集乃總／管府印」の痕跡も無い。従って、本文書の第1-8行は官文書としての訳本の正本ではあり得ない。後述するように、墨勾による修正や字句の挿入に鑑みれば、おそらくは訳本の正本から文面を複写し、呈式文書の起草のために利用した草稿の類と考えられる。

## 録文

- a 帖木兒不花呈。畏兀兒文字譯該。
- 1 □□赤文書裏合得分。
- 2 亦集乃路總管府官人每根底。
- 3 班的失加大王的賜印の文書裏合得分
- 4 例、自鼠兒年正月初□王位下
- 5 今□□的分例錢□來。如今，
- 6 亦集乃路官人每，怎生
- 7 甘肅省裏與將文書去的，官人每
- 8 識者。牛兒年四月初五日。帖木兒不花呈。
- 9 得此 楊 皇 押

## 日本語訳

- a 帖木兒不花が呈す。畏兀兒文字の訳該に，
- 1 □□赤文書により呈す。
- 2 「亦集乃路總管府の官人每根底。
- 3 班的失加大王の、印を賜わった文書により合に得るべき分
- 4 例は、鼠兒年正月初□日より、……王位下が
- 5 いま合に得るべき分例錢……した。如今，
- 6 亦集乃路の官人每は、怎生，
- 7 甘肅省に文書を与將して去く的を官人每は
- 8 識られ者」とある。牛兒年四月初五日。帖木兒不花が呈す。
- 9 此ヲ得タリ。 楊皇 押

## 【第1-8行のウイグル文字モンゴル語原文の推定再構案】

- 1 [ ] *Jči bičig-iyer jiyarun*
- 2 *isina sunggon vuu-yin noyad-ta*
- 3 *bandiskab köbegün-ü tamyatai bičig-iyer abqu kesig*
- 4 *quluyana jil qubi sara-yin [ ] šine terigülen [ ] ong oron-u*
- 5 *edüge abqu kesig jöyos [ ] edüge*
- 6 *isina čölge-yin noyad ker ber*
- 7 *γamju šing-tür bičig ögču ilekü-yi noyad*
- 8 *medetügei üker jil dörben sara-yin tabun šinede*

## 語釈

**a:** 第1行の「文書裏呈」を墨勾で抹消し、その右側に追記されている。なお「呈」はこのa行の左側に小字で追記されている。詳細については後文を参照。

**1, □□赤文書裏呈 = [...] či bičig-iyer jiyanun :** 李逸友はこの行を釈読せず、ZHHSも「圖畫」とするに留まったのに対し、ZHHSは「歹者□呈」と判読し、墨勾で抹消されていることを指摘した。ここでは第7行の「文書」の筆致と比較しつつ、ZHHSの「歹者□呈」を「文書裏呈」と修正する。さらに、その前に「□□赤」を補い、この第1行を「□□赤が文書により呈す」と解釈する。「□□赤」は明らかにテュルク=モンゴル人名の漢字音写であるが、最初の2字は破損缺落して判読できず、原語を再構できない。なお、この「□□赤」は墨勾で抹消されていない。

「呈」にM. jiyanun < v. jiya-を対応させる点については、前節の語註C1M2を参照。

**3a, 班的失加大王 = bandiskab köbegün :** 明らかに改行・抬頭されており、幽王チュベイ (Čübei > P. Čubāy ~ Čūbay ~ Chin. 出伯~朮伯~朮白) の孫バンディシカブ (Bandiskab > P. Banda Askab) に同定できる [赤坂 2007, 51–52]。酒泉 (元代の肅州) 南郊の文殊山石窟前山第19窟 (万仏洞) 南壁東側のウイグル文字モンゴル語題記銘文 [姚桂蘭 2019, 29, 図1-21; 李甜 2022, 385, 図版33] にみえる人名B'NDYSK'B = bandiskabも、このバンディシカブ本人であろう。

**3b, 賜印的文書裏 = tamyatayi bičig-iyer :** ZHHZ・ZHHSの「賜印的身□裏」を修正する。汚損した「文書」は第1行・第7行の例と比較して判読できる。「印を賜わった文書」とは、おそらく tamyatayi bičig 「印つきの文書；捺印された文書」の漢訳であろう。このモンゴル語表現は至元十四年 (1277) 永昌王ジビクテムル (Jibig-Temür > 只必帖木兒) 令旨碑第14行、大德七年 (1303) オゴディ系セウセ (Se'tüse > 小薛) 大王令旨碑第17行、720/1320年フレグ=ウルス当主アブーサイード (Abū Sa'īd) 発行モンゴル語命令文にも在証される [松川 2002, 57–58; 呼格吉勒圖・薩如拉 2004, 396; Cleaves 1953, 26–27; Cleaves 1955b; Ligeti 1972a, 257]。ちなみに、漢籍資料に散見する「印信文字；印信文書」という表現も、モンゴル語の tamyatayi bičig 「捺印された文書」の漢訳と推定できる。例えば、『元典章』卷36・兵部3・駅站・給駅の「鋪馬印信文書裏行」・「使臣與印信文字」・「印信文字乘騎鋪馬」の諸条を参照。

**4, □□王位下 = [...] ong oron-u :** 本処の「王」は漢語王号の一部とみて音写形式ongを再構するが、男性王族名に後続する「大王」= köbegünも想定可能である [語註A1aM3]。「位下」の原語はuruy 「(チンギスの) 子孫、王族」だった可能性もあるが [松川 1995, 177]、ここでは「王位」を意味するものと考えて、『元朝秘史』で「位；位子」に対訳されるoronを再構する [栗林 2009, 336]。後述本文も参照。

**5a, 今□□的 :** ZHHZ・ZHHSの録文を微修正する。行の右側に挿入された「合□得」の第2字は塗抹あるいは汚損のため判読できない。なお行頭の「今」も塗抹されているかもしれない。

**5b, 錢 = Joyos :** 『華夷訳語』のM. joyos > 卓斡思=錢の対応を参照 [HYYY/Beijing, 28]。

**7a, 甘肅省 = γamju šing :** M. γamju (~ Uig. qamču) < Chin. 甘州; šing < 省。甘州は至元二十三年 (1286) に甘肅行省の治所とされ (『元史』卷91・百官志7), 甘肅行省を M. γamju šing 「甘州省」

と称する例は至正二十二年（1362）漢蒙合璧ヒンドゥ（Hindu>忻都）王碑文に在証される。またカラホト出土モンゴル語文書 M1・023 [F42:W3] (MDQ, No. 65<sub>c9</sub>) には *gamju šing* という異形もみえる〔以上, MDQ, 150–151〕。至正二十一年（1361）漢文・ウイグル文合璧『大元肅州路也可達魯花赤世襲之碑』でも甘肅行省をさす「甘省」は *23qamču šing* 「甘州省」とウイグル語訳され〔耿世民 2003, 415, 421〕、大元ウルスの 12 行省 (P. šīnk < Chin. 省) を列挙する『集史』クビライ紀でも、甘肅行省は「第 12 [の省] は甘州省 (šīnk-i qamgū)。〔甘州も〕 またタングト (Tankqūt) 地方の諸都市の一つである」と説明される [GT/TS, 207b; GT/Rawšan II, 910; cf. GT/Boyle, 283]。

第 6 行末の「怎生」の後の余白からみて、この「甘州省」は改行・平出されたとみなせる。

**7b, 與將文書去的** = *bičig ögčü ilekü-yi* : ZHHZ の「與將文書去」の後に「的」を判読する。

「去」に対訳されるモンゴル語として、『元朝秘史』の用例からは v. *od-* 「行く、往く」と v. *ile-* (~ *ilege-*) 「行かせる、送る」の両様が想定されるが〔栗林 2012, 276〕、ここでは「文書を送る」という文脈から後者を採る。甲種本『華夷訳語』「勅礼部行移応昌衛」の *edö'e libu-eče bičik ilejü* > 領衆額〔禮部〕額扯 必赤克 亦列周 = 「如今、禮部裏文書を行つ着【如今[禮部]裏文書行着】」も参照できる〔栗林 2019, 130–131〕。

**7c, 得官人每** = *noyad* : 図版では「官人每」を墨勾で抹消しているようにみえる。第 6 行の「亦集乃路の官人每 (= isin-a čölge-yin *noyad*)」と文脈上で重疊することから抹消したのかもしれない。

「官」の右側に追記された「得」については ZHHZ の判読に従う。次行の「識られ者」に続く結句の「得此」を意図したものか、中断したものか。

**8. 牛兒年四月初五日帖木兒不花呈** : 墨勾により抹消されている。後文の検討を参照。

**9. 得此** : 先行の録文の「准此」を訂正できると考える。前行までと比べて字寸が相当に小さく、第 1–8 行とは別の時点で追記されたものであろう。本文後文も参照。

この「テムル=ブカ呈文」の第 1–8 行の内容は、第 4–5 行の汚損・破損のため完全には把握できないものの、全体としてみれば、バンディシカブ大王の分例の支給に関して甘肅行省と連絡するよう、亦集乃路総管府に要求したものと解釈できる。第 1 行に発出者「□□赤が文書により呈す (= [...]či bičig-iyer jiyan-un)」、第 2 行に宛先「亦集乃路総管府の官人每根底 (= isin-a sunggon vu-yin *noyad-ta*)」を記すのは、本稿で提示してきたモンゴル語分例請求文書群が冒頭第 1 行に宛先〔「亦集乃路総管府の官人每根底」〕、第 2 行に発出者を記すのと異なる。この記載順序の逆転は、バンディシカブの属僚らしい発出者の「□□赤 ([...]či)」が亦集乃路総管府と対等もしくは上位の品級にあったことを推測させる [cf. 松井 2018, 9–12; 語註 B1M2]。第 3 行の「班的失加大王の印を賜わった文書」という文言は、バンディシカブが王印を授与されていたことを示唆する。バンディシカブの父クタドミシュ (Qutadmiš > Chin. 忽塔忒迷失~忽塔迷失 ~ P. Qūtātmīš) は至治元年（1321）時点で從三品の王府を領しており、さらに天暦二年（1329）には西寧王、同年十二月には父チュベイの王号であり東方チャガタイ系諸王家の筆頭に位置づけられる幽王に進封された〔杉山 2004, 257–263〕。あるいはクタドミシュが進封して空位となった王府・王号（第 5 行の

「□王位下」か？）をバンディシカブが継承し<sup>(82)</sup>、それに伴って彼に支給されるべき「分例錢」が本文書第4-5行で問題とされているのかもしれない。

さて、この「テムル=ブカ呈文」の筆致からは、まず第1行から第8行末の「帖木兒不花呈」までが同一人物により筆写されたことが示唆される。おそらくテムル=ブカ（帖木兒不花）本人が「呈」つまり呈式文書を起草するために訳本から引用・複写したものであり、呈式に即して訳本末尾の年月日記載「牛兒年四月初五日」に「帖木兒不花呈」を後続させたのであろう<sup>(83)</sup>。

しかし、このテムル=ブカによる草稿は、テムル=ブカ本人もしくは別人によって、さらに点検・添削されている。まず「呈」での訳本の引用終端を示すため「得此」を第9行に追記し<sup>(84)</sup>、第8行の「帖木兒不花呈」を墨勾で削除したと推測される。第1行の「文書裏呈」を抹消して右側に「帖木兒不花呈畏兀兒文字譯該」（a行）を挿入したのも、正しく呈式に即した処理である。ただし「文書裏呈」の前の人名「□□赤」を抹消しないのは、あるいは「<sup>テムル=ブカ</sup>帖木兒不花が呈す。  
(拠けたる) ①□□赤の<sup>ウイグル</sup><sub>もんじょ</sub>畏兀兒文字の譯該に」という文面を意図したのかもしれない。いずれにせよ、これに第2行の「亦集乃路總管府官人每根底」を後続させるのは、本節冒頭で指摘した錢糧房呈における訳本引用の形式③と明らかに一致する。以上の筆写・追記・墨勾抹消の過程からは、この「テムル=ブカ呈文」は亦集乃路總管府の司吏の「見習い」のテムル=ブカが訓練のために起草した草稿・習書であり、それを本人または別人（司吏など官文書の起草業務に関わる正官か。あるいは第9行で押字する「楊皇」？）が添削した、という状況を推測できる。

ただし「テムル=ブカ呈文」では、第8行末の「帖木兒不花呈」と併せて直前の「牛兒年四月初五日」も墨勾で抹消されている。これは、訳本末尾の十二支獸紀年による年月日記載は「モンゴル語」として呈文でも引用される（上掲①）という、モンゴル語分例請求文書・訳本・錢糧房呈の相互比較に基づいて提出した卑見とは齟齬する。ただし、本文書はあくまで草稿・習書であり、これに基づいて起草された呈の正本——遺憾ながら現認されない——では、この「牛兒年四月初五日」が正しく引用されていた可能性もあるだろう。

以上、この「テムル=ブカ呈文」は行政文書としての「呈」の正本ではないものの、「譯該」として引用されるモンゴル語文書の訳本が改変される過程を反映するものといえる。すなわち、訳

(82) 文書中の「<sup>ねづな</sup>鼠兒年」・「<sup>う</sup>牛兒年」をかりに天暦二年己巳（1329）以降に求めれば、後至元二年（1336）丙子・同三年（1337）丁丑が直近の候補となるが、断定できない。なおバンディシカブは、至正十二年（1352）七月時点で邠王（豳王）の嵬厘とともに言及されるが、具体的な王号無しに「諸王」とされる：『元史』卷42・順帝本紀5・至正十二年七月「庚寅，以殺獲西番首賊功，錫岐王阿刺乞巴（\*Aragiba < Tib. ra khyi phag）鈔一千鈔，邠王嵬厘・諸王班的失監（Bandiskab）・平章政事鎖南班（\*Sodnambal < Tib. bsod nams dpal）各金繫腰一」[赤坂 2007, 51]。ただし甘肅河西の東方チャガタイ系諸王家は、特定の王号が無くとも、「家格」に応じて、王府の設置をはじめとする種々の待遇を大元ウルス政権から受けていたと考えられている〔杉山 2004, 257-258〕。

(83) 『新編事文類聚翰墨全書甲集』卷6所収の「呈子首末式」は結句「右、謹具／呈」の後に「年月日具銜姓某皇」を置く〔赤木 2017, 80-81；杜立暉 2021, 281-282〕。

(84) この点は語註B2Cii7aを参照。従って、第9行以降にも呈文を続けることが意図されていたところ、文書作成が中断されたため偶然に「得此」と押字が文末に配されることになったのであろう。職銜を伴なわない「楊」と押字からも、本文書が正本ではないことが示唆される。

本から「呈」への改変は、訳本の冒頭（発出者）・末尾（年月日）を一部省略しつつも主要部分はほぼ原文のままに引用し、前後に「呈」式に沿った加筆を適宜に施すというものであった。モンゴル語分例請求文書の訳本を引用する錢糧房呈も、同様の手順で作成されたであろう。

つとに宮紀子は、元代漢文資料で用いられるモンゴル文直訳体は、その内容がモンゴル語の発話に係ることを明示するための文体であったことを、元明時代の直訳体漢文・白話漢文資料の博搜に基づいて堅牢に論じた〔宮 2006, 194–203〕。また船田善之は、第3代皇帝グユクのローマ教皇宛て国書の起草・翻訳の過程を伝えるカルピニの報告や『蒙鞑備錄』の「爲使者，雖一字不敢增損，彼國俗也」という記事も援用しつつ、クビライ時代以降に直訳体漢文が定型化されていく背景として、モンゴル支配層がモンゴル語で自ら発する情報の伝達に正確を期し、翻訳の際の誤訳・改変を極力防止するという強い志向を有していたことを指摘した〔船田 2007, 12–15〕。カラホト出土の漢文行政文書において、モンゴル語文書とその直訳体による訳本が「要約・概要」ではなく本文そのままに——ときに冒頭・末端の年月日のみを省略した「訳該」として——「引用」されるという状況も、直訳体のテキストを漢語ではなく「モンゴル語」とみなし、モンゴル支配層が「モンゴル語」で発出した意志をなるべく改変しないという志向が元代の亦集乃路総管府においても貫徹されていたことを、あらためて示すものといえるだろう<sup>(85)</sup>。

なお本節冒頭に指摘したように、トゥグルク妃子・サンガシリ大王・ブルガン妃子・ナトゥン妃子関係のモンゴル語分例請求文書に関わる行政処理は、相当程度に定型的・形式的なものであったと思われる。しかし前掲の「テムル=ブカ呈文」からは、バンディシカブ大王の属僚が臨機に発出したウイグル文字モンゴル語文書により、大元ウルス地方官庁としての亦集乃路総管府がバンディシカブの分例錢に関する非定型的な行政処理に対応させられたことがうかがえる。おそらく延祐二年（1315）六月に豳王ノム=クリ（Nom-Quli > 暖忽里～南忽里）への糧食供給のために甘肅行省が発出した箇付（M1・0267 [F116:W561]）も、同様の状況を示すカラホト出土漢文文書の一例となる（図9参照）。以下、モンゴル語文書を「訳該」として引用する前半部分（第1–8行）を、先行の録文と日本語訳に若干の補訂を加えて掲げる<sup>(86)</sup>。

(85) 本稿所掲の訳本にみられる分例請求文書のモンゴル語原文との異同〔語註 A1aCii3–4, A1bM4, A1bM7–8, B2Ci5–6〕はいずれも軽微であり、追加説明・換言の範囲に含められよう。なお、錢糧房呈を承けて発出される亦集乃路総管府の支帖では、直訳体の訳該を錢糧房呈から二次的に引用しない。延祐四年のサンガシリ大王の春季後半（二月・三月）分例の支帖（M1・0477 [F116:W593]）、ブルガン妃子の春季分例支帖（M1・0488 [F116:W367]）・秋季分例支帖（M1・0498 [F116:W86]）では、いずれも「訳該云々」として内容を省略している〔吳超 2013, 188, 197–198 (“F116:W65” [sic!] = M1・0488), 200; 潘潔 2013, 125, 131, 135; ZHHZ, 上 420, 433; 宋坤・薄嘉 2016, 2068, 2076〕。

(86) 李治安 2013, 37–40; 杜立暉・陳瑞青・朱建路 2015, 65–66; ZHHZ, 上 250–252; ZHHS(3)79–83; 赤木 2017, 99–101。本文書は、延祐元年・二年（1314–1315）前後に豳王ノム=クリが甘肅河西から西方の「川」（ゴビ灘）を越えてハミ方面へ進駐したことと明らかに関連し〔杉山 2004, 359–361〕、『元史』卷 25・仁宗本紀 2・延祐二年六月戊戌（二十二日）条の「豳王南忽里（Nom-Quli）等部困乏、給鈔俾買馬羊以濟之」とも整合する。文書の紀年も、第 6 行の「延祐二年六月初一日」に基づく李治安の説に従ってよい〔cf. 楊富學・張海娟 2013, 160; ZHHZ, 上 251〕。文書末尾のパクバ文字年款を赤木は *yen 'ueu č'i(?) nen leu 'ue č'u ši či*「延祐七(?)年六月初十日」と判読したが〔赤木 2017, 101〕、赤木も疑問符を付すように「七 (č'i)」は



図9 延祐二年(?)甘肅行省劄付 (M1·0267 [F116:W561])  
[from ZHHW②369]

### 錄文

- 1 皇帝聖旨裏。甘肅等處行中書省。據畏兀兒文字譯該：行省官人每根底。
- 2 火者文字裏說有。在先
- 3 暖忽里入川去呵，炒□麪這裏 今奉
- 4 □入川去的時分，
- 5 暖忽里根底，依在先與來的體例，炒米・麪嗦有。怎生行與，亦集乃路官人每識者。得此。照得：延祐二年六月初一日，據肅州路申：忽都伯文字裏說有：
- 6 暖忽里麪王入川炒米・麪，依
- 7 尤伯麪王入川的例與者。申乞明降。得此。照得：至元廿六年
- 8 [後 略]

### 日本語訳

①皇帝の聖旨により、甘肅等処行中書省（の劄付）。

抛けたる畏兀兒文字の訳該に、「行〔省の官人每根底〕。……=②火者が文字により説有：  
『在先に③暖忽里が川に入つて去つた呵、『炒〔米と〕麪が這〔裏〕には〔足りない〕と

汚損のため判読しづらく、「二 (zi)」（または「四 (shi)」）に改める余地がある。なお、赤木の「ueu「祐」は『蒙古字韻』と同形式の *ŋiw* に修正できる [MGZY, 115]。また、赤木は本文書にみえる「川」を亦集乃路から漠北カラコルムの間のゴビ灘と解釈したが、杉山正明・李治安の説に従つて瓜州・沙州とハミの間のゴビ灘とみなすのが妥当であろう [杉山 2004, 356; 李治安 2013, 37]。

言っている(?)】。いま、……を奉じて<sup>④</sup>……が川に入つて去く時分に、<sup>⑤</sup>暖忽里に根底して、在先に与えた体例に依り、【炒米と麺を】嚙めてい有。怎生、行与える(?)ことを、亦【集乃路の官人毎に識らしめ】<sup>⑥</sup>者】とある。此ヲ得タリ。

照得すらく：延祐二年六月初一日に拠けたる肅州路の申に、「忽都伯【が文字により説有(?)】：<sup>⑦</sup>『暖忽里幽王が川に入ったときの炒米と麺は、<sup>⑧</sup>朮伯幽王が川に入った例に依り与え者』とある。申して明降を乞う」とある。此ヲ得タリ。

照得すらく：至元二十六年………… [後 略]

本文書第1行の「畏兀兒文字の訳該」とは、その直後から第6行の「得此」の直前までの、モンゴル文直訳体漢文で記された部分と判断できる。本文書は甘肅行省が発出した箇付であるから、頭書の「拠けたる畏兀兒文字」も甘肅行省に通達されたウイグル文字モンゴル語文書をさし、それはモンゴル語分例請求文書や前掲の「テムル=ブカ呈文」の第1-8行と大枠で共通する書式に従って起草されたであろう。そこで、第1行末の缺落部に宛先の「行【省の官人毎根底】(= qing shing-ün noyad-ta)」を推補し、これに「……=②火者(< P. .... Hwāga) が文字により説有(= [...] qoja bičig-iyer ügülemü)」という発出者指示が後続したと解釈する。さらに、本文書が亦集乃路総管府と関係する（それゆえにカラホトから出土した）という視点【李治安 2013, 38; ZHHZ, 上 251】からは、この「畏兀兒文字」の末尾部分では甘肅行省が亦集乃路総管府を指揮することが要求されていると思われる。この部分でもモンゴル語分例請求文書や前掲の帖木兒不花の呈の「怎生、……する的を、官人毎は識られ者」とおおむね並行する表現が用いられたとみて、第5-6行には「怎生、(炒米と麺を) 行与える(?)ことを、亦【集乃路の官人毎に識らしめ】者(= ker ber ögküyi isin-a čölge-yin noyad-ta medegültügei)」という文面を推補しておく。

また第6行以降で引用される、延祐二年(1315)六月付の肅州路の「申」も、短文ながら直訳体の「朮伯幽王が川に入った例に依り与え者【依朮伯幽王入川的例與者(= Čübei Bin-ong-un čöldür oruysan-dur yosuyar ögüleügi)】」という文面を含む(第7-8行)。そこでこの部分を、幽王ノム=クリへの糧食送達を忽都伯(< Qut-Beg?) というモンゴル人官僚が肅州路総管府に下令したモンゴル語文書の内容とみなし、これを肅州路が引用して甘肅行省へ上申していると考え、第6行末に「文字により説有(= bičig-iyer ügülemü)」という語句を補った。

以上の文面の推補の当否は措くとしても、この箇付に引用される「……=火者」の「畏兀兒文字」や肅州路の「申」からは、モンゴル王族・貴族及びその属僚から発せられたモンゴル語文書の訳本・「訳該」が甘肅行省や肅州路総管府・亦集乃路総管府など漢文文書に主拠する大元ウルス地方行政機構での種々の実務処理の起点となったことを、あらためて確認できる。この点からすれば、定型的・形式的に処理され実務行政上の影響には乏しかったとみられるカラホト出土のモンゴル語分例請求文書についても、まずモンゴル王族の意志がモンゴル語文書により表明される必要があり、またその意志を訳本・訳該により「モンゴル語」として遗漏無く正確に把握することが亦集乃路総管府の実務担当者にも必須とされた点に、重要性を認めるべきであろう。

## 5. 結語

周知の通り、モンゴル帝国支配下のユーラシア各地の文書行政においては、モンゴル支配層の意志はまずモンゴル語文書によって発出され、必要に応じて被支配地域住民の用いる諸言語に翻訳された。このようなモンゴル支配層の意志が末端へ貫徹していく過程を実態的に解明するという問題意識から、本稿では、MDQ 編者によってようやく研究上の基礎が与えられた、1983–1984 年発現のカラホト出土モンゴル語分例請求文書群をとりあげ、それらが漢語・漢文文書に主拠する元代カラホトの亦集乃路総管府の行政で果たした役割を検証することを試みた。

まず、MDQ, No. 19, No. 28 の 2 断片を 1 通の文書として接合できることを見出し、モンゴル語分例請求文書の首尾完結した書式を復元した。この書式に基づいて、断片的に遺存している同種のモンゴル語分例請求文書（サンガシリ大王文書・ブルガン妃子文書・ナトゥン妃子文書）についても、連貼される直訳体漢文の訳本やそれを引用する漢文行政文書の文面を利用して再検証しつつ、既存のモンゴル文校訂テキストと漢文文書の録文を改善した。さらに、これらのモンゴル語・漢文の分例関係文書をその他のカラホト出土文書と比較して、モンゴル語文書の内容が直訳体に訳出され漢文文書に転用されていく過程を剔出し、モンゴル語からの直訳体による訳文テキストの改変を回避して忠実に「引用」するという志向が元代カラホト（亦集乃路総管府）の行政機構にも確実に見出されることから、行政実務処理の起点としてのモンゴル語文書の重要性を再確認した。

ただし、このようなモンゴル語文書とその「直訳」に対する大元ウルス政権の志向を、ユーラシア各地域のモンゴル諸政権による文書行政一般に敷延することには慎重とならねばならない。例えば、トウルファン地域からは、チャガタイ=ウルス支配層が発出したモンゴル語駅伝利用許可証 [BT XVI, Nrn. 72, 73, 74] と、これらの許可証類を携帯していたであろう使臣 (M.-Uig. elči)・ベグ (Uig. bāg)・ブドウ酒係 (borči) らに提供する物資の徵發のために現地官吏が発出したウイグル語の行政命令文書（供出命令文書）類 [BT XLVIII, esp. 35–36, 51–56] が出土している。後者のウイグル語行政文書には、前者に類するようなモンゴル語文書の文面を翻訳のうえ直接に引用した例は見出されない<sup>(87)</sup>。また、いわゆるアルダビール文書群をはじめ現在までに確認されているイラン発現のモンゴル時代ペルシア語古文書資料には、命令文を除いて、行政官庁による発出・行移の過程を直接に反映するものを確認できず、カラホト出土モンゴル語・漢文文書やトウルファン出土文書と軽々には比較できない<sup>(88)</sup>。いずれにせよ、東トルキスタン以西のモンゴル

(87) ウイグル文供出命令文書には物資徵發がモンゴル王族の命令に依拠することを仄示するものや [松井 2015, 72–74; BT XLVIII, 54–56]、徵發の理由を *nišan bilā* 「【某人の】命令書により」、*qolūš bilā* 「【某人の】徵求により」と明記する文書も散見する [BT XLVIII, 147, 157–158]。

(88) アルダビール文書群については、さしあたり PUM, 1–4; 四日市 2015; Šayh al-Ḥukamā’ī・渡部・松井 2017, 49–52 を参照。アルダビール文書群中のペルシア語行政文書には、モンゴル命令文の書式上の影響や、多くのテュルク=モンゴル語起源の術語を確認できる。ただし、フレグ=ウルスおよびジャライル朝が発出したモンゴル語・ペルシア語合璧勅書においてさえ、ペルシア文がモンゴル文からの直接の翻訳ではなかったことは留意される [Šayh al-Ḥukamā’ī・渡部・松井 2017, 108–127]。ちなみに、宮紀子はフレグ=ウ

時代の古文書資料はなお数的・質的に貧弱であり、今後の資料収集・博搜と文献学的分析の蓄積が求められる。

また本稿では、カラホト出土モンゴル語文書のうちもっぱら行政文書を対象として、地方官庁の行政処理におけるその役割を検討した。ただし、カラホト出土モンゴル語文書には、行政文書以外の私文書類も含まれ、その使用者としてはモンゴル人にとどまらずテュルク（ウイグル）人・漢人・西夏人らも確認される [e.g., 松井 2016b, 205–208]。西夏王国領として西夏語・漢語が主用されていたカラホト地域社会の言語的環境が、13世紀以降のモンゴル支配によりどの程度の変容を被ったかも、検討を要する問題である。モンゴル語・漢語文書の行政文書の分析にとどまらず、一次史料としてのカラホト出土文書群の総体的・言語横断的な分析からモンゴル支配下の当地の社会の諸相を剔出することは、ユーラシア諸地域に対するモンゴル支配の「インパクト」を単なるキャッチ=フレーズにとどめず実証的に解明するためにも、有益な事例研究となるであろう。今後、果たすべき責めとしたい。

### 略号・参考文献（ABC順）

- 赤木崇敏 2017: 「地方行政を仲介する文書たち」赤木崇敏ほか『元典章が語ること』大阪大学出版会, 71–114.
- 赤坂恒明 2007: 「バイタル裔系譜情報とカラホト出土漢文文書」『西南アジア研究』66, 43–66.
- 赤坂恒明 2009: 「ホシラの西行とバイタル裔チャガタイ家」『東洋史研究』67-4, 36–69.
- AOH = *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae*
- BT XVI = Dalantai Cerensodnom / Mafred Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfantsammlung (Berliner Turfantsexte XVI)*. Berlin, 1993.
- BT XLIII = Vér Márton, *Old Uyghur Documents Concerning the Postal System of the Mongol Empire (Berliner Turfantsexte XLIII)*. Turnhout, 2019.
- BT XLVIII = Matsui Dai, *Old Uigur Administrative Orders from Turfan (Berliner Turfantsexte XLVIII)*. Turnhout, 2023.
- 陳炳應 1983: 「黑城新出土的一批元代文書」『考古與文物』1983-1, 55–62, +pls. 10–12.
- Cleaves, Francis Woodman 1949: The Sino-Mongolian Inscription of 1362 in Memory of Prince Hindu. HJAS 12-1/2, 1–133.
- Cleaves, Francis Woodman 1953: The Mongolian Documents in the Musée de Téhéran. HJAS 16-1/2, 1–107.
- Cleaves, Francis Woodman 1955a: An Early Mongolian Loan Contract From Qara Qoto. HJAS 18-1/2, 1–49.
- Cleaves, Francis Woodman 1955b: *Saqid=Zāh(i)d*. HJAS 18-1/2, 234–238.
- Cleaves, Francis Woodman 1965: The *lingjī* of Aruy of 1340. HJAS 25 [1964–1965], 31–76.
- 党寶海 2018: 「黑城元代蒙古文・漢文文書拾零」『西部蒙古論壇』2018-4, 17–20.
- DicOrdos = Antoine Mostaert, *Dictionnaire ordos*, 2. ed. New York/London, 1968.
- 杜立暉 2021: 『元代地方行政運作研究』上海古籍出版社.
- 杜立暉・陳瑞青・朱建路 2015: 『黒城元代漢文軍政文書研究』天津古籍出版社.
- ED = Gerard Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkish*. Oxford, 1972.
- EHHS = 杜建錄・波波娃（И. Попова）（編）『俄藏黒城漢文文獻釋録』全5冊. 甘肅文化出版社, 2022.
- 船田善之 2007: 「蒙文直訳体の成立」『語学教育フォーラム』13, 7–19.
- 船田善之 2018: 「モンゴル時代漢語文書史料について」『内陸アジア言語の研究』33, 27–43.

ルスにおいて「漢籍における直訳体と同様、モンゴル語で話されたことを示すための人造的な文体」のペルシア語が使用されていたと断言するが〔宮 2018, 上 499〕、その「人造的な文体」の具体的な特徴や、直訳体漢文にみられるようなモンゴル語の文法的影響などは説明されていない〔cf. 松井 2020, 93–98〕。

- 耿世民 2003 : 『維吾爾古代文獻研究』中央民族大學出版社.
- GOT = Marcel Erdal, *Grammar of Old Turkic*. Wiesbaden, 2004.
- ČT/Ali-zade III = Фазлуллах Рашид-ад-дін, *Джасамі' ат-Таваріх*, Vol. III. Ed. by Абдул-Керим Али-оглы Али-заде. Баку, 1957.
- ČT/Rawšan = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ǧāmi' al-Tawārīh*, 4 vols. Ed. by Muḥammad Rawšan / Muṣṭafa Mūsawī. Tīhrān, 1373/1994.
- ČT/TS = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ǧāmi' al-Tawārīh*. MS., İstanbul, Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Revan Köşkü 1518.
- 郭鋒 1993 : 『斯坦因第三次中亞探險所獲甘肅新疆出土漢文文書：未經馬斯伯樂刊布的部分』甘肅人民出版社.
- GWM = Nicholas Poppe, *Grammar of Written Mongolian*, 4. ed. Wiesbaden, 1991.
- 羽田亨 1957 : 『羽田博士史學論文集』上卷歷史篇. 東洋史研究会.
- HCW = 李逸友（編）『黑城出土文書』科學出版社, 1991.
- HJAS = *Harvard Journal of Asiatic Studies*
- 本田實信 1991 : 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.
- 堀直 1975 : 「明代のトウルファーンについて」『待兼山論叢』史学篇 8, 13–37.
- HYYY/Beijing = 『華夷譯語・高昌館課・回回館雜字・譯語・百譯館譯語・暹羅館譯語・八館館考』（北京圖書館古籍珍本叢刊 6）書目文獻出版社, n.d.
- InAs = Aurel Stein, *Innermost Asia*, 4 vols. London, 1928.
- 亦鄰真 (Irinčin) 2001 : 加藤雄三（訳）「元代直訳公文書の文体」『内陸アジア言語の研究』16, 155–172.
- 照那斯圖 (Junast) 2010a : 「黑城出土文獻所鈐一方元國書官印譯釋」聶鴻音・孫伯君（編）『中國多文字時代的歷史文獻研究』社會科學文獻出版社, 333–339.
- 照那斯圖 (Junast) 2010b : 「關於“不闡奚”的蒙古文對應形式 buralqi 及其相關問題」『中國史研究』2010-4, 170–173.
- Kara György 1990 : *Zhiyuan yiyu : Index alphabétique des mots mongols*. AOH 44-3, 279–344.
- Kara György 2003 : Mediaeval Mongolian Documents from Khara Khoto and Eastern Turkestan in the St. Petersburg Branch of the Institute of Oriental Studies. *Manuscripta Orientalia* 9-2, 3–40.
- 卡拉 (Kara György) 2006 : 敖特根（譯）『東方學研究所聖彼得堡分所收藏哈喇浩特及西域出土中世紀蒙古文文獻研究』民族出版社.
- Kara György. 2023 : Mongolian Sources. In: M. Biran/Kim Hodong (eds.), *The Cambridge History of the Mongol Empire*, Vol. II: Sources, Cambridge (UK), 96–130.
- 呼格吉勒圖 (Kögiltü)・薩如拉 (Sarula) 2004 : 『八思巴字蒙古語文獻匯編』內蒙古教育出版社.
- Kowalewski = Joseph Étienne Kowalewski, *Dictionnaire mongol-russe-français*, 3 vols. Kazan, 1844–1849.
- 栗林均 2003 : 『『華夷訳語』甲種モンゴル語全單語・語尾索引』東北大学東北アジア研究センター.
- 栗林均 2009 : 『『元朝秘史』モンゴル語漢字音訳・傍訳漢語対照語彙』東北大学東北アジア研究センター.
- 栗林均 2012 : 『『元朝秘史』傍訳漢語索引』東北大学東北アジア研究センター.
- 栗林均 2019 : 『華夷訳語（甲種本）の研究』松香堂書店.
- 栗林均・松川節 2016 : 『『西藏歷史檔案薈粹』所收باس巴文字文書』東北大学東北アジア研究センター.
- Lessing = Ferdinand D. Lessing, *Mongolian-English Dictionary* (3. rep.). Bloomington, 1995.
- 李甜 2022 : 『文殊山石窟研究』甘肅教育出版社.
- 李治安 2013 : 「元中葉西北“過川”及“過川軍”新探」『歷史研究』2013-2, 29–43.
- Legéti, Louis 1972 : *Monuments en écriture 'phags-pa*. Budapest, 123.
- 劉迎勝 2008 : 『『回回館雜字』與『回回館譯語』研究』中國人民大學出版社.
- 劉兆和 2009 : 『日落黑城：大漠文明搜尋手記』內蒙古大學出版社.
- 羅常培・蔡美彪 2004 : 『八思巴字與現代漢語（增訂本）』中國社會科學出版社.
- Maspero, Henri 1953 : *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale*. London.
- 松田孝一 1988 : 「メリク・テムルとその勢力」『内陸アジア史研究』4, 91–102.
- 松井太 1997 : 「カラホト出土蒙漢合璧稅糧納入簿斷簡」『待兼山論叢』史学篇 31, 25–49.
- 松井太 1998a : 「モンゴル時代ウイグリスタン稅役制度とその淵源」『東洋学報』79-4, 026–055.

- 松井太 2001：(発表 s 要旨)「カラホト出土モンゴル語文献」『日本モンゴル学会紀要』31, 173.
- 松井太 2004：「モンゴル時代の度量衡」『東方学』107, 166–153.
- 松井太 2011：「敦煌出土のウイグル語曆占文書」『人文社会論叢』人文科学篇 26, 25–48.
- 松井太 2015：「古ウイグル語行政命令文書に「みえない」ヤルリグ」『人文社会論叢』人文科学篇 33, 55–81.
- 松井太 2016a：「大英図書館所蔵対訳語彙集断片 Or. 12380/3948 再考」『東方学』132, 87–74.
- 松井太 2016b：(白玉冬：譯)「黒城出土蒙古語契約文書與吐魯番出土回鶻語契約文書」『北方文化研究』7, 檀國大學校附設北方文化研究所, 203–214.
- 松井太 2017：「敦煌石窟ウイグル語・モンゴル語題記銘文集成」松井太・荒川慎太郎(編)『敦煌石窟多言語資料集成』東京外国语大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 1–161.
- 松井太 2018：「モンゴル命令文とウイグル文書文化」『待兼山論叢』史学篇 52, 1–27.
- 松井太 2019：(批評)「宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む」『内陸アジア言語の研究』34, 61–84.
- 松井太 2020：(批評)「宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む(二)」『内陸アジア言語の研究』35, 53–111.
- 松井太 2021：(批評)「宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む(三)」『内陸アジア言語の研究』36, 69–118.
- 松川節 1995：(批評・紹介) BT XVI. 『東洋史研究』54-1, 105–122.
- 松川節 2002：「新発表のモンゴル語命令文碑 3 件」松田孝一(編)『碑刻等史料の総合的研究によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基盤的研究』JSPS 科研費報告書 (No. 12410096), 55–67.
- Matsukawa Takashi 2010 : Mongolian Manuscripts from Khara-khoto. 聶鴻音・孫伯君(編)『中國多文字時代の歴史文献研究』社會科學文獻出版社, 340–345.
- MDQ = 吉田順一・チメドドルジ (Čimedendorži) (編)『カラホト出土モンゴル文書の研究』雄山閣, 2008.
- MGZY = 照那斯圖 (Junast)・楊耐思『蒙古字韻校本』民族出版社, 1987.
- 宮紀子 2006 : 『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会.
- 宮紀子 2012 : 「カラ・ホト出土文書の対訳語彙集断片について」窪田順平(編)『ユーラシアの東西を眺める』総合地球環境学研究所, 27–36.
- 宮紀子 2018 : 『モンゴル時代の「知」の東西』上・下. 名古屋大学出版会.
- MKT = 『蒙漢詞典(増訂本)』内蒙古大學出版社, 1999.
- MNT/IdR = Igor de Rachewiltz, *The Secret History of the Mongols: A Mongolian Epic Chronicle of the Thirteenth Century*, 3 vols. Leiden/Boston, 2004–2013.
- Mostaert, Antoine / Cleaves, Francis Woodman 1952 : Trois documents mongols des Archives secrètes Vaticanes. HJAS 15-3/4, 419–506.
- 村上正二 1970 : (訳註)『モンゴル秘史(一)』平凡社.
- 村上正二 1976 : (訳註)『モンゴル秘史(三)』平凡社.
- 中村淳 2005 : 「山東靈巖寺大元国師法旨碑」『駒澤史学』64, 29–43.
- 小野浩 1993 : 「「とこしえの天の力のもとに」」『京都橘女子大学研究紀要』20, 209–186.
- 長田夏樹 2000 : 『長田夏樹論述集(上)』ナカニシヤ出版.
- OTWF = Marcel Erdal, *Old Turkic Word Formation*, 2 vols. Wiesbaden.
- 小澤重男 1985 : 『元朝秘史全釈(中)』風間書房.
- 小澤重男 1988 : 『元朝秘史全釈統攷(中)』風間書房.
- 小澤重男 1997 : 『蒙古語文語文法講義』風間書房.
- 潘潔 2006 : 「黒城分例文書中の屬相紀年」『内蒙古社會科學(漢文版)』27-4, 50–53.
- 潘潔 2013 : 『黒水城出土錢糧文書專題研究』寧夏人民出版社.
- 潘潔・陳朝輝 2007 : 「元代亦集乃路諸王妃子分例文書復原」『寧夏社會科學』2007-1, 107–111.
- Pelliot, Paul 1930 : Notes sur le "Turkestan" de M. W. Barthold. *T'oung Pao* (2. s.) 27-1, 12–56.
- Pelliot, Paul 1959 : *Notes on Marco Polo*, Vol. I. Paris.
- Poppe, Nicholas 1987 : *Introduction to Mongolian Comparative Studies*. Helsinki.
- PTMD = Völker Rybatzki, *Die Personennamen und Title der mittelmongolischen Dokumente*. Helsinki, 2006.
- PUM = Gottfried Herrmann, *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden, 2004

- RH = Peter B. Golden (ed.), *The King's Dictionary: the Rasūlid Hexaglot*. Leiden/London, 2000.
- Šayh al-Hukamā'ī, 'Imād al-Dīn・渡部良子・松井太 2017: 「ジャライル朝シャイフ=ウワイス発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡 2 点」『内陸アジア言語の研究』32, 49–149.
- 庄垣内正弘 1984: 「『畏兀兒館訛語』の研究」『内陸アジア言語の研究』1 [1983], 49–172.
- 宋坤 2012: 「『中國藏黑水城出土漢文文獻』讀後」孫繼民・宋坤・陳瑞青ほか編著『俄藏黑水城漢文非佛教文獻整理與研究』北京師範大學出版社, 1147–1191.
- 宋坤・薄嘉 2016: 「黒水城元代『ト魯罕妃子分例米麵文卷』復原」ZHHZ, 下 2064–2078.
- SteinIII = 沙知・吳芳思 (F. Wood) (編)『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻: 非佛經部分』①②. 上海辭書出版社, 2005.
- 杉山正明 2004: 『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会.
- Takeuchi Tsuguhito / Iuchi Maho 2016: *Tibetan Texts from Khara-khoto in the Stein Collection of the British Library*. Tokyo.
- 田中謙二 2000: 「元典章文書の研究」『田中謙二著作集』第 2 卷, 275–457.
- 谷口高志 2017: 「カアンのことばが翻訳されるまで」赤木崇敏ほか『元典章が語ること』大阪大学出版会, 39–70.
- TMEN = Gerhard Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neopersischen*, 4 vols. Wiesbaden, 1963–1975.
- Tserenpil / Kullmann, Jürgen 2008: *Mongolian Grammar* (4. ed.). Ulaanbaatar.
- Tumurtagoo 2010: *Mongolian Monuments in 'Phags-pa Script*. Taipei.
- 宇野伸浩 2018: 「モンゴル帝国の宮廷のケシクテンとチンギス・カンの中央の千戸」『櫻文論叢』96, 247–269.
- 牛根靖裕ほか 2021: 「コズロフ蒐集ハラホト出土モンゴル語印刷文献断簡 G110r について」『日本モンゴル学会紀要』51, 41–63.
- Vásáry, István 1977: *Susun and sūsūn in Middle Turkic Texts*. AOH 31-1, 51–59.
- Wasṣāf/Bombay = 'Abd Allāh b. Faḍl Allāh Šaraf al-Dīn Šīrāzī (Wasṣāf al-Haḍrat), *Taḡzīyat al-Amṣār wa-Tazḡīyat al-Asār*. Lithographic ed., Bombay, 1853 (Facsimile: Tihrān, 1338 AHS).
- 吳超 2013: 「亦集乃路の財政經濟」吳超・霍紅霞『元代亦集乃路基層管理研究』新華出版社, 150–257.
- 徐悅 2008: 「元代亦集乃路の屯田開發」『寧夏社會科學』2008-3, 102–105.
- 山崎忠 1951: 「乙種本華夷訛語韃靼館來文の研究: 東洋文庫本」『日本文化』31, 62–91.
- 山崎忠 1955: 「華夷訛語韃靼館來文の研究: 資料篇」『遊牧民族の研究』(ユーラシア学会研究報告 2) 自然史学会, 137–147.
- 楊富學・張海娟 2013: 「蒙古豳王家族與元代亦集乃路之關係」『敦煌研究』2013-3, 157–164.
- 姚桂蘭 2019: (編)『文殊山石窟』甘肅人民出版社.
- 四日市康博 2015: 「ユーラシア的視点から見たイル=ハン朝公文書」『史苑』75-2, 257–300.
- 吉田豊 1994: 「ソグド文字で表記された漢字音」『東方學報』京都 66, 380–271.
- Yoshida Yutaka 2000: *Further Remarks on the Sino-Uighur Problem*. 『アジア言語論叢』3, 1–11.
- 正月・高娃 2009: 「延祐四年一份回鶻式蒙古文文書釋讀」『民族語文』2009-5, 56–59.
- ZHHS = 杜建錄 (編)『中國藏黑水城漢文文獻釋錄』①～⑭. 中華書局・天津古籍出版社, 2016.
- ZHHW = 塔拉・杜建錄 (編)『中國藏黑水城漢文文獻』①～⑩. 國家圖書出版社, 2008.
- ZHHZ = 孫繼民ら (編)『中國藏黑水城漢文文獻的整理與研究』上・中・下. 中國社會科學出版社, 2016.
- ZHMW = 塔拉・杜建錄・高國祥 (編)『中國藏黑水城民族文字文獻』中華書局・天津古籍出版社, 2013.
- 祖生利 2003: 「『元典章・刑部』直譯體文字中的特殊語法現象」中國蒙古史學會 (編)『蒙古史研究』第 7 輯, 内蒙古大學出版社, 138–190.

付記 本稿は JSPS 科研費 JP20H01324 による研究成果の一部である.